官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十二条の四に規定する承認地域経済牽引事業用地整備に関する省令（経済産業八〇）　一
〔その他告示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務三〇六～三一二）　八
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同三一三～三一五）　一四
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同三一六～三一八）　一五
○道路に関する件（東北地方整備局一一一、一一二）　一七
〔公　告〕
諸事項
官庁
買収前の所有者等への売払い関係　一七
裁判所
破産、免責関係　一九
特殊法人等
首都高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、日本弁護士連合会裁決関係　四八
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、押収物還付関係　四九
会社その他
会社決算公告　五五

省令

○経済産業省令第八十号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十二条の二第一項、第十二条の三第一項、第十二条の四及び第十二条の六第一項の規定に基づき、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十二条の四に規定する承認地域経済牽引事業用地整備に関する省令を次のように定める。

令和八年十一月十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十二条の四に規定する承認地域経済牽引事業用地整備に関する省令

（地域経済牽引事業用地整備計画の承認の申請）

第一条　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第十二条の二第一項の規定により、地域経済牽引事業用地整備を行おうとする者が地域経済牽引事業用地整備計画の承認の申請をする場合には、様式第一による申請書を地域経済牽引事業用地整備を行おうとする重点促進区域を管轄する都道府県知事（当該地域経済牽引事業用地整備を行おうとする者に都道府県を含むときは、当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長又は沖縄総合事務局長を経由して、経済産業大臣。次条第一項及び第四条第一項において同じ。）に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該地域経済牽引事業用地整備を行おうとする者が法人（地方公共団体を除く。）である場合には、当該法人の定款

二　当該地域経済牽引事業用地整備を行おうとする者の最近二期間の事業報告、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（これらの書類がない場合には、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

3　法第十二条の二第一項の代表者は、一名とする。

（地域経済牽引事業用地整備計画の変更の承認の申請）

第二条　法第十二条の三第一項の規定により地域経済牽引事業用地整備計画の変更の承認を受けようとする承認地域経済牽引事業用地整備者は、様式第二による申請書を、その承認をした都道府県知事に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款に変更があった場合には、その変更後の定款

二　当該承認地域経済牽引事業用地整備者の最近二期間の事業報告、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（これらの書類がない場合には、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

（法第十二条の四の経済産業省令で定める法人）

第三条　法第十二条の四の経済産業省令で定める法人は、次のとおりとする。

一　地方道路公社

二　独立行政法人中小企業基盤整備機構

三　公益社団法人（その社員総会における議決権の全部が地方公共団体により保有されているものに限る。）

四　公益財団法人（その拠出をされた金額の全額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。）

（実施状況等の報告）

第四条　法第十二条の六第一項の規定による報告は、承認地域経済牽引事業用地整備計画の実施期間における毎事業年度の終了後三月以内に、様式第三による実施状況報告書を、その承認をした都道府県知事に提出してしなければならない。

２　前項の実施状況報告書には、各事業年度に係る貸借対照表及び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるものその他参考となるべき事項を記載した書類を添付しなければならない。

第五条　法第十二条の六第一項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十二条の四の規定により経済産業大臣の確認を受けた承認地域経済牽引事業用地整備を行う場合には、当該確認に係る課税の特例の適用の見込みに関する事項

二　法第十二条の五第一項の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構の助言を受けた場合には、当該助言の内容に関する事項

三　法第十二条の五第二項の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構からの資金の貸付けを受けた場合には、その借入れの状況に関する事項

四　その他参考となるべき事項

附　則

この省令は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

様式第１（第１条第１項関係）

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく地域経済牽引事業用地整備計画の承認申請書

年　　月　　日

殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第１２条の２第１項の規定に基づき、別紙１の計画について承認を受けたいので、別紙２と併せて申請します。

（備考）

１　地方公共団体の長（地域経済牽引事業用地整備を行おうとする者に都道府県を含むときは、経済産業大臣。）の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（別紙１）

地域経済牽引事業用地整備計画

１　地域経済牽引事業用地整備の内容及び実施期間

（１）地域経済牽引事業用地整備を行おうとする重点促進区域

（同意基本計画の名称）

（地域経済牽引事業用地整備を行おうとする重点促進区域）

（２）地域経済牽引事業用地整備を行おうとする者に関する事項

申請者（代表者）	
	①名称、　②住所、　③代表者名、　④決算月、 ⑤役割（地域経済牽引事業用地整備を共同して行おうとする者がある場合）
地域経済牽引事業用地整備を共同して行おうとする者	
	①名称、　②住所、　③代表者名、　④決算月、　⑤役割
1	
2	

（３）地域経済牽引事業用地整備の内容

（計画名）

（促進を図る業種及びその理由）

（地域経済牽引事業用地整備の内容）

（活用を予定する支援措置）

（４）地域経済牽引事業用地整備の実施期間

（実施期間）

年　月　日　～　年　月　日

（実施スケジュール）

地域経済牽引事業用地整備を行おうとする者の名称（　　）

工　程	年度	年度	年度	年度	年度
	年　月～	年　月～	年　月～	年　月～	年　月～
①					
②					
③					
④					
⑤					

※地域経済牽引事業用地整備を共同して行おうとする者がある場合は、当該者毎に欄を作成し、それぞれ記載すること。

２　地域経済牽引事業用地整備に必要な資金の額及びその調達方法

地域経済牽引事業用地整備を行おうとする者ごとに別表１に記載

３　地域経済牽引事業用地整備を行う土地の所在、地番及び面積

（１）土地の所在、地番及び面積

（２）当該土地の整備・開発に係る関係行政機関等との調整等の状況

４　承認地域経済牽引事業の用に供するためとるべき措置

（１）承認地域経済牽引事業者の誘致等に係る体制

（２）承認地域経済牽引事業者の誘致等に係る取組内容

（３）立地事業者の決定に当たり承認地域経済牽引事業者を選定するための措置

別表１　地域経済牽引事業用地整備に必要な資金の額及びその調達方法

地域経済牽引事業用地整備を行おうとする者の名称：＿＿＿

（別紙２）

承認地域経済牽引事業用地整備計画の公表

可	不可

（注）地域経済牽引事業用地整備計画が承認された場合、承認地域経済牽引事業用地整備者の名称、住所、計画名、地域経済牽引事業用地整備計画の承認日及び地域経済牽引事業用地整備計画を承認した者の名称を経済産業省のホームページにおいて公表することについて、可又は不可のいずれかに〇を付けること。

様式第２（第２条第１項関係）

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく地域経済牽引事業用地整備計画の変更の承認申請書

年　　月　　日

殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

年　　月　　日付けで承認を受けた地域経済牽引事業用地整備計画について、別紙１のとおり変更したいので、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第１２条の３第１項の規定に基づき、別紙２と併せて変更の承認を申請します。

（備考）

１　地方公共団体の長（地域経済牽引事業用地整備を行おうとする者に都道府県を含むときは、経済産業大臣。）の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（別紙１）

１　変更事項

変　更　前	変　更　後

２　変更の趣旨及び理由

（別紙２）

承認地域経済牽引事業用地整備計画の公表

可	不可

（注）地域経済牽引事業用地整備計画の変更が承認された場合、承認地域経済牽引事業用地整備者の名称、住所、計画名、地域経済牽引事業用地整備計画の承認日及び地域経済牽引事業用地整備計画を承認した者の名称を経済産業省のホームページにおいて公表することについて、可又は不可のいずれかに○を付けること。

様式第３（第４条第１項関係）

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律
に基づく　　年度における承認地域経済牽引事業用地整備計画の実施状況報告書

年　　月　　日

殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

年　　月　　日付けで承認を受けた地域経済牽引事業用地整備計画の　　年度の実施状況を別紙のとおり報告します。

（備考）
１　地方公共団体の長（地域経済牽引事業用地整備を行おうとする者に都道府県を含むときは、経済産業大臣。）の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（別紙）

１　実施した承認地域経済牽引事業用地整備の内容及び活用した支援措置の内容

２　承認地域経済牽引事業用地整備の進捗状況

（実績）

（実施スケジュール）
承認地域経済牽引事業用地整備者名（　　）

工　程	年度	年度	年度	年度	年度
	年　月～	年　月～	年　月～	年　月～	年　月～
①					
②					
③					
⑤					
⑤					

※共同して承認地域経済牽引事業用地整備を行う者がある場合は、当該者毎に欄を作成し、それぞれ記載すること。

（立地の決定した事業者の概要）

その他告示

○財務省告示第三百六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年十月一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年十一月十一日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	利付国庫債券（２年）(第489回)
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項、第47条第１項及び第62条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　非競争入札発行	各申込みの応募額を案分により割り当てる。
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で2,145,300,000,000円 うち、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で76,809,450,000円、同法第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で1,885,617,000,000円、同法第62条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で182,873,550,000円
⑵　非競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で79,000,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で654,000,000,000円
⑷　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で228,900,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	2,146,783,600,000円
⑵　非競争入札発行	79,054,510円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	654,451,260,000円
⑷　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	229,057,941,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和８年10月１日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき100円５銭５厘以上のそれぞれの応募価格
⑵　非競争入札発行、国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	額面金額100円につき100円６銭９厘
12　利率	年2.0％
13　初期利子	令和９年４月１日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{2.0}{100}$×$\frac{1}{2}$
14　第２期以後の利子	毎年４月１日及び10月１日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
15　償還期限	令和10年10月１日
16　償還金額	額面金額100円につき100円
17　元利金支払場所	日本銀行
18　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
19　払込期日	令和８年10月１日

○財務省告示第三百七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年十月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年十一月十一日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	利付国庫債券（５年）(第188回)
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項、第47条第１項及び第62条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　非競争入札発行	各申込みの応募額を案分により割り当てる。
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で1,915,100,000,000円 うち、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で43,701,250,000円、同法第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で527,657,850,000円、同法第62条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で1,343,740,900,000円
⑵　非競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で560,000,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で583,700,000,000円
⑷　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で218,800,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	1,916,916,050,000円
⑵　非競争入札発行	560,504,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	584,225,330,000円
⑷　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	218,996,920,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和８年10月15日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき100円７銭以上のそれぞれの応募価格
⑵　非競争入札発行、国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	額面金額100円につき100円９銭
12　利率	年2.4％
13　経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{2.4}{100}$×$\frac{25}{365}$
14　初期利子	令和９年３月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{2.4}{100}$×$\frac{1}{2}$
15　第２期以後の利子	毎年３月20日及び９月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16　償還期限	令和13年９月20日
17　償還金額	額面金額100円につき100円
18　元利金支払場所	日本銀行
19　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20　払込期日	令和８年10月15日

○財務省告示第三百八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年十月七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年十一月十一日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	利付国庫債券（10年）（第384回）
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項及び第47条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）

5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　非競争入札発行	各申込みの応募額を案分により割り当てる。
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で1,966,100,000,000円 うち、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で424,618,550,000円、同法第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で1,541,481,450,000円
⑵　非競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で1,854,000,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で631,500,000,000円
⑷　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で155,100,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	1,965,924,520,000円
⑵　非競争入札発行	1,853,814,600円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	631,436,850,000円
⑷　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	155,084,490,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和８年10月７日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円97銭以上のそれぞれの応募価格
⑵　非競争入札発行、国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円99銭
12　利率	年3.1％
13　経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{3.1}{100}$×$\frac{17}{365}$
14　初期利子	令和９年３月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{3.1}{100}$×$\frac{1}{2}$
15　第２期以後の利子	毎年３月20日及び９月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16　償還期限	令和18年９月20日
17　償還金額	額面金額100円につき100円
18　元利金支払場所	日本銀行
19　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20　払込期日	令和８年10月７日

○財務省告示第三百六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年十月二十一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年十一月十一日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	利付国庫債券（20年）（第198回）
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項及び第47条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で537,100,000,000円 うち、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で132,553,800,000円、同法第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で404,546,200,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で162,800,000,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で54,600,000,000円

7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	541,746,800,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	164,216,360,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	55,075,020,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和８年10月21日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき100円80銭以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	額面金額100円につき100円87銭
12　利率	年3.8％
13　経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{3.8}{100}$×$\frac{31}{365}$
14　初期利子	令和９年３月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{3.8}{100}$×$\frac{1}{2}$
15　第２期以後の利子	毎年３月20日及び９月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16　償還期限	令和28年９月20日
17　償還金額	額面金額100円につき100円
18　元利金支払場所	日本銀行
19　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20　払込期日	令和８年10月21日

○財務省告示第三百十号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年十月九日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年十一月十一日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	利付国庫債券（30年）（第92回）
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項及び第47条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で450,700,000,000円 うち、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で275,286,400,000円、同法第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で175,413,600,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で148,900,000,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で2,400,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	456,135,000,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	150,701,690,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	2,429,040,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和８年10月９日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき101円５銭以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	額面金額100円につき101円21銭

12　利　　率　年4.2％
13　経過利子の払込み　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額の総額}\times\frac{4.2}{100}\times\frac{19}{365}$$

14　初期利子　令和９年３月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額}\times\frac{4.2}{100}\times\frac{1}{2}$$

15　第２期以後の利子　毎年３月20日及び９月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16　償還期限　令和38年９月20日
17　償還金額　額面金額100円につき100円
18　元利金支払場所　日本銀行
19　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
20　払込期日　令和８年10月９日

○財務省告示第三百十一号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年十月二十三日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年十一月十一日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号　利付国庫債券（10年）（第368回、第370回、第371回及び第383回）、利付国庫債券（20年）（第137回、第141回、第142回、第143回、第144回、第146回、第151回、第156回、第157回、第158回、第159回、第160回、第161回及び第162回）及び利付国庫債券（30年）（第７回、第10回、第12回、第13回、第23回及び第27回）
2　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法　利回り格差（第17号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
5　募入決定の方法　各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
6　発行額　額面金額で498,800,000,000円
内訳（別表のとおり）
7　払込金額　431,382,535,000円
8　最低額面金額　50,000円
9　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日　令和８年10月23日
11　発行価格　発行対象国債ごとに、額面金額100円につき、次の算式により算出した金額

$$\frac{100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}}{1+\left(\frac{\text{第17号に規定する利回り}+\text{募入利回り格差}}{100}\right)\times\text{残存年数}}$$

12　利　　率　（別表のとおり）
13　経過利子の払込み　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。
各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第10号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365
14　利　　子　第10号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

$$\text{各発行対象国債の額面金額}\times\frac{\text{各発行対象国債の利率}}{100}\times\frac{1}{2}$$

15　償還期限　（別表のとおり）
16　償還金額　額面金額100円につき100円
17　入札の基準とする各発行対象国債の利回り　銘柄毎の基準利回は、令和８年10月22日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとする。
18　元利金支払場所　日本銀行
19　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
20　払込期日　令和８年10月23日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（10年）（第368回）	0.2％	令和14年９月20日	4,300,000,000円
利付国庫債券（10年）（第370回）	0.5％	令和15年３月20日	99,200,000,000円
利付国庫債券（10年）（第371回）	0.4％	令和15年６月20日	4,000,000,000円
利付国庫債券（10年）（第383回）	2.7％	令和18年６月20日	800,000,000円
利付国庫債券（20年）（第137回）	1.7％	令和14年６月20日	2,500,000,000円
利付国庫債券（20年）（第141回）	1.7％	令和14年12月20日	22,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第142回）	1.8％	令和14年12月20日	100,000,000円
利付国庫債券（20年）（第143回）	1.6％	令和15年３月20日	8,100,000,000円
利付国庫債券（20年）（第144回）	1.5％	令和15年３月20日	17,800,000,000円
利付国庫債券（20年）（第146回）	1.7％	令和15年９月20日	20,500,000,000円
利付国庫債券（20年）（第151回）	1.2％	令和16年12月20日	500,000,000円
利付国庫債券（20年）（第156回）	0.4％	令和18年３月20日	2,300,000,000円

利付国庫債券（20年）（第157回）	0.2％	令和18年６月20日	33,700,000,000円
利付国庫債券（20年）（第158回）	0.5％	令和18年９月20日	32,400,000,000円
利付国庫債券（20年）（第159回）	0.6％	令和18年12月20日	13,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第160回）	0.7％	令和19年３月20日	34,300,000,000円
利付国庫債券（20年）（第161回）	0.6％	令和19年６月20日	62,300,000,000円
利付国庫債券（20年）（第162回）	0.6％	令和19年９月20日	41,900,000,000円
利付国庫債券（30年）（第７回）	2.3％	令和14年５月20日	2,200,000,000円
利付国庫債券（30年）（第10回）	1.1％	令和15年３月20日	100,000,000円
利付国庫債券（30年）（第12回）	2.1％	令和15年９月20日	11,700,000,000円
利付国庫債券（30年）（第13回）	2.0％	令和15年12月20日	200,000,000円
利付国庫債券（30年）（第23回）	2.5％	令和18年６月20日	300,000,000円
利付国庫債券（30年）（第27回）	2.5％	令和19年９月20日	84,600,000,000円

○財務省告示第三百十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年十月二十八日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年十一月十一日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号　利付国庫債券（20年）（第164回、第178回、第179回及び第197回）、利付国庫債券（30年）（第29回、第34回、第35回、第36回、第40回、第46回、第47回、第48回、第49回及び第51回）及び利付国庫債券（40年）（第１回、第２回、第３回、第４回、第５回、第８回及び第９回）

2　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項

3　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

4　発行方法　利回り格差（第17号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行

5　募入決定の方法　各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。

6　発行額　額面金額で248,900,000,000円
　内訳（別表のとおり）

7　払込金額　182,472,110,000円

8　最低額面金額　50,000円

9　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

10　発行日　令和８年10月28日

11　発行価格　発行対象国債ごとに、額面金額100円につき、次の算式により算出した金額

$$\frac{100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}}{1+\left(\frac{\text{第17号に規定する利回り}+\text{募入利回り格差}}{100}\right)\times\text{残存年数}}$$

12　利率　（別表のとおり）

13　経過利子の払込み　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。

各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第10号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365

14　利子　第10号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

$$\text{各発行対象国債の額面金額}\times\frac{\text{各発行対象国債の利率}}{100}\times\frac{1}{2}$$

15　償還期限　（別表のとおり）

16　償還金額　額面金額100円につき100円

17　入札の基準とする各発行対象国債の利回り　銘柄毎の基準利回は、令和８年10月27日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとする。

18　元利金支払場所　日本銀行

19　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

20　払込期日　令和８年10月28日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（20年）（第164回）	0.5％	令和20年３月20日	16,600,000,000円
利付国庫債券（20年）（第178回）	0.5％	令和23年９月20日	22,200,000,000円
利付国庫債券（20年）（第179回）	0.5％	令和23年12月20日	115,300,000,000円
利付国庫債券（20年）（第197回）	3.7％	令和28年６月20日	27,100,000,000円
利付国庫債券（30年）（第29回）	2.4％	令和20年９月20日	8,700,000,000円
利付国庫債券（30年）（第34回）	2.2％	令和23年３月20日	4,600,000,000円
利付国庫債券（30年）（第35回）	2.0％	令和23年９月20日	300,000,000円
利付国庫債券（30年）（第36回）	2.0％	令和24年３月20日	900,000,000円
利付国庫債券（30年）（第40回）	1.8％	令和25年９月20日	3,900,000,000円
利付国庫債券（30年）（第46回）	1.5％	令和27年３月20日	200,000,000円
利付国庫債券（30年）（第47回）	1.6％	令和27年６月20日	100,000,000円

利付国庫債券（30年）(第48回)	1.4%	令和27年９月20日	100,000,000円
利付国庫債券（30年）(第49回)	1.4%	令和27年12月20日	100,000,000円
利付国庫債券（30年）(第51回)	0.3%	令和28年６月20日	700,000,000円
利付国庫債券（40年）(第１回)	2.4%	令和30年３月20日	400,000,000円
利付国庫債券（40年）(第２回)	2.2%	令和31年３月20日	3,100,000,000円
利付国庫債券（40年）(第３回)	2.2%	令和32年３月20日	2,700,000,000円
利付国庫債券（40年）(第４回)	2.2%	令和33年３月20日	32,600,000,000円
利付国庫債券（40年）(第５回)	2.0%	令和34年３月20日	6,400,000,000円
利付国庫債券（40年）(第８回)	1.4%	令和37年３月20日	400,000,000円
利付国庫債券（40年）(第９回)	0.4%	令和38年３月20日	2,500,000,000円

○財務省告示第三百十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和八年十月九日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年十一月十一日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	利付国庫債券（２年）(第488回)
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
5　発行額	額面金額で17,494,800,000円
6　払込金額	17,503,547,400円
7　最低額面金額	50,000円
8　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
9　発行日	令和８年10月９日
10　発行価格	額面金額100円につき100円５銭
11　利率	年1.7%
12　経過利子の払込み	各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{1.7}{100}$×$\frac{38}{365}$
13　初期利子	令和９年３月１日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.7}{100}$×$\frac{1}{2}$
14　第２期以後の利子	毎年３月１日及び９月１日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
15　償還期限	令和10年９月１日
16　償還金額	額面金額100円につき100円
17　元利金支払場所	日本銀行
18　払込期日	令和８年10月９日

○財務省告示第三百十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和八年十月十三日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年十一月十一日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	利付国庫債券（５年）(第187回)
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
5　発行額	額面金額で5,779,850,000円
6　払込金額	5,786,785,820円
7　最低額面金額	50,000円
8　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
9　発行日	令和８年10月13日
10　発行価格	額面金額100円につき100円12銭
11　利率	年2.2%
12　経過利子の払込み	各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{2.2}{100}$×$\frac{115}{365}$
13　初期利子	令和８年12月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{2.2}{100}$×$\frac{1}{2}$
14　第２期以後の利子	毎年６月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
15　償還期限	令和13年６月20日
16　償還金額	額面金額100円につき100円
17　元利金支払場所	日本銀行
18　払込期日	令和８年10月13日

○財務省告示第三百十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和八年十月九日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年十一月十一日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	利付国庫債券（10年）(第383回)
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
5　発行額	額面金額で17,507,750,000円
6　払込金額	17,185,607,400円
7　最低額面金額	50,000円
8　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
9　発行日	令和８年10月９日
10　発行価格	額面金額100円につき98円16銭
11　利率	年2.7％
12　経過利子の払込み	各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{2.7}{100}$×$\frac{111}{365}$
13　初期利子	令和８年12月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{2.7}{100}$×$\frac{1}{2}$
14　第２期以後の利子	毎年６月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
15　償還期限	令和18年６月20日
16　償還金額	額面金額100円につき100円
17　元利金支払場所	日本銀行
18　払込期日	令和８年10月９日

○財務省告示第三百十六号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、令和八年十月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年十一月十一日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	個人向け利付国庫債券（固定・３年）(第196回)
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行額	額面金額で150,250,880,000円
5　最低額面金額	10,000円
6　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
7　発行日	令和８年10月15日
8　発行価格	額面金額100円につき100円
9　利率	年1.96％
10　初期利子	令和９年４月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第12号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.96}{100}$×$\frac{1}{2}$
11　第２期以後の利子	毎年４月15日及び10月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
12　償還期限	令和11年10月15日
13　償還金額	額面金額100円につき100円
14　払込期日	令和８年10月15日
15　払込場所	日本銀行の本店又は支店
16　中途換金の取扱い	中途換金の買取りは、令和９年10月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和９年10月15日から令和10年４月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋第２期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$） ⑵　令和10年４月15日以後の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$×$\frac{1}{2}$
17　中途換金の特例	前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の４第１項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第３条の規定による改正前の相続税法第21条の４第１項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和９年10月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和９年４月15日から令和９年10月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額） ⑵　令和９年４月15日前の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－経過利子に相当する金額
18　元利金支払場所	日本銀行

○財務省告示第三百十七号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、令和八年十月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年十一月十一日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	個人向け利付国庫債券（固定・５年）(第186回)
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行額	額面金額で529,275,310,000円
5　最低額面金額	10,000円
6　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
7　発行日	令和８年10月15日
8　発行価格	額面金額100円につき100円
9　利率	年2.24％
10　初期利子	令和９年４月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第12号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{2.24}{100}\times\frac{1}{2}$
11　第２期以後の利子	毎年４月15日及び10月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
12　償還期限	令和13年10月15日
13　償還金額	額面金額100円につき100円
14　払込期日	令和８年10月15日
15　払込場所	日本銀行の本店又は支店
16　中途換金の取扱い	中途換金の買取りは、令和９年10月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和９年10月15日から令和10年４月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋第２期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$） ⑵　令和10年４月15日以後の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}\times\frac{1}{2}$
17　中途換金の特例	前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の４第１項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第３条の規定による改正前の相続税法第21条の４第１項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和９年10月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和９年４月15日から令和９年10月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額） ⑵　令和９年４月15日前の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－経過利子に相当する金額
18　元利金支払場所	日本銀行

○財務省告示第三百十八号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、令和八年十月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年十一月十一日

財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	個人向け利付国庫債券（変動・10年）(第198回)
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行額	額面金額で345,565,410,000円
5　最低額面金額	10,000円
6　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
7　発行日	令和８年10月15日
8　発行価格	額面金額100円につき100円
9　初期利子の適用利率	年1.95％
10　第２期以後の利子の適用利率	年当たり、各利払期における利子計算期間開始日前に行われた、発行から償還までの期間が９年５か月超の10年利付国債の直近における入札（当該開始日の属する月に行われた入札を除く。）の結果に基づき算出された複利利回りに、0.66を乗じた率。ただし、乗じた率が0.05％を下回るときは、その率は0.05％とする。
11　初期利子	令和９年４月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第13号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.95}{100}\times\frac{1}{2}$
12　第２期以後の利子	毎年４月15日及び10月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。 額面金額×$\frac{\text{第10号に規定する第２期以後の利子の適用利率}}{100}\times\frac{1}{2}$
13　償還期限	令和18年10月15日
14　償還金額	額面金額100円につき100円
15　払込期日	令和８年10月15日
16　払込場所	日本銀行の本店又は支店
17　中途換金の取扱い	中途換金の買取りは、令和９年10月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和９年10月15日から令和10年４月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋第２期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$）

⑵　令和10年４月15日以後の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$）

18　中途換金の特例　前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の４第１項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第３条の規定による改正前の相続税法第21条の４第１項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和９年10月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

⑴　令和９年４月15日から令和９年10月15日前までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額）

⑵　令和９年４月15日前の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－経過利子に相当する金額

19　元利金支払場所　日本銀行

○東北地方整備局告示第百十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十一月十一日

東北地方整備局長　小島　優

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十三号

(三)　道路の区域

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
上山市関根字東通九二番一から同市宮脇字下川原一二番一二まで	後前	二十七・六メートル 一四・六メートル	〇・〇キロメートル 〇・〇キロメートル
	後	二十七・六メートル 二二・〇メートル	〇・〇キロメートル 九九七メートル
	前	二二・〇メートル 八四・〇メートル	九九七メートル 七七七メートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十一月十一日

東北地方整備局長　小島　優

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十三号	上山市関根字東通九二番一から同市宮脇字下川原七一二番一一まで	東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年十一月十一日

公　告

諸　事　項

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を農林水産省経営局長に提出されたい。

令和８年11月11日

農林水産大臣　武部　　新

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
北海道札幌市豊平区中の島375番24 畑　33㎡	赤間**久**三郎 北海道札幌郡豊平町字中ノ島348番地	現況：公衆用道路 公共利用計画あり
北海道山越郡長万部町字平里13番76 原野　53㎡	相馬合名会社 北海道函館市大町22番地	現況：原野 公共利用計画あり
北海道山越郡長万部町字平里298番 鉄道用地 751㎡		現況：鉄道用地 公共利用計画あり

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を東北農政局長に提出されたい。

令和８年11月11日

農林水産大臣　武部　　新

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
岩手県奥州市江刺梁川字落合47番４ 原野　4,416㎡	氏名不詳 住所不詳	
秋田県由利本荘市館前字後田12番３ 公衆用道路 63㎡ （買収時：秋田県由利郡小友村大字館前字後田12番１ 田　３畝）	氏名不詳 住所不詳	公共利用計画あり
秋田県由利本荘市館前字後田33番３ 公衆用道路 125㎡ （買収時：秋田県由利郡小友村大字館前字後田33番 田　４反６畝13歩）	氏名不詳 住所不詳	公共利用計画あり
秋田県由利本荘市館前字後田33番４ 公衆用道路 22㎡ （買収時：秋田県由利郡小友村大字館前字後田33番 田　４反６畝13歩）	氏名不詳 住所不詳	公共利用計画あり

山形県酒田市田沢字村下16番２　雑種地　522㎡（買収時：山形県飽海郡田澤村大字田澤村字村下16―２　田　２畝12歩）	氏名不詳 住所不詳	公共利用計画あり
山形県酒田市田沢字村下16番３　用悪水路　16㎡（買収時：山形県飽海郡田澤村大字田澤村字村下16―２　田　２畝12歩）	氏名不詳 住所不詳	公共利用計画あり
福島県福島市大森字竹ノ内前50番　畑　153㎡	氏名不詳 住所不詳	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を関東農政局長に提出されたい。

令和８年11月11日

農林水産大臣　武部　　新

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
栃木県下野市下石橋字郭内419番17　雑種地　6.03㎡	氏名不詳 住所不詳	公共利用計画あり
東京都東村山市廻田町三丁目26番21　畑　297㎡	氏名不詳 住所不詳	
長野県飯田市東中央通3045番１　宅地　6.01㎡	氏名不詳 住所不詳	公共利用計画あり
長野県飯田市長姫町624番２　公衆用道路　337㎡	氏名不詳 住所不詳	公共利用計画あり
長野県飯田市長野原700番28　畑　247㎡	小林　　誠 長野県下伊那郡竜丘村大字長野原	
静岡県富士宮市羽鮒字羽行110番３　原野　1,299㎡	氏名不詳 住所不詳	
静岡県三島市長伏515番１　原野　66㎡	氏名不詳 住所不詳	
静岡県三島市長伏515番３　原野　136㎡	氏名不詳 住所不詳	
静岡県三島市長伏515番４　原野　12㎡	氏名不詳 住所不詳	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を東海農政局長に提出されたい。

令和８年11月11日

農林水産大臣　武部　　新

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲名礼字平野海道459番317　雑種地　14.21㎡（買収時：岐阜県揖斐郡谷汲村大字名礼字平野海道428番　山林　８畝17歩）	平井　　金助 岐阜県揖斐郡谷汲村名礼1162番地	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を近畿農政局長に提出されたい。

令和８年11月11日

農林水産大臣　武部　　新

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
和歌山県和歌山市松江東四丁目1106番８　公衆用道路　180㎡（買収時：和歌山県和歌山市松江字南大島1106番８　公有地　１畝29歩）	和歌山市	
和歌山県和歌山市松江東四丁目1106番９　公衆用道路　125㎡（買収時：和歌山県和歌山市松江字南大島1106番９　公有地　１畝11歩）	和歌山市	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を中国四国農政局長に提出されたい。

令和８年11月11日

農林水産大臣　武部　　新

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
山口県宇部市大字妻崎開作字作六七ノろノ割1487番23　雑種地　342㎡	山根　　宝助 住所不詳	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を九州農政局長に提出されたい。

令和８年11月11日

農林水産大臣　武部　　新

記

1 国有財産の表示	2 買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
長崎県佐世保市小佐々町黒石615番 用悪水路 2,964㎡	氏名不詳 住所不詳	
熊本県阿蘇市黒川字横井ノ本1514番 山林　2,300㎡	工藤　一三 熊本県阿蘇郡坂梨村2970番地	
熊本県阿蘇市黒川字横井ノ本1518番 山林　1,000㎡ （買収時：熊本県阿蘇郡黒川村黒川字横井ノ本1518番 山林　4畝9歩、1519番　山林　9畝15歩、1519番1　山林　12歩）		
大分県中津市大字東浜字赤田439番3 田　122㎡	氏名不詳 住所不詳	

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第１５１８号

札幌市豊平区平岸４条４丁目８番８―406号

債務者　石井　健一

1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　亀山　健太

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前11時15分

5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５７号

岩手県久慈市湊町第15地割６番地１

債務者　横澤田育実

1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　上山　信一

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後１時40分

5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

令和８年（フ）第５８号

岩手県九戸郡九戸村大字伊保内第19地割15番地２　川向団地９号

債務者　倉口　昭彦

1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　石井　惠子

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後１時50分

5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

令和８年（フ）第１６９８号

さいたま市南区根岸５丁目10番９号　ヴィラコヤス壱番館603、旧住所さいたま市南区文蔵２丁目23番11号

債務者　河野　泰朋

1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　青山　隆治

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午前10時

5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第２２７６号

横浜市港南区笹下１丁目８番８―101号

債務者　小出　将一

1　決定年月日時　令和８年10月27日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　高梨　翔太

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後２時10分

5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４４２号

横浜市港南区大久保２丁目11番４号　弥生荘201、住民票上の住所横浜市港南区大久保２丁目11番４号　やよい荘201

債務者　西里　　康

1　決定年月日時　令和８年10月27日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　坂本　雅之

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後１時50分

5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２５４５号

横浜市南区清水ケ丘172番地７　ユナイトアルゴ横浜203

債務者　新山　開斗

1　決定年月日時　令和８年10月27日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　佐藤　源晃

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後２時20分

5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９９１号

名古屋市中区千代田２丁目21番３号　エクレール鶴舞602号

債務者　角　　泰直

1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　森　　絵里

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前10時30分

5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５６１５号

大阪府寝屋川市緑町28番１―301号　緑町シルクハイツ301号室

債務者　谷本　裕介

1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　谷川　直人

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後２時20分

5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１０８３号

堺市中区堀上町156番地８

債務者　古川　良治

1　決定年月日時　令和８年10月27日午後２時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　角　　憲和

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前11時30分

5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第２７０号

奈良県磯城郡田原本町大字法貴寺417番地の１　イングス法貴寺202号室

債務者　岡野　悦朗

1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　米澤　弘朗

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午前11時20分

5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第２２３１号

札幌市東区北40条東16丁目２番６―101号

債務者　北岡　　智

1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　井川　寿幸

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後４時

5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２７６号

北海道旭川市宮下通３丁目２番７―85号、申立時の住所北海道旭川市宮下通７丁目3897番地の１　旭川駅前ビル608号

債務者　中村　順次

1　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　畑地　雅之

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午後３時20分

5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第９６１号

京都市西京区大枝東新林町一丁目２番地　1棟506号

債務者　中村　一哉

1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　西山　直輝

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前10時30分

5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第２１６１号
札幌市北区北38条西７丁目２番５―101号
債務者　鈴木　千春
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　見野　彰信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前11時45分
5　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８３号
北海道北見市上ところ355番地13
債務者　大川　隆志
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浦澤　佳弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後２時15分
5　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和８年（フ）第８６１号
名古屋市中区栄１丁目22番２号　ライオンズ名古屋ビル815号室、住民票上の住所愛知県愛西市稲葉町米野132番地８
債務者　コンカフェｘオナクラ　ｉＬｉＦＥ名古屋店こと佐藤　一樹
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　煤孫　　尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前10時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２５７８号
名古屋市緑区大高町字鷲津山81番地の３
債務者　加藤あいか
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石原　宏一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４５８４号
大阪府東大阪市御厨中１丁目５番22号　ポジティーボ小阪　Ｂ棟202号
債務者　山口　恵美
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　大成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２１８号
大阪府八尾市旭ヶ丘３丁目18番地の20
債務者　八津鋼業こと　津田　光一
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　慎也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７９号
和歌山市黒田253　メゾン葵305、住民票上の住所和歌山市加太244番地
債務者　木本　大貴
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森脇　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前10時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第６６５号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地６街区６棟302号、旧住所埼玉県越谷市登戸町32番５号　ライオンズヴィアーレ南越谷409
債務者　中澤翔太郎
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西島　一隼
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前10時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第１７４号
長崎県佐世保市花高１丁目11番８号
債務者　坂倉　雅敏
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末竹彦司郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月５日午前10時５分
5　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第２３７８号
横浜市神奈川区大口通38番地の２　藤和大口コープⅡ309号
債務者　加藤　一枝
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇野真由美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３５号
奈良県御所市大字櫛羅330番地の13
債務者　桜井　聖一
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀧口　　勇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第１７２号
鳥取県米子市東福原５丁目２番32号　205号
債務者　生田　里奈
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴谷　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後３時
5　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第２６５号
北海道旭川市西御料３条２丁目３番７号
債務者　柿崎　隆佑
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青山　和志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後３時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２４８１号
横浜市都筑区北山田４丁目20番18号　アルシオネ302
債務者　遠藤　芳輝
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　八郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０６５号
京都市山科区上花山坂尻41番地２
債務者　京料理ほうざんこと潟淵友百子こと潟淵　智子
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　由宇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１２１７号
京都市左京区松ケ崎西山20番地２　メゾンジョアパートⅡ　401号、前住所京都市左京区下鴨西梅ノ木町34―４
債務者　辻　　徹
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　由香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第２５３号
長崎県長崎市坂本１丁目３番３号
債務者　竹山　良弘
1　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福崎　龍馬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前10時10分
5　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１１２号
鹿児島県姶良市加治木町小山田1685番地
債務者　川原　孝祐
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮路　真行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第１１７号
鹿児島県伊佐市大口下殿637番地５
債務者　堀尾　俊彰
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　後藤　　寛
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前10時30分
５　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第２４９２号
愛知県瀬戸市紺屋田町11番地の128
債務者　髙本　　歩
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　住田　直子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午前10時30分
５　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０７８号
大阪府松原市新堂２丁目331番地の２（205号）
債務者　太田久美子
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木村　尚巧
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午前10時
５　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１４６号
山口県宇部市中村３丁目３番３－４号
債務者　伊藤　裕子
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　竹中　怜子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第１０３号
福岡県京都郡みやこ町勝山長川386番地５
債務者　伊藤　　清
１　決定年月日時　令和８年10月23日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　哲也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午前11時30分
５　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第９０号
長崎県佐世保市東山町６番20号、前住所福岡県糟屋郡志免町大字南里11番地の１
債務者　米田　洋一
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　竹口　将太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月５日午前10時30分
５　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第２２７１号
横浜市神奈川区西神奈川３丁目17番地４　６Ｆ
債務者　黒澤美寿希
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　坂本　佳隆
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和９年１月25日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２６８号
愛知県豊川市蔵子３丁目１番地３　グランフェリシアⅡ106号室
債務者　清本　新樹
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　清水　誠治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月８日午後２時30分
５　免責意見申述期間　令和９年１月25日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第４３号
佐賀県唐津市鎮西町打上2855番地６
債務者　中山　　壽
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩城　直明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和９年１月25日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

令和８年（フ）第１６６号
新潟県小千谷市真人町丁562番地甲１　村山亜美　方、住民票上の住所新潟県見附市今町２丁目９番23号
債務者　高橋　正史
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小村　　隆
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午前11時
５　免責意見申述期間　令和９年１月26日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第５２７号
愛知県岡崎市城南町２丁目２番地32、旧住所愛知県豊田市高岡本町中根山96番地３　グッドデイズ106号
債務者　江良　勇矢
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　黒瀬　裕司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午後２時20分
５　免責意見申述期間　令和９年１月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第１１１号
佐賀県武雄市武内町大字梅野乙13140番地５、前住所佐賀県武雄市朝日町大字甘久2531番地25
債務者　小柳　壱誠
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鬼橋　正敏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前11時30分
５　免責意見申述期間　令和９年１月26日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第１４３号
山口県宇部市大字沖宇部166番地33
債務者　安野　志成
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤　政弘
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和９年１月29日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第２２３号
奈良県北葛城郡王寺町畠田３丁目８番11号
債務者　木下　明人
１　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　幸田　直樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月15日午前10時30分
５　免責意見申述期間　令和９年２月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第２３９号
神奈川県横須賀市長浦町５丁目23番地９　メゾンＴ．Ｍ202
債務者　中山　哲
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　清水　俊明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午前11時
５　免責意見申述期間　令和９年２月２日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第５９８号
静岡市駿河区有明町15番11号　クリプトメリア有明101
債務者　深澤紗代子
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　林　　克樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午前10時10分
５　免責意見申述期間　令和９年２月２日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５３号
埼玉県春日部市西宝珠花343番地１
債務者　塚目千寿子
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　荒木　真名
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月19日午前11時
５　免責意見申述期間　令和９年２月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第１５４号
埼玉県春日部市西宝珠花343番地１
債務者　塚目　龍也
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　荒木　真名
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月19日午前11時
５　免責意見申述期間　令和９年２月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第２６９４号
名古屋市緑区鳴海町字三皿32番地の２　シャトル三皿405号、従前の住所名古屋市天白区野並３丁目86番地
債務者　前川　武弘
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　寺澤佐千夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月25日午前10時
５　免責意見申述期間　令和９年２月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第８６号
北海道北見市本町３丁目３番19―106号
債務者　三谷　則夫
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和８年（フ）第１５８４号
埼玉県鴻巣市宮前405番地１　レジデンス宮前　102
債務者　長島　良子
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７６６号
埼玉県鴻巣市吹上富士見１丁目13番12号
債務者　長島　隆広
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７８０号
埼玉県和光市本町９番21号　グランデ中通り105
債務者　谷口　友馬
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１８０１号
埼玉県川口市並木２丁目15番７―805号　エル・グランジュテ西川口
債務者　須之内麻美
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１８０４号
埼玉県新座市畑中三丁目８番９号　レオネクスト　プレジャーライフ101号室
債務者　菅間　明枝（旧姓丸山）
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１８２４号
埼玉県上尾市大字原市4357番地22
債務者　渡邉　順之
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１８３４号
さいたま市岩槻区加倉５丁目13番３号　アーバンコーポ岩槻105
債務者　生野　里佳
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１８４３号
埼玉県川口市本町３丁目２番７―1109号
債務者　三ツ橋美沙
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１８５９号
埼玉県戸田市大字新曽1191番地の８　むつみ荘203号室
債務者　武井　優香
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第７２１号
埼玉県越谷市大字弥十郎188番地５
債務者　稲垣ゆうこ
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３７１号
埼玉県深谷市上柴町西７丁目８番地１
債務者　家子　貴幸
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第３７４号
埼玉県東松山市山崎町８番地20　ノースブリッサⅡ203
債務者　小坂　鈴夏
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２０５号
千葉県東金市東上宿15番地11　桜コーポ102
債務者　野表　　孝
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第１７３号
新潟県長岡市柏町１丁目５番41号　コスモハイツⅡ303号室、前住所新潟県長岡市日赤町１丁目７番15―603号　グランペール日赤603号室
債務者　佐藤　清隆
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第１７７号
新潟県長岡市神田町１丁目２番地14　ハイツ芝301号室
債務者　小林　弘二
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第３５８号
岐阜市六条東１丁目２番10号
債務者　棚橋　　透
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第４３６号
岐阜市柳津町北塚２丁目117番地２（やないづビル２Ａ）、前住所岐阜市伊奈波通２丁目13番地１
債務者　梅村　　曉
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第２７１号
愛知県豊橋市牛川通五丁目６番地１　ブライト202号室
債務者　中島　輝義
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第４４号
京都府与謝郡与謝野町字石川1374番地１　ドミールＳＫ201号
債務者　新見　麻由
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
京都地方裁判所宮津支部

令和８年（フ）第４５号
京都府京丹後市丹後町間人1850番地の２
債務者　堀江　　充
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
京都地方裁判所宮津支部

令和８年（フ）第５０３号
大阪府阪南市自然田758番地の21、前住所大阪府阪南市自然田733番地の11
債務者　吉田智津代
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５３０号
大阪府泉佐野市佐野台10番地の１　佐野台住宅（７－202）
債務者　藤崎　百衣
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５５９号
大阪府阪南市鳥取中238番地の５
債務者　鈴木　麗梨（旧姓今西）
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５８２号
大阪府泉佐野市佐野台10番地の１　佐野台住宅（６－207）
債務者　名倉　勝之
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５９１号
大阪府貝塚市澤1017番地10
債務者　藤川　祐次
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５９９号
大阪府泉佐野市泉ケ丘１丁目９番２－110号
債務者　岡田　笑子
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第６１２号
大阪府泉佐野市鶴原2797番地の３
債務者　本多　五月
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第６２２号
大阪府泉佐野市高松東１丁目10番７号　松月荘（１号室）
債務者　奥川加津江
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第６２８号
大阪府和泉市葛の葉町二丁目８番４－305号
債務者　村森　妙子（旧姓松村）
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第６３８号
大阪府岸和田市加守町３丁目10番25号
債務者　深井　幸代（旧姓西出）
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３１７号
岡山県倉敷市沖新町68番地10　テラス・ワンＡ
債務者　福元　愛美
1　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第３４９号
岡山県倉敷市山地807番地59、転居前の住所
岡山県倉敷市中庄1905番地６
債務者　三谷　弘子
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第３６６号
岡山県都窪郡早島町若宮3705番地12
債務者　小林　美幸
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第１８５６号
札幌市東区北40条東19丁目３番１―203号
債務者　澤村絵美香
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８８９号
札幌市西区二十四軒１条７丁目２番６号　ケントピア306号
債務者　佐々木由佳
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９０４号
札幌市東区北47条東17丁目１番14―106号
債務者　齊藤　優斗
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９１９号
札幌市中央区北５条西19丁目24番地４　エステラ北５条館205号
債務者　宇野　理紗
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９６８号
札幌市中央区南７条西９丁目1028番地26
コーポヘルシー３号
債務者　遠藤　桂太
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９９８号
札幌市北区麻生町３丁目５番15―102号
債務者　久保田健斗
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０１３号
札幌市東区伏古14条３丁目12番４―506号
債務者　山崎ひとみ（旧姓菅原）
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０５２号
札幌市南区澄川２条３丁目７番16号　オプス澄川２・３―202号
債務者　古河原一也
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０５７号
札幌市西区二十四軒４条７丁目１番26号　ルーセント24―403号
債務者　對尾　淳子（旧姓馬渕）
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０７４号
札幌市豊平区平岸５条12丁目３番38―402号
債務者　早川　徳英
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０８１号
札幌市豊平区中の島１条４丁目７番１―310号
債務者　鈴木　賢一
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２１０３号
札幌市西区二十四軒１条５丁目３番20―112号
債務者　佐々木朋靖
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０７号
北海道夕張郡由仁町中央86番地
債務者　塚間　早苗
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和８年（フ）第１１０号
北海道岩見沢市かえで町７丁目１番８―303号　市営住宅８号棟
債務者　浅野　鉄夫
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和８年（フ）第１１１号
北海道夕張市末広２丁目４番地27
債務者　神　　春美
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和８年（フ）第２２２号
釧路市若竹町４番14号　ハイツ中谷５号室
債務者　岩田　英理
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５２号
山形県東田川郡庄内町西袋字村立85番地２
債務者　我孫子久美
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
山形地方裁判所酒田支部

令和８年（フ）第１８８号
千葉県旭市江ケ崎138番地９
債務者　萩野　　豪
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第２１８号
千葉県東金市福俵467番地３
債務者　石黒喜代美
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第２４７５号
横浜市神奈川区東神奈川２丁目８番地　東神奈川テルミコーポ201号
債務者　半田　直人
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２５４２号
横浜市港南区野庭町635番地　野庭住宅６棟507号
債務者　石井　昭男
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２５４８号
神奈川県海老名市中央３丁目４番22―1103号
債務者　佐野明香音
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２６５２号
横浜市港南区野庭町628番地　野庭住宅３棟205号
債務者　齊藤　壽子
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９６６号
大阪府河内長野市市町708番地の１〈エスペランサＣ棟210号〉
債務者　辰己　詩歩（旧姓松下）
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９８０号
堺市南区高倉台４丁31番62号
債務者　三島　綾香（旧姓戸高）
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１０７０号
大阪府柏原市国分西１丁目３番43―805号
カーザ　ｄｉ　ポルタ
債務者　岡本　　茂
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１１０１号
堺市中区大野芝町204番地７　Ｓ．ｆｉｅｌｄ大野芝205号、前住所堺市中区深井中町1972番地６
債務者　河野勇一郎
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１１２３号
大阪府富田林市寺池台四丁目１番310―501号、前住所堺市南区庭代台２丁１番14―405号
債務者　梶原　　太
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５１号
大分県日田市大山町西大山4797番地
債務者　川述優美子
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
大分地方裁判所日田支部

令和８年（フ）第５６号
大分県日田市中城町６番６号
債務者　石松　　恵（旧姓　野内）
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
大分地方裁判所日田支部

令和８年（フ）第６５号
秋田県湯沢市清水町四丁目２番47号
債務者　粟津　文子
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
秋田地方裁判所横手支部

令和８年（フ）第６９号
秋田県湯沢市清水町四丁目２番47号
債務者　粟津　広輝
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
秋田地方裁判所横手支部

令和８年（フ）第６０号
群馬県桐生市相生町２丁目79番地の７　押見住宅－１
債務者　金井　千絵
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
前橋地方裁判所桐生支部

令和８年（フ）第６６号
群馬県みどり市笠懸町鹿3158番地１　田村ハイツＣ201号室、前住所群馬県太田市大原町2305番地１　プラネットＢ―101号
債務者　サトウ　アモール　バルガスことＳＡＴＯ　ＡＭＯＲ　ＶＡＲＧＡＳ
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで　前橋地方裁判所桐生支部

令和８年（フ）第１１０号
新潟県阿賀野市中央町一丁目８番３号
債務者　西村　直弥（旧姓梅津）
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで　新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第３８０号
静岡県御殿場市中清水153番地の４　セラ・フジオカＡ203
債務者　岩本　香代
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第５６５号
愛知県豊田市新町３丁目77番地９　ベルセードルＷ　206号
債務者　佐藤　礼美
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第５６７号
愛知県西尾市吉良町上横須賀元屋敷50番地　市営元屋敷住宅Ｂ14号
債務者　森田　利行
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第２３４号
奈良県橿原市新口町４番地の４　フォレスト新ノ口205
債務者　的場　美奈
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第２５１号
奈良県橿原市畝傍町44番地　サンウィンディア　Ｃ102、前住所静岡県伊豆の国市奈古谷2217番地の396
債務者　鈴木　麻美
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第１１６号
香川県善通寺市稲木町415番地１、前住所高松市十川西町921番地２
債務者　河野　　理
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで　高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第１２２号
香川県丸亀市飯山町上法軍寺2406番地１
債務者　酒井　美和
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで　高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第１２６号
香川県仲多度郡多度津町大字葛原字永井46―１、住民票上の住所香川県坂出市沙弥島113番地２
債務者　田中　良太
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで　高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第１３３号
香川県綾歌郡宇多津町浜五番丁63番地１（コンフォート宇多津102）、前住所香川県綾歌郡宇多津町浜四番丁46番地12（ステラ102）
債務者　秋山慶一郎
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで　高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第１３４号
香川県丸亀市中府町四丁目13番28号養護老人ホームくおん、前住所香川県丸亀市川西町北1847番地１多田アパート３号
債務者　空　　文子
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで　高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第２０９号
長野市南高田２丁目７番地23
債務者　兵藤　沙希
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで　長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４５０１号
大阪府枚方市養父西町11番６号
債務者　西川　晶子
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９５０号
大阪市東成区中道３丁目８番３号
債務者　長友　清乃
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０４９号
大阪市都島区中野町２丁目16番30号　シャトー京橋　303号
債務者　望月由美子
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１４９号
大阪市淀川区西宮原２丁目６番16―1033号
債務者　大坂　芳範
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２４２号
大阪市城東区関目２丁目９番16号　レガーレ関目　205号
債務者　佐藤　洋輔
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２４８号
大阪府寝屋川市三井が丘１丁目２番４－403号
債務者　河島　　望
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３５０号
大阪市港区築港３丁目４番35－906号
債務者　篠崎　　太
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３８４号
大阪府寝屋川市三井が丘１丁目２番４－403号
債務者　河島　美悠
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５３０号
大阪府寝屋川市明和２丁目11番18号
債務者　石黒　朋美
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５６６１号
大阪市西区九条２丁目３番３－207号
債務者　竹内　孝男
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５６８７号
大阪府大東市北条６丁目14番30号　スタープライト203号
債務者　佐藤　正樹
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５７２６号
大阪市生野区小路２丁目26番２－315号、前住所大阪市東成区大今里南６丁目２番18号　第２岩本コーポ　202号
債務者　楠原　静香
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５７８２号
大阪市浪速区幸町１丁目３番34－704号
債務者　松村風舞華（旧姓鶴田）
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５８００号
大阪府門真市寿町９番１号　ハイツ大川205号
債務者　山下　輝雄
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１５９号
長崎県佐世保市天神５丁目７番25号　コア天神101
債務者　山高　恭平
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第１６９号
長崎県佐世保市春日町32番22号　春日スプリングハイツ501、前住所長崎県佐世保市瀬戸越２丁目17番17号　智翔館ビル４Ｆ
債務者　直江　由紀
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第１７５号
長崎県佐世保市広田１丁目23番53号　広田アメニティ　Ｂ－３、前住所長崎県佐世保市広田４丁目10番１号　１－402
債務者　福島　由美
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第１１９号
鹿児島県霧島市国分野口西22番27－307号　ホワイトハウス、前住所鹿児島県霧島市国分下井635番地２　リーブル108　202
債務者　久保　孝治
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第１２０号
北海道苫小牧市日吉町２丁目９番11号　ステラ日吉Ｂ　107号
債務者　細川　恭宏
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第８８号
岩手県一関市弥栄字大奈良30番地４、前住所岩手県一関市弥栄字大奈良182番地５
債務者　千葉　　聡
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（フ）第１０９３号
仙台市太白区あすと長町４丁目３番58―903号
債務者　笠原　一弘
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１６７号
仙台市若林区南小泉４丁目12番５号　トゥインクルコート南小泉Ⅰ番館101
債務者　長谷川美波
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１３９号
宮城県石巻市大街道西１丁目12番64号　市営大街道西第一復興住宅203号
債務者　菊田　雄二
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第１５４号
宮城県石巻市流留字内田78番地２　サンライズＮａｇａｒｕＡ号
債務者　山本　真也
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第１６２号
宮城県石巻市蛇田字新東前沼93番地２　エスペロ東前沼205号、前住所宮城県石巻市新橋３番11号　コーポ・ステーション205号
債務者　高橋　隆之
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第２４５号
秋田市濁川字後田65番地19　ロイヤルプラザⅢ203号
債務者　鈴木　瑠香
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３６号
福島県南相馬市原町区北原字東原110　北原アパート301号、住民票上の住所福島県郡山市島二丁目36番２号
債務者　遠藤ますみ
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
福島地方裁判所相馬支部

令和８年（フ）第４８号
千葉県館山市北条264番地の６　川上住宅東南棟
債務者　重田　文雄
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
千葉地方裁判所館山支部破産係

令和８年（フ）第１４６６号
東京都八王子市子安町１丁目20番16号メイプルコート402号
債務者　橘　　雄吾
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１６６３号
東京都八王子市滝山町１丁目621番地１アイダッシュⅠ302号
債務者　須崎　　賢
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８２１号
東京都西多摩郡日の出町大字大久野496番地２
債務者　増田　貴志
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８９４号
東京都町田市原町田６丁目24番４号ビアンコネロマチダ902
債務者　木村　　悟
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１９７０号
東京都福生市大字福生2034番地中野マンション301号室
債務者　村瀬　美穂
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第４６６号
新潟市江南区砂岡２丁目８番71号
債務者　桑原　渚紗
1　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２６４号
山梨県甲斐市中下条1815番地２
債務者　山田　聖峰
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２６５号
山梨県甲斐市中下条1815番地２
債務者　山田奈津子
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２８２号
山梨県甲斐市竜王新町1005番地　飯沼住宅６号
債務者　小林　昭一
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２９９号
山梨県中巨摩郡昭和町河東中島1579番地３　ＭＯＮＤＯ甲府昭和205号、前住所山梨県南都留郡忍野村忍草2505番地６　メゾン・ドゥ・プランⅡ－201
債務者　渡辺　正仁
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３０７号
山梨県甲斐市竜王新町1266番地
債務者　坂本　時子
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３１４号
山梨県甲斐市西八幡1479番地　市営南団地１号棟101号室
債務者　広川　　彩
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１１８号
長野県上田市中之条827番地99
債務者　小出　幸子
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第１２１号
長野県上田市国分802番地36　ハイツノア202号
債務者　久保田信夫
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第１２６号
岐阜県揖斐郡大野町大字上磯724番地21
債務者　近藤　知美
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第６１７号
静岡県藤枝市田沼４丁目17番22号　アミティア106号室
債務者　増田　　明
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２０号
静岡県富士市厚原1391番地　プレミール杉山102号
債務者　大村　寛之
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第２２１号
静岡県富士市中島168番地の１　センターガーデンエムエス103号
債務者　岩本　公子
１　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第２２６号
静岡県富士市天間911番地の４　Ｃｉｔｙ　Ｒｉｖｅｒ　Ⅰ－201号
債務者　後藤　拓哉
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第２５１号
三重県津市一身田大古曽80番地１　グランバリューＢ202
債務者　奥村　雪佳里
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２６０号
三重県亀山市布気町950番地23　コーポ亀山12棟205号
債務者　浦上　翔太
１　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１０４７号
京都市西京区川島東代町５番地５　リバティハウス葛野　201号室
債務者　中村真里亜
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１８２号
京都府八幡市男山八望１番地－Ｃ３－407
債務者　木嵜　和美
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１６５号
兵庫県伊丹市池尻２丁目347番地　プラシードⅡ　Ａ棟201号
債務者　寺阪　公彦
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第４５２号
兵庫県姫路市網干区新在家2075番地35　社楼夢、従前の住所兵庫県姫路市広畑区清水町１丁目31番地１　社楼夢
債務者　阪本　　守
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５４２号
兵庫県加古川市野口町北野730番地の２　コスモガーデン302号
債務者　藤田　鈴鹿
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５４７号
兵庫県高砂市中島３丁目７番14―３号
債務者　山下　郁恵
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５５４号
兵庫県姫路市飾磨区今在家３丁目57番地
シャトーグランデ今在家306
債務者　松井　豊英
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５６１号
兵庫県姫路市網干区興浜550―１　ルーチェカーサⅡ102号、住民票上の住所兵庫県たつの市龍野町日山194番地８
債務者　平野沙也加
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５６４号
兵庫県加古川市平岡町土山421番地の25　土山住宅３―205号
債務者　立花伸太郎
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５７１号
兵庫県姫路市網干区興浜444番地１　メゾンプラージュⅡ204
債務者　山下　龍二
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５７３号
兵庫県高砂市高砂町松波町440番地の31　県営松波団地２号棟107号
債務者　作　　光男
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５７５号
兵庫県姫路市西新町118番地５　キャッスルコート西新町503
債務者　中原　千春
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２３３号
奈良県橿原市小綱町４番18号　平和ハイツＧ
債務者　藤本　　衛
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第２４３号
奈良県北葛城郡広陵町大字安部641番地１　メゾン　Ｍ・Ｎ　103、前住所奈良県北葛城郡広陵町みささぎ台24番13号　ロイヤルハイツＤ　202号
債務者　川上　信明
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第２４６号
奈良県橿原市見瀬町90番地の１　シャルル橿原神宮502
債務者　竹本　　淳
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第４０２号
和歌山県橋本市隅田町上兵庫219番地の１
蘭Ⅱ　102号室
債務者　橋本　神菜
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第５９３号
岡山市南区曽根215番地７
債務者　河田　涼雅
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６３３号
岡山県赤磐市熊崎175番地３
債務者　土井友加里（旧姓矢野、岸本）
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３３７号
愛媛県松山市生石町276番地１　メゾン生石101号
債務者　村上志尾子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３４２号
愛媛県松山市紅葉町３番66号　湯渡団地１棟31号
債務者　濱田　愛萌
1　決定年月日時　令和８年10月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３４４号
愛媛県松山市竹原２丁目11番19号　103号
債務者　田中　康一
1　決定年月日時　令和８年10月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３４５号
愛媛県松山市竹原２丁目11番19号　103号
債務者　田中　佑一
1　決定年月日時　令和８年10月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６８号
福岡県八女市国武465番地１、前住所福岡県八女市国武614番地４
債務者　森　あずさ
１　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　福岡地方裁判所八女支部破産係

令和８年（フ）第７６号
福岡県八女市黒木町本分482番地２
債務者　小川　証子
１　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　福岡地方裁判所八女支部破産係

令和８年（フ）第５０１号
大分県由布市湯布院町川上2889番地１
債務者　白川友菜（旧姓馬野）
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１０８号
大分県豊後高田市高田2051番地２　共和コーポ第１西新町Ａ
債務者　湊　　良平
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第１０９号
大分県中津市大字角木74番地２　ウエストコート角木Ｄ－101、前住所愛知県豊橋市高洲町字長弦２番地　スナックジョーク
債務者　春藤禮三郎
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第１１１号
大分県中津市大字東浜434番地２　アルカディアコーポ　１号室
債務者　濱田　和生
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第４２７号
宮崎市大字芳士1021番地１
債務者　日髙　典弘
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４４４号
宮崎市佐土原町下那珂4750番地331　ＹＫハイツ203号
債務者　夏田　尚子
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４４６号
宮崎市下北方町塚原5791番地　フレグランス下北方Ｂ棟101号
債務者　稲田　愼子
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４４８号
宮崎市瀬頭１丁目１番39号　Ｍスタイル107号
債務者　岩満　雅子
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第５４号
鹿児島県奄美市名瀬幸町23番30号　２Ｆ
債務者　松元　明仁
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部２係

令和８年（フ）第６５号
沖縄県名護市宇茂佐の森四丁目10番地１　イシガーラハウス103号
債務者　我謝　尚武
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　那覇地方裁判所名護支部

令和８年（フ）第１３６号
宮城県大崎市古川南町一丁目５番33号　高嶋貸家南町
債務者　佐藤　優真
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第１４６号
宮城県栗原市若柳字川南葉ノ木274番地１　夢タウンコーポファイン201号、従前の住所宮城県栗原市金成台畑28番地
債務者　金野　朋子
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第２１３号
福島県郡山市富田町字下亀田29番地の１　ライフ・フィールドＢ206号
債務者　関根　敬生
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第３２２号
金沢市高畠１丁目17番地　ハイツジョア102号
債務者　小髙　　司
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで　金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３２４号
金沢市八日市２丁目42番地１　第二中村ハイツ203号、従前の住所金沢市木越１丁目193番地
債務者　丸山　　暢
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで　金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７２号
長野県諏訪市大字中洲2351番地　ビラ沖田Ｆ105号室
債務者　井磧優久恵
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
長野地方裁判所諏訪支部

令和８年（フ）第２４７号
兵庫県宝塚市高司３丁目１番２号　ハイツ藤沢Ｉ－102号室
債務者　中村　　笑（旧姓中舎）
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第２５３号
兵庫県伊丹市寺本東１丁目６番41－２号
債務者　川上　香里
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第７０号
兵庫県豊岡市小田井町11番16号
債務者　高島　秀行
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和８年（フ）第１０２号
佐賀県杵島郡白石町大字廿治1393番地１　上廿治住宅２－５号
債務者　フロロ　ダイアン　チャン（ＦＬＯＲＯ　ＤＩＡＮＥ　ＣＨＡＮＧ）
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第１２６号
佐賀県伊万里市山代町楠久1524番地
債務者　吉武　卓郎
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第１２７号
佐賀県伊万里市大坪町甲2443番地119　松本アパート202号
債務者　指方　富宏
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第７０号
佐賀県唐津市浜玉町横田上1237番地１　ポライトリーＮＯＺＯＭＩ　Ｃ104号
債務者　梅田　美香
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

令和８年（フ）第７３号
佐賀県唐津市佐志中通3143番地２
債務者　野嵜　眞弓
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

令和８年（フ）第７４号
佐賀県唐津市半田3221番地２
債務者　田島　雪乃（旧姓福島）
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

令和８年（フ）第８９号
佐賀県唐津市弓鷹町1510番地23　金田ビル201号
債務者　古賀　　天
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

令和８年（フ）第１２９４号
東京都八王子市椚田町120番地３オーシャンハイツパート４　303号
債務者　小林　正美
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５７３号
東京都清瀬市松山三丁目20番12号コーポアカシアの木205号
債務者　佐々木　勇
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１６００号
東京都府中市美好町２丁目17番地の６クレドール府中209
債務者　上田真太郎
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１６７０号
東京都町田市木曽西１丁目17番３号キャッスル町田２－Ａ
債務者　岩崎とも子
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７９２号
（前住所）東京都葛飾区新宿６丁目７番２－701号
債務者　内畑美智子
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２２２号
神奈川県横須賀市根岸町４丁目33番３－108号
債務者　清水　広美
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１０４８号
広島市安佐南区安東５丁目30番17号
債務者　藤本　敦子
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１０５号
広島県廿日市市六本松１丁目４番10―205号
債務者　河野　美幸
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１０９号
広島市安佐南区東原３丁目14番38―201号
債務者　山下真由美
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２９１号
青森市大字野沢字沢部34番地　新山方
債務者　鈴木　秀幸
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２９５号
青森市妙見１丁目14番３号
債務者　吉田　　豊
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第５１３号
神奈川県平塚市纏１丁目６番２号
債務者　金　　泰仁
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第５３６号
神奈川県小田原市清水新田206番地の２　レオパレスＪＯＬＬＹパート２　102号室
債務者　高井　一美
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第９３４号
広島県安芸郡熊野町呉地３丁目14番16号
債務者　茅本　樹梨（旧姓二井本、重田）
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１００３号
広島市中区基町20番１―736号
債務者　淀川　　斉
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０４５号
広島市安佐南区高取北３丁目１番33―302号
債務者　森田　将矢
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５０号
宮城県遠田郡美里町和多田沼字和多屋敷23番地９
債務者　横地　孝之
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第１６２号
宮城県大崎市古川南町三丁目１番30号
債務者　佐々木優助
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第１００号
山口市宮野下247番地７
債務者　山根　瑞季
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１５０号
山口市大内矢田南５丁目11番６号　ハイツ矢田101
債務者　村上　耕一
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第６０号
鹿児島県南さつま市加世田白亀1445番地13　コーポさがみ103号、従前の住所鹿児島県枕崎市立神本町426番地
債務者　吉嶺　　愛
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

令和８年（フ）第１６８号
島根県松江市宍道町宍道1073番地　横町団地１―103
債務者　土江　加尾理
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１７２号
島根県松江市山代町712番地　市営来美アパート３号棟401号
債務者　門脇まゆみ
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１７６号
島根県松江市八雲台二丁目15番11号　パールハイツ201
債務者　橋本　武志
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
松江地方裁判所民事部

破産手続廃止

令和８年（フ）第１９号
千葉県南房総市安馬谷3280番地
破産者　座間　　忍
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部破産係

令和７年（フ）第５０号
山形県酒田市大蕨字二夕子197番地３
破産者　池田木材株式会社
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所酒田支部

令和８年（フ）第８号
千葉県大網白里市駒込1202番地２
破産者　植村　年和
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第１２５号
千葉県山武市木原228番地55
破産者　ＦＯＲＴＩ　ＳＩＭＯＮ（フォルティシモン）
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和７年（フ）第１７７８号
札幌市中央区南３条西５丁目14番地　三条美松ビル４階
破産者　株式会社ＴＳＵＫＵＳＨＩ
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２９号
千葉県香取市野田518番地５
破産者　上平　敏之
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

令和８年（フ）第２９２号
川崎市高津区末長１丁目38番34―505号ベルコリーヌメイ
破産者　株式会社事例屋
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第２７８号
新潟市中央区万代一丁目２番３号　コープ野村万代１Ｆ
破産者　株式会社ＬＩＦＥ　ＫＮＯＷＬＥＤＧＥ
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７１号
長野県安曇野市明科七貴3959番地１
破産者　株式会社波場建設
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１７１号
長野県松本市出川町17番32号
破産者　株式会社エスポ・ワール
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１２１８号
名古屋市守山区小幡太田１番８号　アーバンラフレ小幡６号棟204号
破産者　桜井建工株式会社
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６７１号
名古屋市千種区見附町１丁目61番地１　ＦＬＡＴＭＩＴＳＵＫＥ２Ｂ
破産者　株式会社美仁堂
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６７２号
名古屋市名東区大針３丁目221番地　ＨＥＲＭＩＴ　ＣＲＡＢ203号
破産者　佐藤ゆかり
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８３０号
名古屋市中川区荒子４丁目316番地106号室
破産者　川村タイル工事株式会社
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８９号
愛知県岡崎市大門五丁目20―６
破産者　株式会社プログレス
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第１９８号
愛知県安城市和泉町大海古６番地８
破産者　有限会社中島精工
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３８４号
愛知県みよし市黒笹一丁目２番地４　すまいるヒルズＫＡＴＯ105号、前住所三重県四日市市三ツ谷町12番８号　阿倉川寮101
破産者　髙木　佑弥
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４７５号
堺市中区大野芝町176番地の２
破産者　株式会社池田建材
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１５２号
神戸市西区長畑町６番地の20
破産者　合同会社Ｃａｂｉｎ　ＣｏＣｏ
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第３２０号
岡山市南区福島二丁目20番１号
破産者　株式会社アトムビルド
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４２９号
岡山県赤磐市南佐古田262番地
破産者　株式会社三和機販
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１２０号
青森県八戸市類家四丁目21番８号
破産者　文化タクシー株式会社
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第１５１号
代替住所Ａ（旧住所　東京都目黒区東が丘１丁目21番15号東が丘荘423）
破産者　山崎　　歩
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１５２号
東京都日野市平山３丁目11番地の５
破産者　名取美佐子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２３２号
東京都昭島市宮沢町三丁目２番１号
破産者　株式会社パネルクラブ
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３９２号
東京都立川市一番町４丁目62番地の３市営一番町北住宅312号
破産者　延寿　人司
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４２５号
東京都東村山市秋津町１丁目15番地２ラ・フォンテーン３
破産者　祢木　勝人
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４６９号
東京都三鷹市北野４丁目15番35号レクエルド烏山205
破産者　有村　太佑
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４９６号
東京都八王子市元本郷町４丁目５番13号グランドハイツ八王子110号
破産者　小岩井明日香
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２３８号
神奈川県大和市渋谷１丁目７番地13コスモスビル201
破産者　株式会社エーアンドアイ
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和５年（フ）第２６１号
神奈川県横須賀市大矢部二丁目12番７号
破産者　株式会社ワタル工業
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第３３８号
新潟市西区木山字砂原62番地４号
破産者　フードファクトリー株式会社
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２８８号
静岡県浜松市中央区肴町312番地の10
破産者　有限会社サイトーパーキング
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第１６５号
三重県鈴鹿市白子四丁目５番５号ハイレジデンス白子１Ｅ
破産者　合同会社Ｉ　ＣＵＢＥ
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１７２号
三重県鈴鹿市東旭が丘三丁目４番18号
破産者　石井　徹也
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１３号
三重県鳥羽市相差町1159番地
破産者　野村　　宏
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和８年（フ）第３７号
三重県伊勢市二見町西758番地
破産者　奥村　　敬
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和８年（フ）第４４号
愛媛県今治市矢田甲491番地
破産者　株式会社ｉｎｖｅｒｔ
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所今治支部

破産手続終結及び免責許可決定

令和７年（フ）第１０１号
群馬県館林市新栄町1985番地の１　エクセレントＹＫ新栄町Ｂ－202、前住所栃木県足利市田中町16番地５　ガーデンパレスわたらせ104号室
破産者　伊東　涼太
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第３３１号
川崎市川崎区桜本１丁目２番29号　川崎港湾福利厚生協会桜本寮　206
破産者　武井　剛志
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和６年（フ）第１１５６号
愛知県日進市梅森台２丁目54番地　ヒルズ晃梅103、開始決定時の住所愛知県日進市岩崎町北高上131番地
破産者　原　一千代
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第３１６４号
愛知県半田市大池町４丁目27番地の98、従前の住所愛知県知多郡阿久比町大字植大字植中根28番地１　ＳｕｎＳｏｌｅｉｌ21―501号
破産者　加治屋　徹
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７号
愛知県津島市中一色町市場84番地２
破産者　榊原　直明
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第６２８号
愛知県刈谷市板倉町３丁目９番地20
破産者　久保田愁真
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第６０５３号
大阪府三島郡島本町広瀬３丁目13番30号　門之内マンション210号、開始決定時大阪府三島郡島本町広瀬５丁目５番16号
破産者　久保田雅喜
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第９３８号
堺市中区深井水池町2835番地11　ベーレン水賀池406号、前住所神戸市灘区赤坂通６丁目５－９（前前住所）大阪府交野市星田１丁目２番８号
破産者　水金　裕介
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第１０８号
岡山市南区片岡1198番地、旧住所岡山県玉野市八浜町八浜1095番地１
破産者　原崎　義和
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第８１号
熊本県玉名郡長洲町大字長洲2919番地１　シャルール103号、前住所熊本県玉名市岱明町山下182番地７
破産者　古家　昂誠
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

令和７年（フ）第１３９号
釧路市愛国東４丁目12番７号　有料老人ホームぽかぽか
破産者　川越　勝仁（法定代理人保佐人佐藤圭）
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５９号
北海道河西郡芽室町東６条５丁目３番地１　地共H11　202
破産者　牧野　　学
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和７年（フ）第２４７号
福岡県宗像市陵厳寺１丁目９番16　ベルコロレ６Ｄ－103、開始決定上の住所青森市大字大野字若宮36番地４
破産者　竹内　志洋
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第１２９号
仙台市太白区西中田７丁目27番10号　アゼイリアヒル301、開始決定時の住所宮城県柴田郡大河原町字旭町46番地
破産者　村井　裕公
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

令和７年（フ）第１４１５号
横浜市青葉区たちばな台２丁目４番地62　第２たちばな台ガーデン203、開始決定時の住所横浜市都筑区すみれが丘33番地18
破産者　三村　俊明
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第５４６号
神奈川県小田原市扇町３丁目27番35号
破産者　峯岸　典彦
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第７１３号
神奈川県平塚市御殿３丁目３番21号
破産者　土岐　　肇
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２３２号
静岡市清水区由比今宿190番地
破産者　古牧　淳也
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第１４０号
京都府京田辺市河原神谷66番地　19棟305、破産手続開始決定時の住所京都府京田辺市草内犬伏６番地
破産者　奥西　克旨
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第７２号
兵庫県加東市社73番地　セレナ栄202号、住民票上の住所兵庫県丹波市山南町野坂46番地11
破産者　服部理恵子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

令和７年（フ）第３９号
広島市西区己斐上１丁目６番18―305号、申立時の住所広島市佐伯区五月が丘１丁目12番22号
破産者　下出　一明
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

免責許可決定

令和８年（フ）第１９号
千葉県南房総市安馬谷3280番地
破産者　座間　　忍
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所館山支部破産係

令和８年（フ）第６２号
岐阜県美濃市生櫛1415番地２　グリーンリビエール　101号室、前住所岐阜県郡上市大和町島1051番地
破産者　山田　　宏
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第２６５号
岐阜市日野南２丁目４番23号、前住所岐阜県大垣市外渕４丁目52番地　ティンカーベル103号
破産者　松野　翔太
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第８号
千葉県大網白里市駒込1202番地２
破産者　植村　年和
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第１２５号
千葉県山武市木原228番地55
破産者　ＦＯＲＴＩ　ＳＩＭＯＮ（フォルティシモン）
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第１６２号
神奈川県横須賀市池田町６丁目５番２号
破産者　ポーティック彩奈カオヒナニ
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１６４号
神奈川県横須賀市佐野町１丁目12番地ラフォーレ佐野２―201
破産者　矢田絵莉子
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１７６号
神奈川県横須賀市長坂４丁目１番Ｄ―108号
破産者　石川　桂子
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１８２号
神奈川県横須賀市三春町４丁目15番地　サンハイツ堀の内１―705
破産者　和田紀久子
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第３０７号
岐阜県各務原市蘇原瑞穂町３丁目49番地２（グループホームひまわり）、前住所岐阜県可児市久々利1523番地３
破産者　越田　　徹
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第３２号
京都府宮津市下世屋1406、前住所大阪府大阪市都島区内代町１丁目７番６―1006号
破産者　梅本　　望
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

令和８年（フ）第３４号
京都府京丹後市大宮町善王寺787番地の２
破産者　奥田　信行（法定代理人成年後見人崎山貴史）
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

令和８年（フ）第２３８号
福岡県小郡市美鈴が丘三丁目10番地１　シックステージＤ―202号
破産者　羽根　栄子
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２４０号
福岡県久留米市御井町1592番地
破産者　副島　智恵
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２７５号
茨城県常陸大宮市上小瀬4475番地の３
破産者　橋本　友成
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２８８号
茨城県ひたちなか市大字馬渡2660番地35
破産者　小林　弥幸
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２９２号
茨城県水戸市浜田２丁目５番７号　グリーンパーク浜田103号
破産者　遠藤　　緑
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２９５号
茨城県水戸市堀町2200番地の８　川崎第１ハイツ108号、前住所茨城県水戸市堀町2277番地の28
破産者　石川　信義
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第１４３号
千葉県東金市関下376番地10　ルミナーレ東金101
破産者　海保紗央里
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第１４７号
千葉県山武郡芝山町新井田445番地141　テラス15号
破産者　高橋　亜美
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第１５２号
千葉県山武郡横芝光町鳥喰下1453番地７
破産者　小糸　幸子
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第１５３号
千葉県山武郡横芝光町鳥喰下1453番地７
破産者　小糸　規充
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第１５５号
千葉県大網白里市細草918番地31
破産者　生島　健志
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第１５８号
千葉県山武郡横芝光町屋形5075番地３
破産者　伊藤　尚美
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第１６４号
千葉県東金市南上宿25番地19　ハイツ小野201
破産者　内山　葉子
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和７年（フ）第２９号
千葉県香取市野田518番地５
破産者　上平　敏之
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐原支部

令和８年（フ）第１５０号
静岡県富士市荒田島町５番28号　サンシャインＡ１－202号、申立時の住所静岡県富士市伝法2430番地の13
破産者　横尾　飛朗斗
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１５６号
静岡県富士市大淵200番地の33　レオパレスアビタシオン103号、前住所静岡県富士市大淵2449番地の94
破産者　森重　　浩
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１１４６号
名古屋市港区港楽１丁目１番２－207号　港楽ハイツ、申立時の住所名古屋市中川区清船町１丁目１番地の６　フィール清船1005号
破産者　林　　賢子
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１２１３号
名古屋市千種区新西１丁目５番26号　シャトレー千種106号
破産者　今井真善治
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３６９号
名古屋市名東区猪子石１丁目507番地　名東クレール202号
破産者　今井　健太
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４１３号
愛知県小牧市大字東田中35番地11
破産者　澁江　竜一
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４１７号
愛知県知多郡南知多町大字豊浜字塩屋浦11番地の１
破産者　瀬戸　靖彦
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５８３号
名古屋市名東区本郷２丁目170番地の２　シティライフ本郷４Ｃ号
破産者　今西　瑞希
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６２９号
愛知県尾張旭市上の山町山畑3093番地１
破産者　白井　俊之
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６３１号
愛知県尾張旭市上の山町山畑3093番地１
破産者　白井　麻也
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６４１号
名古屋市天白区梅が丘５丁目201番地　天白植田住宅２棟501号
破産者　ＹＩ　ＳＵＮＧＨＯＮ　こと　李　承憲
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６８６号
名古屋市中村区烏森町３丁目10番地の１　サンビレッジ中村305号
破産者　相野田佳奈
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６９８号
名古屋市中川区運河通１丁目111番地の１　ＲＥＧＡＬＥＳＴささしま301号
破産者　井手　光輝
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７００号
名古屋市千種区星が丘元町11番６号　グランドヒル東山108号
破産者　長村　重雄
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７０１号
愛知県春日井市柏原町４丁目131番地　エテルノＡＩ203号
破産者　佐藤　誠司
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７２７号
名古屋市天白区一つ山１丁目67番地　一つ山荘東Ｔ－１棟304号
破産者　瀬戸山延美子
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７３４号
愛知県愛西市町方町彦作堤外１番地42
破産者　山口　悦正
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７３５号
名古屋市中区伊勢山１丁目７番６号　パルコート伊勢山301号
破産者　朝日　智江
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７６７号
愛知県日進市香久山４丁目201番地１　２棟302
破産者　和谷　義明
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７７７号
愛知県春日井市六軒屋町西２丁目５番地18　レオパレスＰ930　208号室、申立時の住所愛知県春日井市柏原町５丁目107番地　レオパレスかご田108号
破産者　小田　剛敬
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７７９号
愛知県東海市加木屋町２丁目52番地の１　アーデル加木屋１Ｂ
破産者　土井　晴隆
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７８５号
名古屋市南区要町４丁目32番地の５　メゾンかおる201号、開始決定時の住所名古屋市南区砂口町130番地　指定共同生活介護あさがお
破産者　徳丸　日菜
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７９５号
名古屋市中村区東宿町３丁目29番地　ＣＡＳＡ　ＫＩＴＯ　Ｂ棟205号
破産者　小田　　喬
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７９６号
愛知県春日井市岩成台６丁目２番地１　35号棟304号室
破産者　廣嶋　　清
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８０１号
愛知県春日井市上田楽町2850番地　ファミーユ28　105号室
破産者　井上レイナ
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８０２号
愛知県春日井市小木田町186番地　エクセル小木田203号
破産者　栗原　　作
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８０５号
名古屋市天白区久方１丁目148番地　相生山団地１号棟304号室
破産者　河野　憲一
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８２０号
名古屋市緑区南大高３丁目605番地　コグロミＢ一102号
破産者　津田　哲典
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８２６号
愛知県春日井市高山町１丁目13番地16　レオネクストＹ＆Ｋ102号
破産者　山下信浩こと　朴　　信浩
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８４６号
名古屋市中区栄１丁目24―31　ドーミー大須観音607号室、住民票上の住所浜松市中央区原島町408番地　マンションブリッランテ１－Ｃ
破産者　髙木　英輔
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８５９号
愛知県大府市北崎町４丁目142番地
破産者　高松千賀子
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８６１号
愛知県瀬戸市下陣屋町68番地の３
破産者　山崎　輝美
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８８２号
名古屋市中川区吉津３丁目1004番地　松下荘Ｔ－２棟308号
破産者　田中　理恵
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８９２号
名古屋市港区高木町４丁目33番地　大昂ビルⅡ　303号
破産者　大上　愛美
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９０１号
名古屋市中区新栄１丁目24番11号　ラディアントⅢ403号
破産者　阿知波幸子こと　金　　幸子
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９１４号
名古屋市中村区佐古前町21―19　Ｂｒａｖｅ亀島本陣502、住民票上の住所和歌山市内原871番地６　グランディールＵ106
破産者　川合　藍斗
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９２２号
名古屋市中村区並木２丁目148番地　グランドステータス八田101号
破産者　大岩あさ子
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９３８号
名古屋市名東区梅森坂４丁目101番地　市営梅森荘22棟603号
破産者　白澤親一郎
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９４５号
愛知県弥富市鍋平２丁目100番地２　スープやとみ105
破産者　清原三代子（旧姓松芳）
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９５１号
名古屋市名東区本郷２丁目14番地　サンライズ２　402号、従前の住所名古屋市北区黒川本通３丁目38番地の１　ＬａＤｏｕｃｅｕｒ黒川Ⅱ1201号
破産者　児玉　裕子
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９６８号
愛知県瀬戸市泉町117番地　コーポサンライト304
破産者　糀谷　友代
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９８４号
名古屋市天白区久方１丁目148番地　相生山団地８号棟501号室
破産者　中村　聡子（旧姓　野田）
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９９６号
名古屋市北区敷島町19番地　ゴールドサポート黒川207号
破産者　岡田　　明
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９９８号
愛知県名古屋市天白区大坪２丁目1806番地　セリニティ塩釜口305号、従前の住所愛知県名古屋市天白区野並２丁目151番地の１　ＭＹノアーヴェ201号
破産者　植松　幸子
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２００６号
名古屋市南区赤坪町39番地　田中荘106号
破産者　竹内　和博
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２０２０号
愛知県知多市にしの台４丁目15番地の４　グレイス小西201
破産者　竹谷　紗織
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２０４１号
愛知県東海市富貴ノ台５丁目85番地　バタバーⅡ101号
破産者　山本沙矢香
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２０７９号
愛知県小牧市大字北外山1518番地
破産者　上野　正己
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１１１号
愛知県北名古屋市二子曙７番地　セジュール曙Ｂ101号
破産者　久保田　徹
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１１６号
名古屋市港区七反野２丁目208番地　こはる
破産者　藤原ひろみ
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１５８号
名古屋市中川区一色新町１丁目1301番地の３
てとりば中川一色、従前の住所名古屋市中村区稲葉地町２丁目115番地の２　セゾングループホームのぞみ
破産者　森田　竜也
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２２３号
名古屋市東区葵２丁目５番48号　クレル葵201号
破産者　今井　友和（旧姓宮本）
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３６７号
大阪府岸和田市土生町1254番地　ビバライフ103号
破産者　床並　拓実
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４３０号
大阪府泉佐野市俵屋257番地の１（601）
破産者　喜谷村治郎
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４４３号
大阪府岸和田市春木若松町１番48号　シャルム９－102号
破産者　西嶋　実紀
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４４６号
大阪府阪南市箱作1084番地の１
破産者　岡本　敦男
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４５８号
大阪府泉南郡田尻町吉見507番地６
破産者　岡本光明（法定代理人保佐人福田大輔）
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４７３号
大阪府泉南郡田尻町りんくうポート北３番地20（６－605号）
破産者　上田　尚美
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４７５号
大阪府泉佐野市長滝2099番地　長滝第一住宅（９－304）
破産者　山川　信子
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４７７号
大阪府岸和田市額原町262番地の１　ウィンディア21Ａ－202号
破産者　黒川　　円
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４７８号
大阪府泉大津市神明町２番14号
破産者　田中千惠子
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４７９号
大阪府和泉市府中町五丁目21番３－802号
破産者　廣道　晃三
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４８５号
大阪府泉南郡田尻町りんくうポート北３番地20（７－102号）、前住所大阪府泉佐野市新安松３丁目１番６－169号
破産者　川端シズ子
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４８７号
大阪府泉南市信達市場1914番地　市営宮本団地５棟402号
破産者　辻野　勝紀
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第１３０号
兵庫県明石市魚住町錦が丘１丁目８番地の12第２望海荘
破産者　Ｉ．Ｍ．Ｏ．こと　今村　光盛
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１８６号
兵庫県明石市松が丘５丁目１番12―410号
破産者　増金　千里
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１９２号
兵庫県明石市魚住町西岡2457番地の２　１－204号
破産者　吉井　弘子
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第２０３号
神戸市西区玉津町今津７番地の５
破産者　森　　文子
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第５４５号
広島県安芸郡海田町幸町８番７号　サンコーポ海田幸109号室、住民票上の住所広島県安芸郡海田町幸町８番７号
破産者　西村　拓海
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５６９号
広島市西区東観音町６番25―302号
破産者　西川　卓治
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７８４号
広島県東広島市西条町御薗宇5553番地１　ベルフラワーＡ棟201号
破産者　玉谷　龍信
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７９９号
広島市安佐北区可部南５丁目13番３－101号
破産者　周藤　妙子
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８１８号
広島県東広島市西条町田口1258番地　グローバルステージ広大南303号
破産者　梶原　雄樹
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８２４号
広島市安佐南区東原１丁目６番４－402号
破産者　中山　正司
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８２９号
広島市南区旭１丁目10番３号
破産者　川端　節子
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８３６号
広島県安芸郡熊野町出来庭１丁目６番21－204号
破産者　朝倉　信三
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８４９号
広島県東広島市八本松町米満991番地
破産者　松岡　　実
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８５５号
広島県大竹市御園２丁目９番５の303号　市営御園５号アパート
破産者　寺岡　春男
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８６１号
京都市西京区大枝北福西町４丁目１番地１７棟201号、開始決定時の住所広島市東区牛田中１丁目９番３―301号
破産者　池田　桂子
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８６９号
広島市佐伯区八幡東１丁目28番４－１号
破産者　井隈　和士
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８７０号
広島市佐伯区八幡東１丁目28番４－１号
破産者　井隈佐代子
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８７２号
広島市東区戸坂山根２丁目８番16―101号Ａ
破産者　野田　怜愛
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５２号
山口県岩国市藤生町三丁目26番３号
破産者　杉本　光暖
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

令和８年（フ）第２１８号
福岡県久留米市津福本町713番地１　ＭＡＣ久留米コート503号
破産者　Ｓｅｃｒｅｔ　ｃｏｃｏこと　井上　彩
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２４２号
福岡県久留米市南薫町1927番地５　中央アパート６号室、住民票上の住所福岡県小郡市三沢5011番地80
破産者　山下　　敦
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２４３号
福岡県久留米市津福本町1779番地12　ファミーユシャトー105号
破産者　大曲　達也
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２４４号
福岡県久留米市津福今町131番地１　メゾン寿202号、前住所福岡県久留米市津福今町404番地48　Ｌｉｎｏ24　102号
破産者　太田　　希
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２４５号
福岡県久留米市北野町上弓削763番地１　ヒルズ上弓削Ａ棟203号
破産者　原野　美穂（旧姓竹山）
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第５２号
福岡県八女市本村536番地５　住宅型有料老人ホームサクラ八女206号
破産者　井上　郭美
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部破産係

令和８年（フ）第５３号
福岡県八女市津江499番地９　ひまわり園301号、前住所福岡県八女市黒木町大淵4696番地
破産者　梶田　知美
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部破産係

令和８年（フ）第１４１号
長崎県佐世保市桜木町695番地１　４番館303、前住所長崎県佐世保市小島町445番地30
破産者　緒方　義孝
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第１４２号
長崎県佐世保市早苗町766番地２　アンソレイエ206
破産者　今永みどり（旧姓　平野）
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第４１６号
大分市大字羽田768番地の１　ＮＳＫ１号館103
破産者　大木由美子
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４２９号
大分県別府市竹の内町33番53号　有料老人ホーム　まごころ
破産者　矢田　明人
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第８６号
鹿児島県姶良市加治木町諏訪町109番地６　レッドライン102号
破産者　平岡　　勝
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第２３４号
沖縄県宜野湾市野嵩１丁目２番14―305号　サンジョウビル
破産者　屋宜　芙弥
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第８５号
北海道苫小牧市しらかば町２丁目12番９号
破産者　杉山　　徹
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第８９号
札幌市豊平区平岸２条３丁目１番６号　クリスタルハイツ202号、申立時の住所北海道勇払郡むかわ町大原２丁目２番地４　大原団地Ｂ―101
破産者　内山　妙子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第３６１号
函館市亀田本町29番20号　下宿ボーディングハウス　108
破産者　佐藤　信吉
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３６５号
函館市美原２丁目40番30号　カインドハート201
破産者　佐藤　聖子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３７０号
北海道茅部郡森町字上台町326番地73　みどりヶ丘団地５号棟106
破産者　澁川　達也
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第１０８号
青森県八戸市大字売市字観音下56番地１　メゾンキャッスルＡ105
破産者　佐藤　優子（旧姓中村）
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第９６号
岩手県北上市上野町一丁目10番10号
破産者　工藤タミ子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第１８号
岩手県宮古市近内一丁目５番３号
破産者　佐久間　淳
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

令和８年（フ）第１２３号
宮城県東松島市大曲字堺堀174番地14　ハピネス亀川田102
破産者　高橋　忠秋
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第１９号
宮城県気仙沼市唐桑町明戸291番地31　市営宿明戸住宅110
破産者　馬場　徳治
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

令和８年（フ）第２０号
宮城県気仙沼市南郷25番地１　市営南郷住宅１―1003
破産者　岩倉　卓子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

令和８年（フ）第１９９号
福島県須賀川市千日堂80番地５　サン・アーバンＶ202号
破産者　星　優太朗
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第８７号
福島県会津若松市一箕町松長字上長原54番地介護老人保健施設悠悠、住民票上の住所福島県河沼郡会津坂下町字光明寺東甲3940番地１コーポレインボー105
破産者　二瓶八重子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和７年（フ）第２２７号
東京都東村山市萩山町５丁目４番地６―206、開始決定時の住所東京都東村山市萩山町３丁目７番地77
破産者　上野　沙織
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第５４２号
東京都八王子市横川町639番地７
破産者　湯田実智代（旧姓祝）
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第６８４号
東京都立川市柏町１丁目12番地都営柏町アパート４棟104号
破産者　金田　益美
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第９２７号
東京都町田市中町４丁目９番21号ハイツＮＯＮ203
破産者　榎　さとみ
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第９９５号
東京都府中市住吉町４丁目７番地の16メゾン武蔵野201
破産者　滝澤　仁美
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１００４号
東京都府中市若松町２丁目２番地の３メゾンドソフィア306
破産者　藤瀬健太郎
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０２０号
東京都立川市砂川町７丁目49番地の11ＨＩマンション202号
破産者　飯塚　　実
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０４７号
東京都府中市若松町１丁目19番地の３ジュネスマンション202
破産者　橘　　龍二
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２１６号
東京都東大和市蔵敷３丁目691番地の２芝中住宅イ19―310号
破産者　武井菜穂子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２２９号
東京都小平市花小金井２丁目13番３号アネックス花小金井108号
破産者　水野　綾音
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２３９号
東京都西東京市富士町２丁目１番31号サンクレストホウヤ101号
破産者　内海　　駿
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２４５号
東京都武蔵村山市学園４丁目14番地の12
破産者　浅岡　伸一
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２５９号
東京都八王子市子安町３丁目19番８号プライムあがた203号
破産者　平尾　智子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２７７号
東京都東村山市栄町３丁目25番地16八坂ハイツ105
破産者　吉川　優希（旧姓竹谷）
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２７９号
東京都府中市北山町３丁目23番地の３ハイム越野202
破産者　田村百合子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３０２号
東京都町田市藤の台２丁目２番17―204号
破産者　藤生栄里子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３０４号
東京都八王子市長沼町271番地６サバーブス菱山305号
破産者　板倉みちる
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３２５号
東京都八王子市寺田町432番地グリーンヒル寺田12―１
破産者　須田晋之介
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３３２号
東京都八王子市中野上町４丁目24番６号
破産者　藤原　理一
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３７２号
東京都青梅市長淵４丁目1364番地
破産者　武井　　智
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４１４号
東京都東大和市南街５丁目41番地の９パープル南街301号
破産者　田澤　　俊
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４５１号
東京都武蔵野市境南町２丁目10番６―611号
メゾン・ド・ソレイユ
破産者　岸田　佳久
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４５５号
東京都昭島市大神町３丁目３番４号アルセA203号
破産者　伊藤　和哉
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第６４８号
横浜市緑区三保町2590番地　慶星閣
破産者　砂渡　　豪
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１００号
横浜市都筑区池辺町2576番地　コーポ林２―203号室、開始決定時の住所横浜市都筑区池辺町4694番地１
破産者　大野　紀未
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１２４５号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸南２丁目13番２号
破産者　加藤　誠也
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１２６２号
横浜市金沢区能見台東13番４―101号
破産者　笠原　夏江（旧姓倉澤）
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３９０号
横浜市鶴見区北寺尾４丁目26番43―306号
破産者　中村　祥子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４１８号
神奈川県藤沢市善行団地３番８―503号
破産者　栗原　幸子（旧姓児玉）
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４７５号
横浜市神奈川区斎藤分町46番45号　さつき荘101号
破産者　足立　隆昌
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５０１号
神奈川県高座郡寒川町宮山83番地　グリーンステージ寒川Ⅰ　202号
破産者　ナガミネ　ハイデイ　ガパヤオ（NAGAMINE　HEIDI　GAPAYAO）
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５１３号
横浜市戸塚区下倉田町1167番地１　エンブレムⅠ―201号
破産者　中込　　拓
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５１４号
横浜市戸塚区下倉田町1167番地１　エンブレムⅠ―201号
破産者　中込　有紗（旧姓千原）
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５２１号
神奈川県藤沢市石川１丁目18番地の31　ユトリナ湘南　B103
破産者　加藤　陸夫
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５５１号
横浜市神奈川区松見町２丁目565番地７
破産者　門倉　海愛
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５５３号
神奈川県大和市下鶴間２丁目５番34号　L'Ａｒｌｅｓ　C201
破産者　佐藤　一美
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５８３号
神奈川県藤沢市西富440番地の１　グランドハイム丸山103号室
破産者　佐々木沙織
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６２８号
横浜市戸塚区上矢部町1600番地10
破産者　野村　七海
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６６１号
神奈川県大和市中央林間１丁目14番19号　田園芙蓉マンション102号
破産者　草津　忠実
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６７８号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸南６丁目６番17号　サザン東海岸Ａ棟209号室、申立時の住所神奈川県茅ヶ崎市本村４丁目２番６号　アイパレス茅ヶ崎203
破産者　林　のぞみ
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６８２号
横浜市緑区長津田２丁目38番６号　グレイス河原102号
破産者　鈴木　雄二
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７０３号
神奈川県茅ヶ崎市萩園1270番地12　コーポパルボナールＣ―102
破産者　新田　道浩
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７０７号
横浜市鶴見区北寺尾３丁目15番Ｅ―103号
破産者　吉野　　茜
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７１６号
神奈川県藤沢市辻堂元町５丁目15番19号　トゥット・フェリーチェ湘南Ｖ202号室
破産者　糸井　利歩（旧姓角田）
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７２１号
神奈川県茅ヶ崎市香川６丁目７番25号　さねさしの家　西棟101号
破産者　若林　佳樹
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７３０号
神奈川県鎌倉市台２丁目14番１号
破産者　鈴木理莉香
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７３２号
横浜市緑区竹山１丁目３番地　竹山団地1301棟114号
破産者　柴田　謙二
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７３４号
横浜市港北区大倉山２丁目22番23号　ユートピア大森102号
破産者　亀井　常昭
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７６４号
神奈川県鎌倉市笛田３丁目24番Ａ－105号
破産者　竹内　裕香
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７６５号
横浜市青葉区あざみ野３丁目18番地18
破産者　平野リアこと　ヒラノ　リア　ギマオ（ＨＩＲＡＮＯ　ＲＩＡ　ＧＩＭＡＯ）
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７７４号
横浜市緑区長津田みなみ台１丁目２番地　県営長津田団地５棟401号
破産者　佐藤てるみ
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８１１号
横浜市金沢区西柴１丁目２番17号　リバーコート能見台203号室
破産者　善波歩乃香
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８１７号
横浜市港南区港南３丁目24番24号　双葉荘301号
破産者　中尾　　愛
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８３８号
横浜市神奈川区羽沢町1304番地２　サンモール101号
破産者　向井　貴之
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８４６号
横浜市港南区港南中央通８番１－402号
破産者　須藤　夕貴
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８５７号
横浜市南区清水ケ丘15番地
破産者　石井　大暉
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９１９号
横浜市鶴見区栄町通１丁目６番地10　アレグレットフレール202
破産者　廣島　栄太
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９２１号
横浜市保土ケ谷区今井町161番地１　清水マンション305号
破産者　秋山亜沙美
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９２９号
神奈川県藤沢市天神町２丁目19番地の10　藤沢天神荘20号室
破産者　遠山　　昇
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９３５号
神奈川県藤沢市本町２丁目11番２－205号
破産者　和田部良博
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９３７号
神奈川県海老名市東柏ケ谷１丁目27番１－202号
破産者　下大園いつみ
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９３９号
横浜市磯子区上町８番26号　ＧＲＥＥＮ　ＯＡＫ　103号
破産者　馬木　大知
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９５９号
横浜市青葉区市ケ尾町1070番地11　パークハウス市ケ尾202
破産者　野城　勇作
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９８８号
神奈川県藤沢市石川２丁目２番地の１　エバーライフⅡ203号室
破産者　久木小百合
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２００３号
神奈川県藤沢市石川６丁目23番地の37
破産者　神谷　有香
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２００９号
横浜市磯子区滝頭１丁目４番５号　ユナイト蒔田アーク・アンヘルー202号
破産者　阿部桃愛華
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０２０号
横浜市鶴見区元宮１丁目９番２号　ウィンベルソロ鶴見第５　304
破産者　佐藤　鈴花
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０３６号
横浜市中区松影町２丁目７番地９　さかえ館615号室
破産者　澁谷　義司
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０４７号
横浜市鶴見区鶴見中央２丁目21番18号　ぱれっとハウスかのん201
破産者　安心院千穂
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３３４号
新潟市西区大学南１丁目383番地２　ローゼンクローネ107号
破産者　田村　弘英
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３６９号
新潟市西区五十嵐中島５丁目１番58号　王山荘201号
破産者　山口　由美
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第８３号
新潟県新発田市浦897番地
破産者　池田　　幹
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第９０号
新潟県新発田市城北町２丁目10番35号　マンティビンガム　203
破産者　今野　智治
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第６２号
石川県能美市緑が丘一丁目60番地
破産者　南戸　敦子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

令和８年（フ）第１９７号
福井県吉田郡永平寺町栗住波第25号７番地
破産者　喜多絵梨子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２０６号
福井市大東３丁目２番20号
破産者　角谷　早苗
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２０７号
福井市高柳町第６号２番地12
破産者　武田　侑樹
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２０８号
福井市板垣１丁目406番地２
破産者　鈴木　千春
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２３号
岐阜県可児市兼山1166番地17
破産者　伊藤　椎菜
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和８年（フ）第４２４号
静岡県焼津市石津港町53番地の１　ラ・フォンテ・レジデンスⅠ　205、旧住所静岡県焼津市石津向町25番地の12　ビクトワールＡ202
破産者　野村　美希
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４９６号
静岡市葵区昭府１丁目15番11－９号
破産者　杉山なみ江
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２６９号
静岡県伊東市玖須美元和田211番地の１
破産者　金子　幸司（旧姓羽切）
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和６年（フ）第２７８号
三重県鈴鹿市西条三丁目14番１号　エスポア鈴鹿404号室、開始決定時の住所三重県鈴鹿市中江島町７番10号
破産者　飯田真奈美
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和７年（フ）第２３２号
三重県亀山市田村町1107番地１
破産者　山口　直彦
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１７２号
三重県鈴鹿市東旭が丘三丁目４番18号
破産者　石井　徹也
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２０８号
三重県亀山市野村一丁目１番９－101号　ハイマート野村Ｂ棟、前住所三重県津市芸濃町忍田866番地４
破産者　中村リエこと　ＮＡＫＡＭＵＲＡ　ＲＩＥ
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１３号
三重県鳥羽市相差町1159番地
破産者　野村　　宏
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和８年（フ）第３７号
三重県伊勢市二見町西758番地
破産者　奥村　　敬
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和８年（フ）第３９号
京都府亀岡市下矢田町２丁目26番４号
破産者　木寺　　恵
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

令和８年（フ）第４３号
京都府亀岡市北河原町２丁目４番８－302号保津川団地
破産者　大江　　聡
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

令和８年（フ）第１８０７号
大阪市西淀川区歌島２丁目４番40号　ルネッサンス塚本　６Ｄ号室
破産者　民德　正人
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９１３号
大阪府茨木市美穂ケ丘12番25号
破産者　新村　あや
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９９２号
大阪市西成区山王２丁目15番17号　融得マンション　333号
破産者　森　　竜平
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９９５号
大阪市東成区東今里２丁目２番４－601号
破産者　ｃｉｎｑ　ｄｅｓｉｇｎこと　山根　都
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３０５９号
大阪市平野区長吉長原１丁目２番47号　307
破産者　今村奈津美
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５４４号
大阪市東淀川区瑞光５丁目３番１－106号
破産者　本村　慶秋
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５６９号
大阪府大東市北条４丁目４番302号
破産者　和田　千鶴
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７９８号
大阪市鶴見区諸口１丁目８番13－502号
破産者　日野　菊枝
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８０７号
大阪市城東区鴫野西５丁目12番24号
破産者　佐々木ひとみ
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８１５号
大阪府守口市大久保町３丁目14番１－101号
破産者　岡村　景子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８３５号
大阪市西成区長橋３丁目７番18号
破産者　伊藤　雅公
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８５３号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目13番12－101号
破産者　米澤　　博
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８６３号
大阪府茨木市真砂３丁目15番20号　ロイヤルアネックス　706号
破産者　奥谷　　治
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８７６号
大阪府東大阪市鴻池町２丁目１番４号　Ａｂｂｉｅ　Ｃｏｕｒｔ　102
破産者　悟道　　恵
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８８７号
大阪府枚方市招提南町３丁目18番13―103号
破産者　根崎　　雅
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８９４号
大阪府摂津市千里丘東１丁目12番19―102号　シティー千里丘
破産者　岩井　幸実
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９２２号
大阪府摂津市鶴野２丁目10番19―403号
破産者　石川ちえこと　ＬＩＭ　ＪＩＹＯＵＮＧ　林　　枝栄
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９５８号
大阪府寝屋川市香里南之町32番５―305号　ＹＮレジデンス香里
破産者　長谷川理香
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９７８号
大阪市西成区南津守４丁目１番108号
破産者　大石奈緒美
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９８２号
大阪市此花区酉島１丁目５番１―1010号
破産者　眞鍋　守和
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９９０号
大阪市西成区千本北２丁目27番14号
破産者　岩本　麻美
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０１８号
大阪市鶴見区横堤２―３―21、住民票上の住所兵庫県川西市萩原台西２丁目191番地
破産者　川原　隆弘
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０２６号
大阪府吹田市豊津町９番16―901号
破産者　谷中　智一
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０３９号
大阪市大正区南恩加島２丁目３番４号
破産者　宮本　美香
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０４６号
大阪市西淀川区野里２丁目11番16―202号
破産者　窪田　栄里
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０６６号
大阪市東淀川区瑞光５丁目４番３―110号
破産者　笹川ユミ子
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１０７号
大阪府豊中市新千里西町２丁目１番１―617号
破産者　山田　裕之
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１３５号
大阪府大阪市東住吉区矢田５丁目11番９―311号
破産者　坂部　優子（旧姓近藤・前）
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１３９号
大阪府八尾市旭ケ丘２丁目19番地の１　レオパレスＩＭＡＧＯ209号
破産者　松原　和希
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１８１号
大阪府豊中市箕輪２丁目14番41―406号
破産者　加藤　佑美
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１９７号
大阪市淀川区西宮原３丁目３番11―1109号
破産者　山本　玲子
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２３２号
大阪市東淀川区井高野３丁目11番21―412号
破産者　原園美智代
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２４７号
大阪市東淀川区小松１丁目18番２号　かねまつ上新庄　204号、前住所大阪市淀川区西中島５丁目13番24号　アンシャンテ新大阪701号
破産者　岡部　さや
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２５５号
大阪府高槻市唐崎北３丁目５番５号　グループホームみるみれ
破産者　橋長知作子（法定代理人成年後見人門林誠）
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２５７号
大阪市此花区伝法１丁目４番１―408号
破産者　江上　　誠
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２６０号
大阪市阿倍野区阿倍野筋５丁目９番５号　リーデンベール阿倍野
破産者　濱田　喜男
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２６３号
大阪府東大阪市柏田本町８番４号
破産者　大塚　裕司
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２７０号
大阪市住吉区山之内４丁目10番３―505号
破産者　三浦　由美
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３１１号
大阪市西淀川区中島１丁目20番26―203号
破産者　西川　浩史（法定代理人成年後見人尾崎博彦）
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３６７号
大阪府門真市下馬伏町９番７号
破産者　平　　悦子
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４２６号
大阪市北区中津５丁目２番26号　ツインズアイジツ　401号室
破産者　北川　晃輔
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４３５号
大阪府門真市宮野町14番19号
破産者　山本　真実
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０４号
兵庫県姫路市東夢前台２丁目65番地　県営姫路東夢前台住宅２棟903号
破産者　梅田　陸斗
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４０８号
兵庫県姫路市忍町３番地　ミストラル姫路駅前Ｖ902号
破産者　多田　祐一
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４０９号
兵庫県姫路市東今宿３丁目９番17―405号　メゾン中村東今宿
破産者　山田　浩子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４３３号
兵庫県加古川市平岡町新在家３丁目282番地の８　グリーンルミナス302号
破産者　長谷川慶子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４７４号
兵庫県姫路市菅生台135番地
破産者　大久保京美
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４７８号
兵庫県神崎郡市川町神崎467番地の１
破産者　西本　達也
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５８号
兵庫県小野市中町420番地新田団地３―506
破産者　大西　紫織
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

令和８年（フ）第１３３号
鳥取県米子市車尾５丁目12番64号　103号
破産者　石橋　　翼
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第１２２号
島根県松江市法吉町238番地　県営住宅第２淞北台団地５号棟524号室
破産者　田中　千晴
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１２８号
島根県松江市大正町487番地12　中村コーポ806号
破産者　入澤　　瞳
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１３１号
島根県松江市菅田町119番地１　コーポＭ106号
破産者　栗田　守紀
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１３２号
島根県松江市東津田町2168番地621　リプロ東津田101、住民票上の前住所島根県松江市浜乃木四丁目10番37号　コーポ速水第２―201号
破産者　神門　博人
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１３３号
島根県松江市山代町488番地２
破産者　東城　富成
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４６５号
岡山市北区加茂1037番地52
破産者　青森　洋人
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４８５号
岡山市東区益野町767番地８
破産者　橋本　　恵
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４３６号
広島市安佐北区深川８丁目27番25号
破産者　大石三枝子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６２８号
広島市東区戸坂大上３丁目１番12―203号
破産者　松田　利子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７２６号
広島市中区大手町５丁目９番２―701号
破産者　牛島　健汰
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７３１号
広島県安芸郡熊野町平谷１丁目14番８号
破産者　浦元　隆博
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７５２号
広島市中区鉄砲町２番14―502号
破産者　久村　麗子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７７４号
広島県東広島市河内町中河内503番地１
破産者　村西　徳彦
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７７８号
広島市安佐南区沼田町大字阿戸397番地10
破産者　三村　要子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７９０号
広島市東区温品６丁目２番14号
破産者　松岡　惠美
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８０３号
広島市安佐南区上安１丁目８番21―108号
破産者　井本　泰代
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８０７号
広島県安芸郡海田町成本15番14―10―102号
破産者　江原　　悠
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８１１号
広島市佐伯区五日市中央７丁目８番21―201号　セジュール堀尾
破産者　吉岡　華奈子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８２３号
広島市東区戸坂くるめ木１丁目９番30―103号　ラックビル
破産者　河谷　　忍
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８３２号
広島市佐伯区五日市町大字昭和台37番地４
破産者　荒砂ヒトミ
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８３８号
広島市安芸区中野東６丁目26番58―３号
破産者　竹原　明雄
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８５４号
広島市南区青崎２丁目２番10号
破産者　白井　伶奈
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８１号
広島県呉市三条３丁目８番５号
破産者　森　　裕司
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第１９１号
広島県福山市沖野上町二丁目２番28―210号
破産者　大景なつ美
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第２０６号
広島県福山市東深津町二丁目19番17―102号
破産者　木下　順子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第１９２号
香川県高松市扇町３丁目14番33―101号　扇町コーポラス
破産者　岩崎しのぶ
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２０３号
香川県小豆郡小豆島町古江甲260番地５
破産者　中　　悠亮
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２３６号
香川県高松市香川町大野2335番地３　ブルーメ101
破産者　菰田　憲男
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５７号
香川県坂出市谷町一丁目８番35号ハイツヒルバレー102号、前住所香川県坂出市昭和町一丁目３番１号ビッグロッキー寮203号
破産者　大原　道夫
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第９１号
香川県丸亀市飯山町東小川705番地25、前住所香川県丸亀市飯山町上法軍寺380番地１リジエール　タンドルＡ棟201号
破産者　富家　加奈（旧姓西尾）
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第９７号
香川県仲多度郡琴平町榎井572番地１養護老人ホーム琴平老人の家、前住所香川県仲多度郡琴平町下櫛梨72番地１ハートフルスペース愛101号室
破産者　谷口　則子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第３０号
高知県高岡郡四万十町見付981番地
破産者　遠藤　年和
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部

令和８年（フ）第５５号
佐賀県唐津市浜玉町横田下７番地24　ベルセゾン高虹203号、前住所佐賀県唐津市浜玉町横田下37番地３　グリーンビレッジ浜玉Ｃ107号
破産者　中村　斗輝
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

令和８年（フ）第３４８号
宮崎市大字恒久5567番地　野崎病院内
破産者　松﨑久美子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

首都高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

首都高速道路株式会社が令和８年９月30日に公告しました「首都高速道路の料金の額及び徴収期間」の一部を令和８年11月12日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき公告します。

令和８年11月11日　　首都高速道路株式会社
代表取締役社長　青木　由行

記

1　記〔8〕中「令和８年10月８日」を「令和８年11月12日」に改める。
2　別添２中
「都道高速**葛**飾川口線及び埼玉県道高速**葛**飾川口線
新郷」を
「都道高速**葛**飾川口線及び埼玉県道高速**葛**飾川口線
新郷（ＥＴＣ）」に、
「神奈川県道高速横浜羽田空港線及び都道高速横浜羽田空港線
汐入」を
「神奈川県道高速横浜羽田空港線及び都道高速横浜羽田空港線
汐入（ＥＴＣ）」に、
「神奈川県道高速横浜羽田空港線及び都道高速横浜羽田空港線
浅田」を
「神奈川県道高速横浜羽田空港線及び都道高速横浜羽田空港線
浅田（ＥＴＣ）」に改める。
3　別添３中
「新郷（安行方向へ進行する入口に限る。）」を
「新郷（ＥＴＣ）(安行方向へ進行する入口に限る。）」に改める。

裁決の公告

第二東京弁護士会が令和８年４月17日に告知した同会所属弁護士二森礼央会員（登録番号51942）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、令和８年10月20日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を却下する旨裁決し、この裁決は同月23日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

令和８年10月23日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

大分県弁護士会が令和７年10月29日に告知した同会所属弁護士津島成治会員（登録番号34368）に対する懲戒処分（業務停止２月）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、令和８年10月20日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は同月23日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

令和８年10月23日　　日本弁護士連合会

教育職員免許状失効公告

次の教育職員免許状は失効した。

令和８年11月11日　　岐阜県教育委員会

1　対象者の氏名、本籍地、生年月日

島田　昂弥、岐阜県、平成11年５月１日

2　免許状の種類、番号、授与年月日、授与権者

①　中学校教諭一種免許状（保健体育）、令３中一第897号、令和４年３月18日、愛知県教育委員会

②　高等学校教諭一種免許状（保健体育）、令３高一第1087号、令和４年３月18日、愛知県教育委員会

3　失効年月日　令和８年10月22日

4　失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号（同法施行規則第74条の２第８号に該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢60～80歳位の男性、体格普通、着衣は、青色長袖Ｙシャツ、黒色トランクス

上記の者は、令和８年７月９日、埼玉県日高市大字久保29番地９にて発見されました。死亡日時は、令和８年７月９日、午前５時30分頃、死因は一酸化炭素中毒。遺体は、令和８年10月６日火葬に付し、遺骨を保管しています。お心当たりの方は、当市生活福祉課まで申し出てください。

令和８年11月11日

埼玉県　　日高市長　谷ケ崎照雄

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定51歳以上、身長171cm、体格小肥の男性、着衣は、上衣黒色長袖ポロシャツ、青色半袖シャツ、下衣黒色の長ズボンで右後ポケット損傷に認める、紙おむつ、黒色靴下、黒色シューズ

上記の者は、令和８年７月19日午前９時３分、神奈川県愛甲郡清川村宮ヶ瀬954番地宮ヶ瀬湖湖上、やまびこ大橋交差点から南方図測350m、宮ヶ瀬湖向山トンネル西側の湖岸から東方目測50cm付近の地点で発見されました。

遺体は火葬に付し、遺骨は清川村宮ヶ瀬霊園に保管していますので、心当たりの方は当村子育て健康福祉課まで申し出て下さい。

令和８年11月11日

神奈川県　　愛甲郡清川村長　岩澤　吉美

行旅死亡人

１．本籍・住所・氏名・人相体格不詳、性別女性（推定）、推定年齢不詳の頭蓋骨

上記１体は、令和８年６月15日に和歌山市西高松二丁目13番地34号にて保管されていました。

２．本籍・住所・氏名・人相体格不詳、性別不詳推定年齢不詳の胎児の標本２体

上記２体は、令和８年６月15日に和歌山市西高松二丁目13番地34号にて保管されていました。

以上３件、遺体は火葬に付し、遺骨は保管していますので、お心当たりの方は、和歌山市福祉事務所生活支援第１課まで申し出てください。

令和８年11月11日

和歌山県　　和歌山市長　尾﨑　太郎

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第２項の規定により公告する。受還付人は、同条第３項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

静岡県三島警察署長

司法警察員警視　杉山　大輔

令和８年第189号詐欺未遂被疑事件（令和８年第55号）　１．スマートフォン（iPhone12）１台

令和８年第612号詐欺被疑事件（令和８年第56号）　１．携帯電話機（iPhone、白色）１台

令和８年第779号詐欺未遂被疑事件（令和８年第57号）　１．携帯電話機（iPhone12、青色）１台。２．ＳＩＭカード（説明書、パッケージ付きのもの）１枚。３．充電器（充電コード付きのもの）１個

令和８年第947号詐欺被疑事件（令和８年第58号）　１．携帯電話機（iPhone12、赤色）１台。２．充電器（黒色充電コード付き）１式

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年十二月十日に札幌地方裁判所の破産手続開始の決定により解散し、令和八年九月九日に破産手続が終結しましたが、残余財産清算のため、令和八年十月十九日に札幌地方裁判所より当職が清算人に選任されました（令和八年（ヒ）第三十三号）。当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

札幌市豊平区西岡三条十三丁目八番一号

キムラ産業株式会社

連絡先　札幌市中央区南一条西十一丁目コンチネンタルビル七階弁護士法人池田・山上法律事務所

清算人　弁護士　山上　晃広

解散公告

当組合は、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

青森県十和田市大字相坂字相坂三五番地

相坂農産加工農業協同組合

清算人　苫米地静枝

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前一丁目三七番地一

株式会社まる田商店

代表清算人　田森　大延

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

秋田県潟上市昭和大久保字堤の上三四番地一四

株式会社ウエルネット

代表清算人　菅原　守

（ヒ）第三十三号）。当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

札幌市豊平区西岡三条十三丁目八番一号

キムラ産業株式会社

連絡先　札幌市中央区南一条西十一丁目コンチネンタルビル七階弁護士法人池田・山上法律事務所

清算人　弁護士　山上　晃広

解散公告

当組合は、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

青森県十和田市大字相坂字相坂三五番地

相坂農産加工農業協同組合

清算人　苫米地静枝

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前一丁目三七番地一

株式会社まる田商店

代表清算人　田森　大延

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

秋田県潟上市昭和大久保字堤の上三四番地一四

株式会社ウエルネット

代表清算人　菅原　守

解散公告

当社は、令和八年十月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

栃木県那須塩原市青木二七番地二三三三

有限会社ハスキープランニング

清算人　下村　啓之

解散公告

当社は、令和八年七月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

栃木県宇都宮市今泉新町二五八番地五

ビル二階　栃木エナジー株式会社

（法人番号　7060001031899）

代表清算人　山口麗季斗

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

埼玉県吉川市栄町八八八番地一

株式会社介護ネット吉川

代表清算人　相羽　直人

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

埼玉県越谷市東越谷二丁目六番地二六

株式会社サンコー

代表清算人　有田　一郎

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

千葉県佐倉市上志津一八一九番地一

有限会社石渡建具店

清算人　石渡　貞夫

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

東京都品川区北品川一丁目一〇番二号ピラミッド品川ビル三Ｆ

株式会社カタリストマテリアル

代表清算人　崔　明智

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　一般社団法人２３

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　エスティ２３合同会社

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、令和八年九月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

東京都中央区日本橋本町三―三―六ワカ末ビル七階九号室　ＨＣＣ蘭瑄医療株式会社

代表清算人　許　亜紀

解散公告

当法人は、令和八年十月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

東京都世田谷区世田谷二丁目二五番二号

特定非営利活動法人日本モータースポーツ推進機構　代表清算人　日置　和夫

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

東京都練馬区関町南四丁目五番一七号

株式会社ユーロテック

代表清算人　内山　典夫

解散公告

当社は、令和八年十月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

東京都豊島区巣鴨一丁目二〇番一〇号宝生第一ビル八階Ｂ号　新設計株式会社

代表清算人　吉川　利彦

解散公告

当社は、令和八年十月二十六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

東京都渋谷区桜丘町二六番一号セルリアンタワー一五階

立葵リサーチセンター合同会社

清算人　ジェームズ・ヌッツォ

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

東京都練馬区南田中三丁目一六番六号

有限会社テー・エス・ビー

清算人　竹内　研一

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

神奈川県鎌倉市大町三丁目五番一八号

株式会社早川良雄デザイン事務所

代表清算人　角　真子

解散公告

当法人は、令和八年八月十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

横浜市旭区中希望が丘一三八番地二

リベレンス希望が丘五〇三

特定非営利活動法人横浜美容介護支援協会

清算人　藤崎　昇

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

川崎市多摩区登戸新町三二七番地ウィンベルリーク三〇一号

株式会社原島商事

代表清算人　原嶌　晃

解散公告

当社は、令和八年十月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

横浜市泉区和泉中央南二丁目二六番五六号

有限会社東光エンジニアリング

清算人　中山　喬

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

横浜市港南区日限山二丁目一番三九号

シリウスブルーム株式会社

代表清算人　金光　利久

解散公告

当社は、令和八年十月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

神奈川県平塚市真田三丁目一〇番一八号

有限会社エヌエフシー技研

清算人　秋田　耕司

解散公告

当社は、令和八年五月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

川崎市宮前区西野川三丁目四四番二一号

有限会社杉山工務店

清算人　杉山　三恵

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

新潟県柏崎市大字北条字荒町七四三番地

株式会社バックミンスター

代表清算人　**吉田　翔**

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

新潟県阿賀野市上中一九五番地

株式会社北友建設

代表清算人　鈴木　俊一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

富山市桜町一―四―一〇レーベン富山桜町八〇三

株式会社エープラスワールド

代表清算人　藤田　松月

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

愛知県海部郡飛島村木場二丁目八二番地一

コマスコンポ株式会社

代表清算人　鈴木　邦彦

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

愛知県岡崎市保母町伊賀山屋敷一九番地

フレーキングオフ株式会社

代表清算人　松岡　怜

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

名古屋市熱田区二番二丁目三番六号

有限会社マルコシ

清算人　青山　芳功

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

京都市中京区釜座通二条下る上松屋町六九〇番地一

有限会社プラネット

清算人　藤本　圭哉

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

京都府京丹後市峰山町杉谷一一二九番地の二

有限会社京都機料商会

清算人　澤井　幹廣

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

京都市南区久世築山町二三九―三

株式会社Ｏ・Ｄ・Ｐ

代表清算人　奥村　広之

解散公告

当社は、令和八年十月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

京都府舞鶴市森本町一六番地の一

有限会社太田瓦店

清算人　太田甲太郎

解散公告

当社は、令和八年十月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

京都府福知山市字堀一七六番地

広成建設株式会社

代表清算人　**廣田　一憲**

解散公告

当社は、令和八年十月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

大阪府高石市西取石八丁目三―三―一〇一

株式会社ＴＡＮＡＣＯ

代表清算人　陳　金奶

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

大阪市中央区南本町二丁目六番五号ファースト船場ビル二〇九号　京阪国際株式会社

代表清算人　東野　誉

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

大阪府高槻市大蔵司三丁目一七番一号

有限会社紙谷工務店

清算人　紙谷　一久

解散公告

当法人は、令和八年十一月十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

大阪市中央区谷町二丁目一番二〇―一五〇二号

特定非営利活動法人祐伸科学教育振興会

清算人　呉　栄哲

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

大阪市中央区瓦屋町二丁目二番二―一九〇一号　高崎インターナショナル株式会社

代表清算人　楠本　容子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

大阪府大阪市住吉区清水丘三丁目一四―一〇

東光根株式会社

代表清算人　孔　維奇

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

大阪府大阪市西成区玉出西二丁目八―九―四〇一号室

一銅株式会社

代表清算人　孔　維奇

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

大阪府大阪市中央区久太郎町一丁目九―二

九東本町ビル六〇七室　朝陽株式会社

代表清算人　コウ・チョウイ

解散公告

当会社は、解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申出下さい。

なお、右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

神戸市灘区深田町一丁目一番一一号

有限会社ハニービスジャパン

清算人　埴淵みち子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

兵庫県加古川市加古川町平野三三三番地

ドゥーミング有限会社

清算人　三木　卓代

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

兵庫県神戸市東灘区御影塚町二丁目二七番一九号ＭＫフローラル一〇二号室

縁ライフデザイン合同会社

代表清算人　野村　雅子

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

鳥取市湯所町一丁目五二〇番地一

有限会社尾﨑保険サービス

清算人　尾﨑　輝雄

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

島根県雲南市大東町上佐世六四八番地二

有限会社細木板金店

清算人　細木　均實

解散公告

当社は令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

島根県益田市下本郷町二七七番地一二

石西スズキ販売有限会社

清算人　大久保五郎

解散公告

当法人は、令和八年八月二十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

広島市西区楠木町一丁目一五番二四号ウエストビル

特定非営利活動法人ＣｏＣｏＬｏ

清算人　中村　公俊

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年九月三十日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

広島県府中市高木町七〇番地

ロジアルファ株式会社

代表清算人　石川　兼

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

山口県周南市岐南町六七番地

有限会社シュヴェーネ

清算人　柿本　芳男

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

山口県萩市大字椿東一四七八番地の一

有限会社カトウフーズプライニング

清算人　加藤　龍彦

解散公告

当社は、令和八年十月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二個月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

香川県高松市天神前六番二五号

有限会社大嶋屋

清算人　大嶋　雅登

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二カ月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

福岡市中央区天神二丁目二番一二号Ｔ＆Ｊビルディング七Ｆ

株式会社魁偉

代表清算人　烏山　和之

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

福岡県築上郡吉富町大字広津二七四番地の四

有限会社加耒薬局

清算人　加耒　秀樹

解散公告

当法人は、令和八年十月三十日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

福岡市中央区天神二丁目二番一二号七Ｆ

一般社団法人Ｌｉｂｅｒｔｙ

代表清算人　豊永　耀大

解散公告

当社は、令和八年十月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

佐賀県武雄市武雄町大字武雄七一〇二番地九

株式会社ラムダ

代表清算人　飯盛　徳幸

解散公告

当社は、令和八年十一月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

長崎県西彼杵郡長与町高田郷一五一番地一九

有限会社リサーチ長崎

清算人　辻　和幸

解散公告

当社は、令和八年十月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

沖縄県沖縄市松本三丁目八番一〇号

有限会社沖縄立建

清算人　川平　洋子

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年四月二十三日開催の社員総会の決議並びに北海道知事の認可により令和八年九月三日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

東京都新宿区四谷三丁目一二番地株式会社UG都市建築内

恵比寿フラワーホームマンション再生組合

代表清算人　石井　謙次

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年九月二十九日東京都知事認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

東京都港区芝浦三丁目九番一号

東中延一丁目11番地区防災街区整備事業組合

代表清算人　漆原　諄佶

解散公告（第一回）

当組合は渋谷区長より令和八年十月二十七日に解散の認可を受けたので、当組合に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

札幌市清田区平岡六条四丁目一四番一号

医療法人M&Co.

清算人　水本　昇克

解散公告（第一回）

当社は、平成十七年五月三十一日に解散したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

東京都大田区大森南一丁目二二番一一号

有限会社福島製作所

清算人　佐藤　一雄

解散公告（第一回）

当組合は、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

横浜市金沢区福浦二丁目一五番地二号

京急文庫タクシー労働組合

清算人　小松　新一

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年一月二十七日総代会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

高知県高岡郡佐川町乙二〇六二番地一

黒住教佐川教会所

清算人　中川　幸男

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年四月十五日開催の社員総会の決議並びに長崎県知事の認可により令和八年九月二十四日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

長崎県平戸市田平町里免一三六番地一

医療法人いなほ

代表清算人　稲澤　浩晃

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年十月二日札幌地方裁判所の命令により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

札幌市南区（札幌郡豊平町字豊瀧一一七三番地）

宗教法人信行教會

清算人　弁護士　小倉　泰彦

連絡先　札幌市中央区南一条西一〇丁目四番地一六七　南一条法務税務センター九階　中島・野口法律事務所

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年十月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

東京都千代田区丸の内二丁目二番一号岸本ビルヂング四階

税理士法人丸の内ソレイユ

清算人　中里妃沙子

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年九月七日開催の大会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

広島市南区宇品海岸三丁目六番四〇号

広島競輪労働組合

清算人　堀内　宏美

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年二月二十八日開催の社員総会の決議により、令和八年九月十六日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

広島市南区皆実町四丁目八番八号

医療法人住谷内科・消化器内科・リハビリテーション科

清算人　住谷　彰夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道上磯郡木古内町字札苅三一番地、最後の住所北海道上磯郡木古内町字札苅三一番地一

被相続人　亡　岩館　義勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十一日

札幌市南区（札幌郡豊平町字豊瀧一一七三番地）

宗教法人信行教會

清算人　弁護士　小倉　泰彦

連絡先　札幌市中央区南一条西一〇丁目四番地一六七　南一条法務税務センター九階　中島・野口法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道上磯郡木古内町字札苅三一番地、最後の住所北海道上磯郡木古内町字札苅三一番地一

被相続人　亡　岩館　義勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十一日

事務所北海道函館市宮前町六番二二号

相続財産清算人　弁護士　米塚　茂樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道亀田郡七飯町字藤城二五八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　藤田　収生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十一日

事務所北海道函館市宮前町六番二二号

相続財産清算人　弁護士　米塚　茂樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道北斗市文月八〇番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　髙田　勝昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十一日

事務所北海道函館市宮前町六番二二号

相続財産清算人　弁護士　米塚　茂樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県一関市真柴字中田一一五番地六、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　高橋　良子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十一日

岩手県一関市大町六番七号三浦第一ビル一〇二号室　吉田法律事務所

相続財産清算人　弁護士　吉田　俊晴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県小山市城山町二丁目一七六八番地一、最後の住所栃木県小山市大字乙女七一四番地三九七　被相続人　亡　清水　雅行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十一日

栃木県小山市神鳥谷五丁目一七番七号弁護士法人ひととのや法律事務所

相続財産清算人　弁護士　田中　真

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県越谷市蒲生寿町二六九八番地四、最後の住所埼玉県越谷市蒲生寿町一九番三一号

被相続人　亡　小菅　孝雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十一日

埼玉県春日部市中央二丁目五七番地一〇ガーデンフィール中央二階春日部法律事務所　相続財産清算人　弁護士　三ツ野祐樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県東松山市大字大谷四五三五番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　加藤とし子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十一日

埼玉県熊谷市宮町一丁目三二番地林法律事務所　相続財産清算人　弁護士　野村　恵子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県雄勝郡羽後町野中字野中七五番地、最後の住所埼玉県比企郡嵐山町大字志賀一九七番地五六　被相続人　亡　宮本　進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十一日

埼玉県熊谷市宮町一丁目六三番地

相続財産清算人　弁護士　小鮒　成忠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市七林町四三八番地四八、最後の住所千葉県船橋市七林町四三八番地四八

被相続人　亡　志賀　孝光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十一日

事務所千葉県船橋市本町二丁目一番三四号船橋スカイビル四階　船橋本町法律事務所

相続財産清算人　弁護士　本橋　瞳美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市西習志野一丁目九番、最後の住所千葉県船橋市三山四丁目二七番一一号

被相続人　亡　鶴岡　洋三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十一日

事務所千葉県船橋市本町一丁目二六番二号船橋ＳＦビル四階　葛南総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　越川新太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京市板橋區志村本蓮沼町二〇七番地、最後の住所不明　被相続人　亡　大山捨次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月十五日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十一日

事務所東京都新宿区荒木町二二―四二ＭＩＢ四谷ビル一階　松田山崎法律事務所

相続財産清算人　弁護士　山崎　貴啓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県北秋田市綴子字小田二〇番地、最後の住所東京都中野区鷺宮四丁目四五番五―一〇二号　被相続人　亡　佐藤　幸節

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十一日

東京都豊島区池袋二丁目六〇番六号グランドメゾン池袋壱番館八〇五ナイキ法律事務所　相続財産清算人　弁護士　内木　尚志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市絹ケ丘二丁目三八番、最後の住所神奈川県相模原市緑区中野一三三四番地二　Ｉ―ＧＡＲＡＧＥ中野Ｃ号室

被相続人　亡　青木　豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十一日

神奈川県相模原市中央区相模原二丁目一番五号サトウビル五階　法律事務所Ｓ

相続財産清算人　弁護士　末広多親子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市南区堀ノ内町二丁目一三七番地、最後の住所横浜市港南区最戸一丁目六番二号六〇二号　被相続人　亡　塚本　弘子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十一日

横浜市中区真砂町四―四三木下商事ビル八階野澤・中野法律事務所

相続財産清算人　弁護士　中野　智仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県各務原市那加土山町一丁目三三番地、最後の住所岐阜県岐阜市加野一丁目二九番二三号、登記記録上の住所横浜市港北区新吉田町二五七七番地サングレイス綱島一番館五〇四号　被相続人　亡　臼田　郁宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十一日

横浜市中区本町一―五―二ロワレール横浜本町三〇二

相続財産清算人　弁護士　井上　浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県松本市高宮東二一八番地四、最後の住所長野県松本市大字島内三四三五番地一

被相続人　亡　竹原　知言

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十一日

長野県松本市中央三丁目一一番一号　ハヤマビル二階　神戸法律事務所

相続財産清算人　弁護士　神戸　美佳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県沼津市高沢町六番、最後の住所静岡県沼津市松長五五番地の五介護サービスひとつ松長　被相続人　亡　中澤　勝美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十一日

静岡県沼津市御幸町二四番一九号　サンライズみゆき二〇一　古川法律事務所

相続財産清算人　弁護士　古川　陽子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市中央区三島町一六五一番地一、最後の住所静岡県浜松市中央区三島町一六五一番地の一　被相続人　亡　榎本　雅樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十一日

静岡県浜松市中央区中央一丁目一六番九号シュテルンバウ東田町三Ｂ本郷・福手法律事務所

相続財産清算人　弁護士　福手　朋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県愛西市持中町八町八四番地三、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　杉野　知里

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十一日

愛知県名古屋市東区筒井三丁目二六番一〇号　リム・ファーストビル六階Ｃ号室　さわらび法律事務所　相続財産清算人　弁護士　河口　航平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市天白区中砂町五八二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　岸本　義和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十一日

名古屋市熱田区金山町一丁目七番八号　電波学園金山第２ビル五階　弁護士法人名古屋総合法律事務所　金山駅前事務所　相続財産清算人　弁護士　楠野　翔也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市右京区嵯峨野千代ノ道町五番地、最後の住所京都市右京区嵯峨野千代ノ道町二〇番地の二　被相続人　亡　井田　敏夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十一日

京都市中京区烏丸御池東入　アーバネックス御池ビル東館六階　御池総合法律事務所　相続財産清算人　弁護士　茶木真理子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市東住吉区田辺二丁目二六番地、最後の住所大阪府大阪市東住吉区田辺四丁目一二番七号　被相続人　亡　坂本　誠宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十一日

大阪市北区堂島二―二―二近鉄堂島ビル一九階　相続財産清算人　弁護士　小林　孝広

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県石垣市字白保一五〇番地、最後の住所大阪府堺市中区深井北町三一七六番地　阪和第二泉北病院　被相続人　亡　大城　国夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十一日

大阪府大阪市北区西天満二丁目一一番八号　アメリカンビル六階　相続財産清算人　弁護士　永榮久仁子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県明石市大久保町江井島九六六番地、最後の住所神戸市西区池上一丁目七番地の一三　ドルチェハイツ一〇二号　被相続人　亡　坪田　吉正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十一日

神戸市中央区京町八〇番クリエイト神戸九階弁護士法人東町法律事務所　相続財産清算人　弁護士　脇山　泰朋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市今津山中町四七番地、最後の住所兵庫県西宮市今津山中町六番二七号　被相続人　亡　木下　一枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十一日

兵庫県尼崎市潮江一丁目三番三〇号ＫＤＩビル四階　尼崎駅前法律事務所　相続財産清算人　弁護士　小林　靖子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県岩美郡岩美町大字岩常二七六番地、最後の住所鳥取県岩美郡岩美町大字岩常二七六番地　被相続人　亡　藤澤　憲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十一日

鳥取県鳥取市西町二丁目四一五番地二　相続財産清算人　司法書士　村田　浩一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県宇部市大字西岐波一四六五番地、最後の住所山口県周南市住崎町一三番一〇―三〇二号　被相続人　亡　松島　浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十一日

山口県周南市緑町一丁目四七番地美重ビル二階　中坪法律事務所　相続財産清算人　弁護士　山田　貴之

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　廣本　常子

従来の住所・居所　不明

日本における最後の本籍　広島県呉市阿賀中央三丁目二九四五番地の二

生年月日　大正十三年十二月二十日

二　供託所　千葉地方法務局松戸支局

三　供託番号　令和八年度金八九一号

四　供託金額　三四、五九三、四三六円

五　裁判所　千葉家庭裁判所松戸支部

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和八年（家）第三〇〇〇九号

令和八年十一月十一日

千葉県松戸市本町一八―四　ＮＢＦ松戸ビル五階　ときわ綜合法律事務所　不在者財産管理人　弁護士　白石　知江

相続財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百九十条の二第二項により準用される同法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　被相続人　鈴木マツイ

最後の住所　新潟県村上市中原四〇〇三番地二

生年月日　昭和五年十一月三十日

死亡年月日　平成二十九年六月二十二日

二　供託所　新潟地方法務局新発田支局

三　供託番号　令和八年度金第一三五号

四　供託金額　四三一、三四三円

五　裁判所　新潟家庭裁判所新発田支部

六　事件名　相続財産管理人選任申立事件

七　事件番号　平成三十年（家）第三〇二九号

令和八年十一月十一日

新潟県新発田市中央町三丁目七番一四号　ウエノビル二階　新潟あやめ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　犬飼　善和

第12期決算公告

2026年11月11日

岩手県花巻市上小舟渡48番地５

株式会社サプライン

代表取締役　吉原　秀人

貸借対照表の要旨　（2026年８月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	74,733	流動負債	26,889
固定資産	16,898	固定負債	18,184
		（うち退職給付引当金）	(3,403)
		（うち役員退職慰労引当金）	(3,500)
		株主資本	46,557
		資本金	20,000
		資本剰余金	10,000
		資本準備金	10,000
		利益剰余金	16,557
		その他利益剰余金	16,557
		（うち当期純利益）	(2,861)
資産合計	91,632	負債・純資産合計	91,632

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第54条第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

令和８年11月11日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①連心国際株式会社　②第３種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第３－1282号　④連心国際株式会社　埼玉県越谷市レイクタウン一丁目36番地14　代表取締役　松本直久　⑤連心国際株式会社　埼玉県越谷市レイクタウン一丁目36番地14　⑥平成28年８月25日　⑧令和８年２月25日　⑩450万円　⑪埼玉県知事　⑫埼玉県越谷市レイクタウン一丁目36番地14　連心国際株式会社　代表取締役　松本直久

Ｃ　①Ｅａｓｉａ　Ｔｒａｖｅｌ　Ｊａｐａｎ株式会社　②第３種旅行業務　③東京都知事登録旅行業第３－8911号　④Ｅａｓｉａ　Ｔｒａｖｅｌ　Ｊａｐａｎ株式会社　東京都豊島区東池袋１－44－２、704号　代表取締役　グエン・チョン・ズン　⑤池袋本店　東京都豊島区東池袋１－44－２、704号　⑥令和８年１月８日　⑨令和８年９月28日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都豊島区東池袋１－44－２、704号　Ｅａｓｉａ　Ｔｒａｖｅｌ　Ｊａｐａｎ株式会社　代表取締役　グエン・チョン・ズン

Ｂ　①合同会社Treasure of the Earth　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－7070号　④合同会社Treasure of the Earth　東京都世田谷区代田三丁目54番地４号　代表社員　サラハ・アミン・エルタイラー・ナセル　⑤渋谷支店　東京都渋谷区代々木２－23－１ＮＥＷＳＴＡＴＥＭＡＮＯＲ1152号室　⑥平成28年１月７日　⑧令和８年１月７日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都世田谷区代田三丁目54番地４号　合同会社Treasure of the Earth　代表社員　サラハ・アミン・エルタイラー・ナセル

Ｃ　①カロスジャパン　②第３種旅行業　③京都府知事登録旅行業第３－1104号　④カロスジャパン株式会社　東京都渋谷区宇田川町３番５号ＳｐａｒｋＳＨＩＢＵＹＡ７階　代表取締役　ジェームズ・ラモント　⑤カロスジャパン　京都府京都市中京区橋弁慶町227第12長谷ビル７階－Ｄ　⑥令和８年６月24日　⑨令和８年９月24日　⑩300万円　⑪京都府知事　⑫京都府京都市中京区橋弁慶町227第12長谷ビル７階－Ｄ　カロスジャパン株式会社　代表取締役　ジェームズ・ラモント

Ｂ　①株式会社近大アシスト　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－2695号　④株式会社近大アシスト　大阪府富田林市若松町二丁目４番１号　代表取締役　岩森秀樹　⑤本店営業所　大阪府東大阪市小若江３丁目４番１号31号館１階　⑥平成26年３月17日　⑧令和８年９月30日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪府富田林市若松町二丁目４番１号　株式会社近大アシスト　代表取締役　岩森秀樹

Ｂ　①和の旅観光　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－3280号　④和の旅株式会社　大阪府東大阪市吉田七丁目８番43号シャトー西村402号　代表取締役　刘化云　⑤和の旅株式会社　大阪府東大阪市吉田七丁目８番43号シャトー西村402号　⑥令和７年７月16日　⑧令和８年９月４日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪府東大阪市吉田七丁目８番43号シャトー西村402号　和の旅株式会社　代表取締役　徐曼麗

Ｂ　①名人の旅　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－3211号　④株式会社名人の旅　東京都新宿区百人町二丁目14－６テラス百人町203号室　代表取締役　田辺豪　⑤本社営業所　大阪府豊中市豊南町西４－26－18　⑥令和６年４月22日　⑧令和８年８月12日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫東京都新宿区百人町二丁目14－６テラス百人町203号室　株式会社名人の旅　代表取締役　田辺豪

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第51条第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第51条第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第48条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

令和８年11月11日

記

［掲載順序］　（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①株式会社ヤマズジャパン　②第２種旅行業　③東京都知事登録旅行業第２－6478号　④株式会社ヤマズジャパン　東京都中央区日本橋馬喰町一丁目３番３号　代表取締役　加茂修吾　⑤本社営業所　東京都中央区日本橋馬喰町１－３－３日本橋ＴＫビル６階　⑥平成23年９月29日　⑦令和８年９月30日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①ＬＩＢＥＲＯ株式会社　②第３種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第３－842号　④ＬＩＢＥＲＯ株式会社　福岡市博多区奈良屋町10番３－502号西日本奈良屋ビル　代表取締役　牛笑青　⑤本社営業所　福岡市博多区奈良屋町10番３－502号　⑥平成28年８月22日　⑦令和８年８月25日　⑧60万円　⑨300万円

以上２件

東京都千代田区霞が関３丁目３番３号
一般社団法人日本旅行業協会
会長　原　　優二

Ａ　①エムケー・ツーリスト旅行企画株式会社　②第２種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第２－1209号　④エムケー・ツーリスト旅行企画株式会社　豊川市大木新町通二丁目102番地　代表取締役　黒田正行　⑤本社営業所　豊川市大木新町通二丁目102番地　⑥平成18年９月14日　⑦令和８年９月13日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①ブルースカイトラベル　②第３種旅行業　③栃木県知事登録旅行業第３－563号　④戸上誠　那須塩原市三本木438番地１　⑤本社営業所　那須塩原市三本木438番地１　⑥平成13年７月24日　⑦令和８年７月23日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①多久観光バス株式会社　②第３種旅行業　③佐賀県知事登録旅行業第３－73号　④多久観光バス株式会社　多久市多久町1414番地１　代表取締役　田中敏則　⑤本社営業所　多久市多久町1414番地１　⑥平成23年10月５日　⑦令和８年10月13日　⑧60万円　⑨300万円

以上３件

東京都港区赤坂４丁目２番19号
一般社団法人全国旅行業協会
会長　近藤　幸二

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和８年11月11日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①有限会社ユニティ　②千葉県知事⑹13155　③取締役　矢島直喜　④千葉県松戸市小金原９丁目３番地の２　⑤1000万円　⑥千葉県知事　⑦千葉県松戸市小金原９丁目３番地の２　有限会社ユニティ　取締役　矢島直喜

①有限会社泉住研　②京都府知事⑼7702　③代表取締役　浅越久美子　④京都府長岡京市泉が丘８番地の６　⑤1000万円　⑥京都府知事　⑦京都府長岡京市泉が丘８番地の６　有限会社泉住研　代表取締役　浅越久美子

①株式会社関家具　②福岡県知事⑴20193　③代表取締役　関正　④福岡県大川市大字幡保201番地１　⑤1000万円　⑥福岡県知事　⑦福岡県大川市大字幡保201番地１　株式会社関家具　代表取締役　春田秀樹

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

令和８年11月11日

東京都千代田区岩本町２丁目６番３号
公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会

記

年度番号	商号又は名称	免許証番号	(代表者の)氏名	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
令08全保2237	双栄興業株式会社	北海道知事(胆振５)923	代表取締役 後藤龍男	北海道苫小牧市表町１丁目４－５	1000万円
令08全保2238	株式会社ハタテ	北海道知事(空知６)436	代表取締役 旗手康博	北海道岩見沢市南町９条２丁目７－１	〃
令08全保2239	株式会社パルタウン	北海道知事(石狩６)6454	代表取締役 熊谷誠	北海道千歳市北陽１丁目13―17	〃
令08全保2240	有限会社Ｊ・プログレス	北海道知事(石狩４)7226	代表取締役 小原豊	北海道札幌市東区北25条東16丁目４－３ＳｘＨｘＯビル１Ｆ	〃
令08全保2241	前山商事不動産部	山形県知事⑶845	前山英市	山形県米沢市徳町８－９－７	〃
令08全保2242	株式会社フィナンシングロングパートナーズ	栃木県知事(1)5357	代表取締役 渡邉和江	栃木県足利市上渋垂町119	〃
令08全保2243	有限会社北西不動産	山梨県知事⑼1286	代表取締役 保延米子	山梨県甲府市千塚４－１－３	〃
令08全保2244	中部地所	富山県知事⑽1558	山本行雄	富山県高岡市大手町17―22	〃
令08全保2245	グリーンヒル振興株式会社	福井県知事⑼889	代表取締役 木村馨	福井県福井市若杉４丁目1203	〃
令08全保2246	有限会社イースト高知	高知県知事⑷2625	代表取締役 山田茂	高知県高知市杉井流13番７号	〃
令08全保2247	株式会社ヒロ・コンサルティング	熊本県知事(5)4252	代表取締役 宮﨑廣昭	熊本県熊本市中央区九品寺２－８―12―１	〃
令08全保2248	株式会社アイムホーム	熊本県知事⑵5239	代表取締役 荒木衛治	熊本県菊池郡菊陽町光の森６丁目19―５	〃
令08全保2249	不動産．ｃｏｍ	熊本県知事(1)5768	渡邉拓也	熊本県熊本市中央区新大江２丁目12―１第３大田ビル１階102号室	〃
令08全保2250	株式会社パーフェクト・ホーム	鹿児島県知事(3)5845	代表取締役 前田佳代子	鹿児島県鹿児島市西坂元町32―15	〃
令08全保2251	グランメイエステート	鹿児島県知事(1)6457	中村友哉	鹿児島県鹿児島市西陵５―20―９－１	〃

令08全保2252	株式会社ウンノハウス	国土交通大臣⑮747	代表取締役 齊藤暢昭	山形県山形市大野目４－１－37	2500万円
令08全保2253	合同会社ＡＬＥＲＯ７２	関整特事⑴243	（一社）アレーロ・プラス	東京都千代田区神田錦町１－21－１	1000万円
令08全保2254	有限会社三陸不動産	宮城県知事⑯154	代表取締役 齋藤美子	宮城県気仙沼市田中前４－２－６	〃
令08全保2255	東修不動産	宮城県知事⑷5601	東海林修	宮城県仙台市青葉区北山２－２－20－Ａ－303	〃
令08全保2256	株式会社徳田工務店	宮城県知事⑵6496	代表取締役 徳田実	宮城県仙台市太白区ひより台24－23	〃
令08全保2257	株式会社齋喜ビル	宮城県知事⑴6828	代表取締役 齋藤喜平	宮城県仙台市若林区六丁の目中町13－35	1500万円
令08全保2258	大崎開発	宮城県知事⑴6904	髙橋秀和	宮城県大崎市古川大幡字江向２－１－Ａ１階	1000万円
令08全保2259	ｎｉｃｏ建築不動産	宮城県知事⑴7130	髙橋克徳	宮城県仙台市泉区将監12－６－13	〃
令08全保2260	株式会社豊興	栃木県知事⑮382	代表取締役 井上秀男	栃木県宇都宮市三番町１番４号－811号	〃
令08全保2261	有限会社ゆたか商事	栃木県知事⑿1973	代表取締役 豊田勝美	栃木県那須郡那珂川町北向田146	〃
令08全保2262	有限会社ハート開発	栃木県知事⑹4243	代表取締役 中里利子	栃木県さくら市富野岡26番地	〃
令08全保2263	株式会社東建ビルダー	栃木県知事⑶4829	代表取締役 國定崇伸	栃木県足利市島田町820	1500万円
令08全保2264	シブエ不動産	栃木県知事⑴5529	澁江恒久	栃木県鹿沼市玉田町713－３	1000万円
令08全保2265	豊浦建設株式会社	新潟県知事⑭1172	代表取締役 齋藤正行	新潟県新発田市池ノ端1013－３	〃
令08全保2266	千歳不動産	新潟県知事⑿2477	樋口明弘	新潟県十日町市川治820－４	〃
令08全保2267	大丸不動産株式会社	新潟県知事⑽2947	代表取締役 栖原東	新潟県新潟市西蒲区川崎371－１	〃
令08全保2268	株式会社ハルキ	新潟県知事⑹4101	代表取締役 椿正廣	新潟県魚沼市下倉519－２	〃
令08全保2269	藤野工務店	新潟県知事⑶5134	藤野一二義	新潟県燕市吉田新田町２－13	〃
令08全保2270	株式会社大栄	新潟県知事⑵5517	代表取締役 中村豊	新潟県新潟市南区上下諏訪木744－１	〃
令08全保2271	株式会社たかはし住宅設計事務所	新潟県知事⑴5643	代表取締役 阿部哲也	新潟県新潟市中央区京王２－14－13	〃
令08全保2272	アリエス２１	香川県知事⑻3120	宮井眞彦	香川県高松市西山崎町128－３	〃
令08全保2273	有限会社ユウホーム	香川県知事⑶4194	代表取締役 杉村かおり	香川県高松市築地町13－４	〃
令08全保2274	日商不動産	宮崎県知事⒀2160	本田久美	宮崎県宮崎市佐土原町松小路３番地１	〃
令08全保2275	万代ホーム株式会社	国土交通大臣⑵9552	代表取締役 濵田龍太郎	鹿児島県鹿児島市西別府町2941－26	3500万円
令08全保2276	株式会社エスペラント開発	宮城県知事⑴6825	代表取締役 阿部義満	宮城県仙台市宮城野区福室２－１－26	1000万円
令08全保2277	小山土地建物株式会社	栃木県知事⑯168	代表取締役 高岩宏之	栃木県小山市城山町２－７－25	〃
令08全保2278	有限会社板橋総合開発	栃木県知事⑻3409	代表取締役 板橋正幸	栃木県芳賀郡芳賀町大字西水沼2032	〃
令08全保2279	有限会社芙蓉ハウジング	栃木県知事⑻3543	代表取締役 江崎新治	栃木県宇都宮市細谷町431－31	〃
令08全保2280	株式会社ソニックス	栃木県知事⑴5400	代表取締役 石川誠	栃木県宇都宮市海道町850－１	〃
令08全保2281	野積建設株式会社	群馬県知事⑺5544	代表取締役 深澤孝慈	群馬県安中市中宿一丁目９番23号	〃
令08全保2282	株式会社アパートメント・プロ	群馬県知事⑹5993	代表取締役 武井千秋	群馬県伊勢崎市安堀町1861番地４	〃
令08全保2283	杉山不動産	群馬県知事⑹6105	杉山明太郎	群馬県前橋市下新田町825番地	〃
令08全保2284	有限会社ウメザワ商事	東京都知事⑰3623	代表取締役 梅澤能理道	東京都大田区東矢口３－１－７	〃
令08全保2285	株式会社栗田土地建物	東京都知事⑿34892	代表取締役 栗田洋一	東京都品川区大井１－55－６	〃
令08全保2286	有限会社増田不動産	東京都知事⑿35577	代表取締役 増田英男	東京都多摩市南野２－３－11	〃
令08全保2287	株式会社プリンスホームズ	東京都知事⑾42629	代表取締役 中村弘一郎	東京都品川区上大崎２－24－13－807	〃
令08全保2288	有限会社清和ハウジング	東京都知事⑼50111	代表取締役 今野智之	東京都目黒区中根２－12－７	〃
令08全保2289	株式会社エスモ	東京都知事⑼50365	代表取締役 棚瀬徹	東京都渋谷区渋谷１－８－３	〃
令08全保2290	有限会社ヨシミネ	東京都知事⑼50388	代表取締役 吉野峯夫	東京都練馬区桜台６－33－21	〃
令08全保2291	株式会社大蔵地所住販	東京都知事⑼50396	代表取締役 中島勝齊	東京都日野市大坂上１－30－16	〃
令08全保2292	いづみエステート株式会社	東京都知事⑼55609	代表取締役 泉武俊	東京都新宿区西新宿４－29－13	〃
令08全保2293	二大ハウジング株式会社	東京都知事⑼55959	代表取締役 竹花英二	東京都八王子市中野上町１－８－15	〃
令08全保2294	大門建設株式会社	東京都知事⑼57657	代表取締役 齊木利宏	東京都渋谷区代々木１－55－14	〃
令08全保2295	多摩エステイト興産株式会社	東京都知事⑺70579	代表取締役 河内辰德	東京都府中市宮西町４－４－１	〃
令08全保2296	有限会社ワイケイ今井	東京都知事⑹74168	代表取締役 今井やよい	東京都板橋区仲町40－３	〃
令08全保2297	有限会社ツヅキ	東京都知事⑹74487	代表取締役 都筑由浩	東京都墨田区墨田３－20－16	〃
令08全保2298	株式会社ツツイ	東京都知事⑹76398	代表取締役 森永晃夫	東京都品川区東五反田５－25－19	〃
令08全保2299	株式会社リジューム	東京都知事⑸79095	代表取締役 阿部政夫	東京都豊島区東池袋４－21－１－602号	901万円
令08全保2300	有限会社タマキ企画	東京都知事⑸80025	代表取締役 玉野一典	東京都板橋区坂下２－15－28－108	1000万円

令08全保2301	株式会社エスアール技研	東京都知事(5)85554	代表取締役三谷正美	東京都千代田区岩本町３－９－４	〃
令08全保2302	株式会社マリーズコーポレーション	東京都知事(4)85942	代表取締役河原崎忠士	東京都渋谷区上原２－36－４	〃
令08全保2303	株式会社青山パートナーズ	東京都知事(4)86466	代表取締役粕谷渉	東京都港区六本木７－18－６	〃
令08全保2304	株式会社タイヤン	東京都知事(4)86870	代表取締役高山昇	東京都新宿区北新宿１－13－28－305	〃
令08全保2305	株式会社ゆうゆうホーム	東京都知事(4)89773	代表取締役横倉清	東京都江東区清澄３－３－22	〃
令08全保2306	株式会社ソリッドコーポレーション	東京都知事(4)89982	代表取締役辻秀樹	東京都渋谷区南平台町16－11ＭＦＰＲ渋谷南平台ビル	〃
令08全保2307	株式会社ナーヴァス	東京都知事(4)90710	代表取締役清原満夫	東京都千代田区平河町１－３－２－304号	〃
令08全保2308	株式会社ライズテクノス	東京都知事(4)91000	代表取締役神瀬治夫	東京都豊島区東池袋２－59－２	〃
令08全保2309	株式会社ｅトラスト	東京都知事(4)91596	代表取締役飯野貴之	東京都千代田区麹町３－５－８	〃
令08全保2310	株式会社エーファイブ	東京都知事(3)93658	代表取締役吉村誠	東京都新宿区新宿４－１－22	〃
令08全保2311	株式会社協和設計事務所	東京都知事(3)93673	代表取締役中山直己	東京都千代田区神田須田町１－２－１	〃
令08全保2312	首都圏マンション管理株式会社	東京都知事(3)98325	代表取締役安齊ヨシヱ	東京都豊島区雑司が谷２－17－４	〃
令08全保2313	株式会社明和商事	東京都知事(2)99071	代表取締役陶璐	東京都大田区羽田１－15－７－Ｍ１	〃
令08全保2314	株式会社エムツーエス	東京都知事(2)99321	代表取締役小川周人	東京都板橋区大山町38－３	〃
令08全保2315	株式会社レコメンダード	東京都知事(2)99354	代表取締役下重健太	東京都品川区西大井１－14－10	〃
令08全保2316	株式会社アクシズポイント	東京都知事(2)99640	代表取締役神田美雪	東京都渋谷区渋谷１－１－３アミーホールＴＨＥＨＵＢ青山ＷＥＳＴ	〃
令08全保2317	三愛不動産有限会社	東京都知事(2)99704	代表取締役近藤良成	東京都江東区千石２－２－13	〃
令08全保2318	有限会社足立住販	東京都知事(2)99729	代表取締役箕輪隆二	東京都足立区中央本町２－１－13	〃
令08全保2319	ＧＯＯＤＨＯＵＳＥ株式会社	東京都知事(2)99832	代表取締役力丸利	東京都江戸川区平井５－21－３	〃
令08全保2320	株式会社まるが不動産	東京都知事(2)102712	代表取締役長渡雅昭	東京都杉並区高円寺南２－35－16	〃
令08全保2321	株式会社ハウス・エージェント	東京都知事(2)103928	代表取締役伊東誠	東京都杉並区高円寺南４－７－14	〃
令08全保2322	ＡＵＩ合同会社	東京都知事(1)106770	代表社員三田勝喜	東京都世田谷区成城６－25－10	〃
令08全保2323	株式会社澄星	東京都知事(1)106876	代表取締役木村涼介	東京都新宿区百人町１－20－26－607	〃
令08全保2324	ＮＡＲＵＹＡ株式会社	東京都知事(1)107105	代表取締役佐野晃平	東京都新宿区大久保２－５－19－６階	〃
令08全保2325	株式会社クラリス	東京都知事(1)107498	代表取締役保坂修平	東京都足立区新田１－２－19－101号室	〃
令08全保2326	日本ＧＫＴ株式会社	東京都知事(1)108670	代表取締役卞茂聖	東京都渋谷区千駄ヶ谷５－26－５	〃
令08全保2327	株式会社卓磨	東京都知事(1)108908	代表取締役阿部卓磨	東京都練馬区北町２－38－15－516	〃
令08全保2328	至徳堂株式会社	東京都知事(1)109897	代表取締役吳駕晟	東京都千代田区神田多町２－９－12	〃
令08全保2329	株式会社アルテコーポレーション	東京都知事(1)110369	代表取締役伊佐治哲	東京都豊島区長崎５－17－13	〃
令08全保2330	肖遥株式会社	東京都知事(1)110613	代表取締役劉明江	東京都江戸川区平井３－14－２	〃
令08全保2331	豊栄リアルエステート株式会社	東京都知事(1)111332	代表取締役佐藤海龍	東京都江戸川区西葛西６－17－５	〃
令08全保2332	神友リアルエステート株式会社	東京都知事(1)112573	代表取締役劉聖勇	東京都新宿区西新宿７－３－１三光パークビル３階Ｂ号室	〃
令08全保2333	アエラホーム株式会社	東京都知事(1)113251	代表取締役中島秀行	東京都千代田区九段南２－３－１青葉第１ビル２階	〃
令08全保2334	有限会社ＢＭＥＲ	富山県知事(1)3277	代表取締役長田和博	富山県高岡市福岡町一歩二歩717番地１	〃
令08全保2335	ディレクト株式会社	石川県知事(1)4548	代表取締役四方和昭	石川県白山市乾町46－３	〃
令08全保2336	若林不動産	滋賀県知事(7)2369	若林宇平	滋賀県長浜市西上坂町643	〃
令08全保2337	有限会社山善	滋賀県知事(5)2796	代表取締役田辺善夫	滋賀県米原市下多良１－51－１	〃
令08全保2338	有限会社Ｔ＆Ｒ	滋賀県知事(2)3603	代表取締役杉本麗華	滋賀県彦根市極楽寺町166－５	〃
令08全保2339	ＮＲ技術事務所	滋賀県知事(1)3829	北川寿美	滋賀県彦根市彦富町1267	〃
令08全保2340	株式会社ひまわり不動産	滋賀県知事(1)4004	代表取締役古賀亮平	滋賀県近江八幡市古川町1414－58	〃
令08全保2341	株式会社クリスタル	滋賀県知事(1)4069	代表取締役井ノ口章善	滋賀県東近江市今町960－１	〃
令08全保2342	やなぎや	奈良県知事(2)4230	柳原秀基	奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3807番地	〃
令08全保2343	杉谷産業株式会社	和歌山県知事(7)3057	代表取締役井口成実	和歌山県日高郡みなべ町谷口693－３	〃
令08全保2344	株式会社坂井家起こし	和歌山県知事(4)3530	代表取締役坂井志行	和歌山県日高郡印南町印南原1976	〃
令08全保2345	有限会社マック	和歌山県知事(2)3807	代表取締役田村友二	和歌山県和歌山市東高松２－９－35	〃
令08全保2346	株式会社ジョウホーム	和歌山県知事(2)3913	代表取締役北條琢也	和歌山県西牟婁郡上富田町朝来3480－５	〃
令08全保2347	スマイルカラー株式会社	和歌山県知事(2)3946	代表取締役林正剛	和歌山県有田郡有田川町角132－１	〃
令08全保2348	日栄建設有限会社	徳島県知事(13)526	代表取締役斎藤一輝	徳島県徳島市南矢三町３丁目７－69	〃

令08全保2349	和田島不動産	徳島県知事(9)1870	金山タエ子	徳島県小松島市大林町字金島57―７	〃
令08全保2350	ヤマキハウス株式会社	愛媛県知事(14)1274	代表取締役菊池繁人	愛媛県八幡浜市保内町川之石１番耕地237―72	〃
令08全保2351	二宮不動産	愛媛県知事(14)1294	二宮毅	愛媛県大洲市徳森630	〃
令08全保2352	株式会社カインド	愛媛県知事(2)5498	代表取締役後藤章夫	愛媛県松山市平井町甲2378―２	〃
令08全保2353	有限会社三和住研不動産	熊本県知事(11)2172	代表取締役那須恒敏	熊本県宇土市松原町25―10	〃
令08全保2354	株式会社横田産業	熊本県知事(11)2305	代表取締役横田靖子	熊本県熊本市東区江津１―15―６	〃
令08全保2355	株式会社アイエスティーム	熊本県知事(5)4201	代表取締役出田敬人	熊本県熊本市中央区萩原町８番８号	〃
令08全保2356	有限会社たかもと	熊本県知事(4)4768	代表取締役髙本健司	熊本県熊本市南区浜口町74―３	〃
令08全保2357	中熊不動産	熊本県知事(3)4875	中熊功一	熊本県熊本市南区富合町古閑1066―１	〃
令08全保2358	株式会社白川リゾート	熊本県知事(2)5200	代表取締役藤本祐二	熊本県熊本市東区保田窪本町４―57	〃
令08全保2359	津守総建有限会社	大分県知事(1)3454	代表取締役津守満	大分県大分市大字志生木2924	〃
令08全保2360	合同会社トレック・ネプチューン	関整特事(1)277	（一社）トレック・ファンディング	東京都港区赤坂７―６―15	〃
令08全保2361	新宅新興建設株式会社	北海道知事（石狩16）352	代表取締役藤井一男	北海道札幌市北区北25条西16丁目５―32	〃
令08全保2362	株式会社財宅企画サービス	北海道知事（石狩10）4088	代表取締役武藤征一	北海道札幌市白石区本郷通13丁目南５―１	〃
令08全保2363	株式会社ディール企画	北海道知事（石狩８）5301	代表取締役野呂幸司	北海道札幌市中央区南１条東１丁目２―１太平洋興発ビル６Ｆ	〃
令08全保2364	株式会社サン・アイクリーン	北海道知事（石狩２）8912	代表取締役三田善一	北海道札幌市東区北32条東６丁目１―１	〃
令08全保2365	株式会社テスタ	北海道知事（石狩１）9534	代表取締役太田明子	北海道札幌市中央区南３条西12丁目325番９	〃
令08全保2366	シティーズ株式会社	北海道知事（石狩１）9757	代表取締役内田絵未	北海道札幌市豊平区美園９条７丁目２―５―１Ｆ	〃
令08全保2367	アラケン住まいル企画	青森県知事(2)3473	笹森健市	青森県五所川原市大字前田野目字長峰79―２	〃
令08全保2368	有限会社アイビス開発	岩手県知事(5)2152	代表取締役高橋正晃	岩手県北上市鍛冶町１―３―23	〃
令08全保2369	合同会社ａｂｉｂｅＵ	岩手県知事(1)2694	代表社員泉田光貴	岩手県盛岡市山岸３―２―１―303	〃
令08全保2370	有限会社ハッピー不動産	福島県知事(6)2364	代表取締役吉田賢太郎	福島県郡山市田村町徳定字苧干場66	〃
令08全保2371	有限会社並木コーポレーション	福島県知事(5)2449	代表取締役鈴木秀之	福島県郡山市並木１―18―１	〃
令08全保2372	原町中央不動産	福島県知事(3)3138	小林光吉	福島県南相馬市原町区泉字広畑461	〃
令08全保2373	丸野総合建設株式会社	茨城県知事(10)3341	代表取締役野髙悌子	茨城県稲敷郡河内町生板4303―１	〃
令08全保2374	有限会社結城ハウジング	茨城県知事(9)3681	代表取締役小林敏明	茨城県結城市大字小田林1360	〃
令08全保2375	富士不動産株式会社	茨城県知事(7)5132	代表取締役高野信男	茨城県つくば市天久保２―９―10	〃
令08全保2376	株式会社上野工務店	茨城県知事(7)5139	代表取締役上野榮司	茨城県桜川市真壁町田52―３	〃
令08全保2377	有限会社藤測工	茨城県知事(5)5988	代表取締役後藤啓一	茨城県水戸市下国井町3209	〃
令08全保2378	株式会社ミトモ地所	茨城県知事(3)6740	代表取締役水柿昌之	茨城県筑西市西谷貝294―１	〃
令08全保2379	有限会社ワコーハウス	埼玉県知事(11)10592	代表取締役崎濱秀世	埼玉県加須市川口２―６―５	〃
令08全保2380	有限会社バンナイ	埼玉県知事(9)12638	代表取締役會田明	埼玉県越谷市神明町３―257―２	〃
令08全保2381	株式会社タクト	埼玉県知事(6)18059	代表取締役江澤正巳	埼玉県入間市仏子812―１	〃
令08全保2382	株式会社イイジマビューティグループ	埼玉県知事(6)18077	代表取締役飯嶋隆	埼玉県三郷市上口１―172	〃
令08全保2383	株式会社グリーンライト	埼玉県知事(5)20619	代表取締役松岡有徳	埼玉県秩父市大野原2391―１	〃
令08全保2384	有限会社エクセル地所	埼玉県知事(4)21108	代表取締役安戸千代子	埼玉県さいたま市見沼区染谷１―47―２	〃
令08全保2385	株式会社ファンハウジング	埼玉県知事(3)22196	代表取締役小野寺正記	埼玉県さいたま市見沼区堀崎町1064―３	〃
令08全保2386	株式会社金山住建	埼玉県知事(3)22382	代表取締役金山泰史	埼玉県草加市青柳８―38―28	〃
令08全保2387	株式会社ライフステージらしく	埼玉県知事(3)22405	代表取締役岩宗繁樹	埼玉県さいたま市岩槻区高曽根1294―２	〃
令08全保2388	株式会社松堀不動産販売	埼玉県知事(3)22626	代表取締役関根哲	埼玉県東松山市箭弓町２―３―２	〃
令08全保2389	ＧｉｏＣｏｄｅ株式会社	埼玉県知事(3)23065	代表取締役趙勝一	埼玉県草加市氷川町845―３	500万円
令08全保2390	清水商事	埼玉県知事(2)23311	清水光一	埼玉県志木市幸町１―11―46	1000万円
令08全保2391	株式会社サンエツコーポレーション	埼玉県知事(2)23464	代表取締役上村穣	埼玉県越谷市増林1058―13	〃
令08全保2392	株式会社エックス	埼玉県知事(1)24617	代表取締役外石馨	埼玉県上尾市宮本町４―２	〃
令08全保2393	千葉五稜開発株式会社	千葉県知事(11)7089	代表取締役阿部惠美子	千葉県千葉市若葉区みつわ台５―４―５	〃
令08全保2394	株式会社明治不動産	千葉県知事(9)9101	代表取締役山浦まり子	千葉県船橋市高根台７―２―19	〃
令08全保2395	有限会社スズキホーム	千葉県知事(9)9811	代表取締役鈴木將夫	千葉県松戸市新松戸４―86	〃
令08全保2396	総明ハウス株式会社	千葉県知事(8)11316	代表取締役樋口明	千葉県船橋市南三咲３―30	〃
令08全保2397	有限会社リアルプラスワン	千葉県知事(6)13597	代表取締役黒﨑勇	千葉県松戸市二十世紀が丘丸山町125	〃

令08全保2398	株式会社セイワクリエイト	千葉県知事 (5)14240	代表取締役 和田佳保里	千葉県香取市小見川464―２	〃
令08全保2399	株式会社パラストホーム	千葉県知事 (4)15271	代表取締役 髙畑茂一	千葉県木更津市高柳４―４―３	〃
令08全保2400	ジェー・シー・エル株式会社	千葉県知事 (1)17988	代表取締役 袁堂立翔	千葉県船橋市前原西２―14―１―905	〃
令08全保2401	チェスナッツ株式会社	千葉県知事 (1)18037	代表取締役 藤井孝	千葉県船橋市南本町42―10	〃
令08全保2402	株式会社プロエイム	千葉県知事 (1)18770	代表取締役 松本忍	千葉県千葉市中央区本千葉町１―１―９階	〃
令08全保2403	日興株式会社	千葉県知事 (1)18826	代表取締役 林貞美	千葉県千葉市緑区土気町400	〃
令08全保2404	橘田産業株式会社	神奈川県知事 ⑿10075	代表取締役 川野晃太	神奈川県横浜市中区福富町東通46	〃
令08全保2405	有限会社山下企画	神奈川県知事 ⑾12599	代表取締役 柴﨑裕章	神奈川県平塚市明石町11―13	〃
令08全保2406	田板不動産有限会社	神奈川県知事 (9)17069	代表取締役 田板勇	神奈川県横浜市青葉区青葉台２―10―31	〃
令08全保2407	共栄機械工事株式会社	神奈川県知事 (9)18049	代表取締役 齋藤隆	神奈川県横浜市磯子区上中里町866―１	〃
令08全保2408	湘栄技工株式会社	神奈川県知事 (8)18469	代表取締役 濱滝貞則	神奈川県相模原市緑区根小屋1749―１	〃
令08全保2409	株式会社晴海工務店	神奈川県知事 (6)21811	代表取締役 山口雄一	神奈川県藤沢市亀井野3274―２	〃
令08全保2410	渋江サッシ株式会社	神奈川県知事 (5)24095	代表取締役 岩木弘美	神奈川県川崎市中原区木月２―13―35	〃
令08全保2411	有限会社シェルバード	神奈川県知事 (5)24438	代表取締役 齊木仁志	神奈川県横浜市西区平沼１―４―３―303	〃
令08全保2412	大洋サービス株式会社	神奈川県知事 (4)26102	代表取締役 梅澤行次	神奈川県厚木市山際501―７	〃
令08全保2413	株式会社エミューズプランニング	神奈川県知事 (4)26111	代表取締役 藤原善子	神奈川県横浜市港南区笹下５―11―22	〃
令08全保2414	株式会社徳商	神奈川県知事 (4)26130	代表取締役 長島英哲	神奈川県横浜市神奈川区反町４―29―12―１F	〃
令08全保2415	有限会社シマムラ	神奈川県知事 (4)26198	代表取締役 島村清光	神奈川県横須賀市根岸町４―１―９	〃
令08全保2416	ケーゼットホーム合同会社	神奈川県知事 (4)26746	代表社員 杉山昌弘	神奈川県横浜市泉区和泉中央南１―２―15	〃
令08全保2417	株式会社アースランドコム	神奈川県知事 (3)29310	代表取締役 岩嵜有子	神奈川県横浜市西区高島２―６―38岩井ビル	〃
令08全保2418	ＷＡＫＡコーポレーション株式会社	神奈川県知事 (2)29422	代表取締役 小山内豊	神奈川県厚木市水引１―14―15―102	〃
令08全保2419	株式会社ＯＮ	神奈川県知事 (1)31276	代表取締役 金理沙	神奈川県横浜市中区尾上町４―57―８F	〃
令08全保2420	株式会社グラッドペイジ	神奈川県知事 (1)31833	代表取締役 伊藤博康	神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央12―５飯塚ビル202	〃
令08全保2421	五右衛門株式会社	神奈川県知事 (1)31890	代表取締役 坂根大郷	神奈川県藤沢市善行２―12―９―Ｂ棟	〃
令08全保2422	株式会社スカイワードコーポレーション	神奈川県知事 (1)31975	代表取締役 長戸拓海	神奈川県横浜市鶴見区潮田町３―142―３サンライズ米沢２F	〃
令08全保2423	株式会社ビジネス＆コミュニティ	神奈川県知事 (1)32554	代表取締役 鈴木洋平	神奈川県横浜市都筑区見花山１―30見花山ビル３F	〃
令08全保2424	株式会社アール・アシスト	神奈川県知事 (1)32858	代表取締役 吉井学	神奈川県相模原市緑区二本松１―36―４	〃
令08全保2425	有限会社峯村建設	長野県知事 (3)5470	代表取締役 藤巻篤	長野県長野市金井田３	〃
令08全保2426	ネクステート	岐阜県知事 (1)5355	原倫永	岐阜県岐阜市安良田町１―12―３	〃
令08全保2427	株式会社フジコーム	静岡県知事 ⒀3830	代表取締役 木内藤男	静岡県静岡市駿河区国吉田１―７―37	〃
令08全保2428	株式会社イトーコー建築	静岡県知事 ⑿4577	代表取締役 伊藤孝	静岡県静岡市駿河区国吉田１―10―60	〃
令08全保2429	中之島開発	静岡県知事 ⑿4777	磯貝セツ子	静岡県磐田市福田中島133―６	〃
令08全保2430	有限会社クリタ	静岡県知事 (9)6850	代表取締役 栗田紀二	静岡県袋井市愛野南４―８―９	〃
令08全保2431	株式会社ファイブクリエート	静岡県知事 (8)7392	代表取締役 梶山章	静岡県静岡市葵区上足洗１―７―49―５	〃
令08全保2432	松井建設株式会社	静岡県知事 (8)10107	代表取締役 松井昇	静岡県浜松市浜名区中条1631	〃
令08全保2433	有限会社サンクス	静岡県知事 (7)10499	代表取締役 勝間田晴史	静岡県御殿場市東田中677―18	〃
令08全保2434	オフィスさいか	静岡県知事 (3)13376	山﨑弘江	静岡県富士市青葉町102	〃
令08全保2435	株式会社ララホーム	静岡県知事 (2)13900	代表取締役 石川恭子	静岡県静岡市葵区与一１―10―15―１	〃
令08全保2436	株式会社ハウスランド	静岡県知事 (2)14009	代表取締役 髙須一哲	静岡県浜松市中央区安新町168―２	〃
令08全保2437	株式会社テクノプランニング	静岡県知事 (2)14062	代表取締役 加藤豊	静岡県浜松市浜名区新都田３―４―38	〃
令08全保2438	株式会社リブテック	静岡県知事 (1)14482	代表取締役 岡本一平	静岡県浜松市中央区笠井町868―３	〃
令08全保2439	株式会社家施工	静岡県知事 (1)14500	代表取締役 渥美貴久	静岡県静岡市葵区大岩町４―24―１F	〃
令08全保2440	インステイト株式会社	静岡県知事 (1)14627	代表取締役 下田裕人	静岡県沼津市宮本25―１	〃
令08全保2441	富士山麓報徳社	静岡県知事 (1)15078	望月篤	静岡県富士市久沢1613―３	〃
令08全保2442	株式会社成田屋不動産	愛知県知事 ⒀8086	代表取締役 江藤彰範	愛知県名古屋市瑞穂区洲山町２丁目７番地	〃
令08全保2443	大宝不動産	愛知県知事 ⑽10725	伊藤次郎	愛知県稲沢市小沢４―16―35	〃
令08全保2444	共栄建設株式会社	愛知県知事 (9)14660	代表取締役 生田圭一	愛知県知立市八橋町寺内３―３	〃
令08全保2445	株式会社川合地所	愛知県知事 (9)15102	代表取締役 川合隆文	名古屋市西区則武新町３丁目７―12	〃
令08全保2446	マルハチ不動産	愛知県知事 (9)15635	川井レイ子	愛知県名古屋市南区前浜通７―33	〃

令08全保2447	岡幾不動産	愛知県知事(7)17020	岡田赳勇	愛知県碧南市中松町２丁目67	〃
令08全保2448	明宏工業株式会社	愛知県知事(7)17296	代表取締役 波切洋子	愛知県岡崎市井ノ口新町12番地17	〃
令08全保2449	株式会社新和不動産	愛知県知事(5)19618	代表取締役 原達昌	愛知県愛西市須依町前田面36―９	〃
令08全保2450	株式会社リアルウッドマーケティング	愛知県知事(5)20456	代表取締役 山田大輔	愛知県名古屋市東区新出来１―６―12	3000万円
令08全保2451	株式会社ホームテック	愛知県知事(4)21184	代表取締役 清水光平	愛知県岡崎市鴨田南町２―６	1000万円
令08全保2452	有限会社サンウッド	愛知県知事(4)21610	代表取締役 伊藤友一	愛知県海部郡大治町大字東條字砂島10	〃
令08全保2453	ＤＭＢ東海建材株式会社	愛知県知事(2)24656	代表取締役 木股真佐志	愛知県海部郡飛島村木場１―24	〃
令08全保2454	株式会社ホット	愛知県知事(1)24881	代表取締役 伊神秀明	愛知県江南市草井町宮東228	〃
令08全保2455	株式会社フェリックス	愛知県知事(1)24897	代表取締役 山口将宏	愛知県あま市甚目寺松山154―１	〃
令08全保2456	株式会社あだち新聞店	愛知県知事(1)24932	代表取締役 安達大	愛知県清須市西市場４―10―１	〃
令08全保2457	アイルホーム株式会社	愛知県知事(1)25104	代表取締役 冨田三奈	愛知県名古屋市港区九番町３―41―６	〃
令08全保2458	株式会社ＢＣＤ	愛知県知事(1)26403	代表取締役 山口祐一	愛知県小牧市山北町27	〃
令08全保2459	株式会社西組	三重県知事(1)3618	代表取締役 西大輔	三重県多気郡大台町岩井635―１	〃
令08全保2460	株式会社タニグチ	三重県知事(1)3842	代表取締役 谷口卓也	三重県鈴鹿市西條町392番地の１―２階	〃
令08全保2461	吉田産業	京都府知事(15)2242	吉田治一	京都府福知山市前田新町52	〃
令08全保2462	株式会社久保工務店	京都府知事(9)7706	代表取締役 久保亮太	京都府京都市左京区静市市原町619―12	〃
令08全保2463	長岡工務店	京都府知事(6)10539	菊永武人	京都府長岡京市神足２丁目19―20	〃
令08全保2464	ｍａｓｓａ２４株式会社	京都府知事(4)12374	代表取締役 近藤雅視	京都府向日市上植野町庄ノ内10番地の18	〃
令08全保2465	株式会社アーク・フロント・サービス	京都府知事(2)13752	代表取締役 高松一恵	京都府宇治市大久保町上ノ山46番６コトハイツ101号	〃
令08全保2466	Ｔ―ＨＯＭＥ株式会社	京都府知事(2)14061	代表取締役 辻智恵美	京都府京都市下京区西七条南西野町28番地	〃
令08全保2467	株式会社大阪屋商店	大阪府知事(16)2692	代表取締役 青木禎一郎	大阪府豊中市本町１―２―55	〃
令08全保2468	日二商事	大阪府知事(15)6885	矢野貞雄	大阪府大阪市中央区高津３―８―16	〃
令08全保2469	中川企画建設株式会社	大阪府知事(15)8369	代表取締役 中川廣次	大阪府大阪市中央区博労町４―２―15	〃
令08全保2470	第一不動産	大阪府知事(14)14924	仲西澤子	大阪府大阪市住吉区清水丘２―29―２	〃
令08全保2471	伊藤隆エステート株式会社	大阪府知事(10)26728	代表取締役 河村勝	大阪府大阪市中央区瓦町４―３―14	〃
令08全保2472	幸伸建設株式会社	大阪府知事(10)27059	代表取締役 山本隆則	大阪府大阪市住吉区山之内１―22―20	〃
令08全保2473	中村建設	大阪府知事(10)28217	木島工	大阪府守口市藤田町３―23―３	〃
令08全保2474	株式会社拓建	大阪府知事(10)28698	代表取締役 栗元芳昭	大阪府高槻市沢良木町16―45	〃
令08全保2475	株式会社アーディック	大阪府知事(9)32812	代表取締役 西田嘉枝	大阪府大東市浜町９―15	〃
令08全保2476	株式会社コスモ建築デザイン事務所	大阪府知事(9)34592	代表取締役 安齋学	大阪府大阪市中央区谷町３―６―５	〃
令08全保2477	伊藤ビル株式会社	大阪府知事(7)42242	代表取締役 伊藤福子	大阪府松原市松ケ丘１―１―１	〃
令08全保2478	株式会社伸拓	大阪府知事(6)44762	代表取締役 溝上容子	大阪府大阪市阿倍野区北畠１―５―30	〃
令08全保2479	中島不動産	大阪府知事(6)45532	中島一	大阪府枚方市都丘町３―38	〃
令08全保2480	アルコ株式会社	大阪府知事(6)46521	代表取締役 吉田郁夫	大阪府堺市堺区戎島町３―22―１―301号	〃
令08全保2481	有限会社綜合マネジメント	大阪府知事(5)48495	代表取締役 米田貴史	大阪府大阪市中央区瓦町４―３―14	〃
令08全保2482	東宝建物株式会社	大阪府知事(5)48512	代表取締役 吉川助次	大阪府摂津市千里丘１―６―17	〃
令08全保2483	株式会社宮本工務店	大阪府知事(5)48681	代表取締役 宮本淳一	大阪府東大阪市大蓮北２―20―７	〃
令08全保2484	株式会社プレスト・パートナーズ	大阪府知事(5)49975	代表取締役 足立朋子	大阪府大阪市中央区備後町３―６―２	〃
令08全保2485	株式会社近畿住宅販売	大阪府知事(5)51172	代表取締役 梅本泰史	大阪府堺市堺区四条通１―２―202	〃
令08全保2486	株式会社ＢＥ―ＬＩＫＥ	大阪府知事(4)52563	代表取締役 塩田盛之	大阪府大阪市北区鶴野町４―11―706	〃
令08全保2487	山口ホールディングス	大阪府知事(4)52594	山口峰達	大阪府大阪市平野区喜連東１―２―43	〃
令08全保2488	株式会社ジェイクリエイト	大阪府知事(4)53795	代表取締役 吉田光宏	大阪府大阪市中央区日本橋１―25―23	〃
令08全保2489	有限会社雅コーポレエション	大阪府知事(4)53890	代表取締役 西野雅之	大阪府河内長野市上原町757―１	〃
令08全保2490	株式会社ミルフィーユホーム	大阪府知事(4)54143	代表取締役 堀井透	大阪府高石市西取石５―８―16	〃
令08全保2491	Ｎプラン	大阪府知事(4)54779	西村善郎	大阪府三島郡島本町青葉３―１―４―301	〃
令08全保2492	西日本土地建物株式会社	大阪府知事(4)55052	代表取締役 三上啓一	大阪府大阪市中央区北浜１―８―16―10Ｆ	〃

令08全保2493	株式会社ＤｉｓｋａｒＣｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ	大阪府知事 ⑶56857	代表取締役	工藤大輔	大阪府大阪市西区北堀江１－２－19	〃
令08全保2494	南建ハウス	大阪府知事 ⑶57220	松田輝夫		大阪府大阪市住吉区殿辻２－１－19	〃
令08全保2495	ＡＸＩＳ建築設計事務所株式会社	大阪府知事 ⑶57393	代表取締役	南畑敦司	大阪府堺市北区長曾根町3082－９	〃
令08全保2496	ミヤ・ハウスリビング	大阪府知事 ⑵59003	妹尾辰哉		大阪府大阪市中央区北久宝寺町１－４－10	〃
令08全保2497	ネクサスホールディングス株式会社	大阪府知事 ⑵59129	代表取締役	山畑洋和	大阪府大阪市東住吉区針中野３－10―25	〃
令08全保2498	株式会社ブリッジ	大阪府知事 ⑵59159	代表取締役	久我眞一	大阪府大阪市西区西本町１－12－１	〃
令08全保2499	水谷不動産鑑定士事務所	大阪府知事 ⑵59475	水谷茂		大阪府吹田市南金田２－18－９	〃
令08全保2500	株式会社みんなの不動産窓口	大阪府知事 ⑵61973	代表取締役	百々嘉記	大阪府大阪市中央区内本町１－１－１	〃
令08全保2501	株式会社Ｂｉｖ	大阪府知事 ⑴62783	代表取締役	下野鎮史	大阪府大阪市中央区安堂寺町２－３－５－1207	〃
令08全保2502	株式会社ＥＬＩＴＥ	大阪府知事 ⑴63019	代表取締役	河原一聖	大阪府大阪市北区角田町８－１－19階	〃
令08全保2503	株式会社ゼロワンウエスト	大阪府知事 ⑴63326	代表取締役	大井達雄	大阪府大阪市中央区南船場４－７―23	〃
令08全保2504	株式会社ＭＩＲＩＳ不動産	大阪府知事 ⑴63679	代表取締役	加島祥江	兵庫県尼崎市東園田町２―57シュヴァリエ園田403号	〃
令08全保2505	株式会社スマイウェル	大阪府知事 ⑴64162	代表取締役	太田正裕	大阪府大阪市西区北堀江１－１－18	〃
令08全保2506	株式会社リアン	大阪府知事 ⑴65702	代表取締役	森本賢宇	大阪府大阪市都島区都島中通１－16―13	〃
令08全保2507	砂田商事株式会社	兵庫県知事 ⑮3231	代表取締役	砂田安雄	兵庫県淡路市志筑新島６―18	〃
令08全保2508	有限会社共和商事	兵庫県知事 ⑭6061	代表取締役	西山和子	兵庫県神戸市垂水区天ノ下町１－１－224	〃
令08全保2509	浅田建築設計事務所	兵庫県知事 ⑭6692	浅田昌之		兵庫県西宮市城ケ堀町２－２	〃
令08全保2510	株式会社岡工務店	兵庫県知事 ⑭6876	代表取締役	岡崇広	兵庫県宝塚市泉ガ丘５―29	〃
令08全保2511	コープ住宅株式会社	兵庫県知事 ⑼8990	代表取締役	安田智	兵庫県神戸市垂水区福田３丁目２―12	〃
令08全保2512	有限会社三和住建	兵庫県知事 ⑻9533	代表取締役	門田昭義	兵庫県神戸市北区有野町唐櫃4316―６	〃
令08全保2513	有限会社早栄	兵庫県知事 ⑹10237	代表取締役	井上啓太	兵庫県姫路市飾磨区構５丁目243―３	〃
令08全保2514	有限会社マエキタ不動産	兵庫県知事 ⑹10265	代表取締役	前北隆幸	兵庫県神戸市北区有野町有野1607	〃
令08全保2515	株式会社ノブ	兵庫県知事 ⑷11175	代表取締役	清水欣也	兵庫県加古川市西神吉町大国245―５	〃
令08全保2516	ＡＱＵＡＤｅｓｉｇｎ不動産販売株式会社	兵庫県知事 ⑶11495	代表取締役	冨田充子	兵庫県神戸市灘区森後町２丁目２―22	〃
令08全保2517	株式会社クリエイトワン	兵庫県知事 ⑶11555	代表取締役	本多創一	兵庫県神戸市灘区深田町２丁目１－１	〃
令08全保2518	森本工務店	兵庫県知事 ⑵11865	森本陽彦		兵庫県神戸市兵庫区湊川町６丁目９―13	〃
令08全保2519	アジア産業株式会社	兵庫県知事 ⑵11867	代表取締役	大川公文	兵庫県神戸市垂水区塩屋町９丁目３－17－701	〃
令08全保2520	トライセス株式会社	兵庫県知事 ⑵12145	代表取締役	玉岡利信	兵庫県神戸市中央区小野柄通５丁目１―13甲南シャトー三宮202	〃
令08全保2521	株式会社ハマー	兵庫県知事 ⑴12413	代表取締役	足立泰一	兵庫県神戸市垂水区学が丘１丁目19―16	〃
令08全保2522	ＡＲＫ合同会社	兵庫県知事 ⑴12714	代表社員	山田恵子	兵庫県神戸市中央区御幸通８丁目１－６神戸国際会館22Ｆ	〃
令08全保2523	樋口商事	兵庫県知事 ⑿200904	樋口末男		兵庫県加古川市加古川町寺家町23―１	〃
令08全保2524	ホームライフ株式会社	兵庫県知事 ⑼201847	代表取締役	田中照己	兵庫県西宮市北名次町１－８―201	〃
令08全保2525	ミヤビエステート	兵庫県知事 ⑼201865	南原雅善		兵庫県川西市向陽台３丁目８―54	〃
令08全保2526	三宝土地株式会社	兵庫県知事 ⑼201872	代表取締役	藤本雅丈	兵庫県西宮市深津町３－７	〃
令08全保2527	有限会社コナカハウジング	兵庫県知事 ⑻202443	代表取締役	小中政秋	兵庫県伊丹市南野３丁目７－２	〃
令08全保2528	株式会社リューズ	兵庫県知事 ⑷203944	代表取締役	森龍彦	兵庫県尼崎市七松町２丁目３－６－１Ｆ	〃
令08全保2529	株式会社神戸三田不動産	兵庫県知事 ⑴300623	代表取締役	大西正隆	兵庫県三田市下井沢153―15	〃
令08全保2530	株式会社エンゼル	兵庫県知事 ⑹400962	代表取締役	川井守	兵庫県明石市魚住町西岡505―５	〃
令08全保2531	マルハ不動産	兵庫県知事 ⑵401559	原田浩二		兵庫県加古郡播磨町野添1667―12	〃
令08全保2532	ＨＲＮ企画	兵庫県知事 ⑵451499	春名洋人		兵庫県姫路市保城224―２	〃
令08全保2533	株式会社第一エステート	兵庫県知事 ⑵451655	代表取締役	橋本大地	兵庫県姫路市東延末２丁目90	〃
令08全保2534	有限会社ライテック	兵庫県知事 ⑵800272	代表取締役	庄慶一幸	兵庫県洲本市大野1237	〃
令08全保2535	株式会社クローバー	兵庫県知事 ⑵800277	代表取締役	近藤博一	兵庫県洲本市宇山１丁目１―27	〃
令08全保2536	株式会社オレンジ	兵庫県知事 ⑴800332	代表取締役	林大雅	兵庫県南あわじ市神代國衙1688―２	〃
令08全保2537	株式会社スマートホーム	鳥取県知事 ⑶1342	代表取締役	陶山信幸	鳥取県倉吉市見日町364―１	〃
令08全保2538	株式会社メディア総合研究所	岡山県知事 ⑻3636	代表取締役	石田靜男	岡山県岡山市北区西長瀬1219―７	〃
令08全保2539	有限会社葵開発	岡山県知事 ⑸4685	代表取締役	横田積	岡山県高梁市頼久寺町13―５	〃

令08全保2540	真和不動産株式会社	岡山県知事 ⑷5286	代表取締役 丸山真吾	岡山県津山市山方55番地の14	〃
令08全保2541	長福不動産商事	広島県知事 ⑮1411	長岡忠雄	広島県福山市駅家町大字江良425－１	〃
令08全保2542	隆貴住建株式会社	広島県知事 ⑬3745	代表取締役 田中芳枝	広島県広島市佐伯区観音台１－25－３	〃
令08全保2543	有限会社明日香	広島県知事 ⑼6867	代表取締役 松浦充恭	広島県呉市西中央１－６－７－１Ｆ	〃
令08全保2544	有限会社オーケー企画建築事務所	広島県知事 ⑹8276	代表取締役 小川邦治	広島県広島市安芸区矢野西２－３－18	〃
令08全保2545	高垣不動産商事	広島県知事 ⑸8966	高垣幸人	広島県尾道市東則末町６－16	〃
令08全保2546	興和不動産開発株式会社	広島県知事 ⑷9376	代表取締役 平川光明	広島県尾道市栗原東２－１－22	〃
令08全保2547	ＹＵＳＥＩ株式会社	広島県知事 ⑵10558	代表取締役 折田昌史	広島県広島市安佐南区長束３－45－３	〃
令08全保2548	株式会社キャリーカンパニー	広島県知事 ⑵11087	代表取締役 棗田喜子	広島県福山市新涯町２－３－15ディオポルテ203	〃
令08全保2549	太平住宅総合サービス株式会社中国カンパニー	広島県知事 ⑴11115	代表取締役 永岡勇造	広島県広島市西区南観音４－２－44	〃
令08全保2550	株式会社フェニックス	広島県知事 ⑴11149	代表取締役 橋上勝英	広島県広島市南区出汐３－２－22	〃
令08全保2551	株式会社ユニティストック	広島県知事 ⑴11342	代表取締役 猶嵜修平	広島県広島市中区吉島町５－21－510	〃
令08全保2552	株式会社大幸	広島県知事 ⑴11626	代表取締役 木村洋介	広島県広島市南区段原２－15－23	〃
令08全保2553	株式会社ＣＲＡＳＵＭ	山口県知事 ⑴3793	代表取締役 田中愛未	山口県周南市新町１丁目５番地	〃
令08全保2554	株式会社ＹＭ－ＯＮＥ	山口県知事 ⑴3794	代表取締役 弘中光生	山口県山口市平井1575番13	〃
令08全保2555	真都市開発株式会社	福岡県知事 ⑽9072	代表取締役 檜作徳之	福岡県福岡市中央区舞鶴２－２－３	〃
令08全保2556	有限会社北九不動産本店	福岡県知事 ⑻11347	代表取締役 新開博美	福岡県北九州市八幡東区中央２－７－24	〃
令08全保2557	香佳栄	福岡県知事 ⑸14628	落雅扶	福岡県福岡市南区長丘５丁目５－６	〃
令08全保2558	エステート黎明	福岡県知事 ⑷15558	榊睦二	福岡県福岡市早良区有田８－９－７	〃
令08全保2559	エー・アール・シー西日本株式会社	福岡県知事 ⑷15565	代表取締役 高松未義	福岡県福岡市博多区博多駅東２－６－23	〃
令08全保2560	株式会社マイプレジャー	福岡県知事 ⑵17979	代表取締役 野中由樹男	福岡県福岡市中央区平尾３－７－21－401	〃
令08全保2561	株式会社よかネットクラウド	福岡県知事 ⑵18717	代表取締役 彌吉洋	福岡県福津市日蒔野６－19－17	〃
令08全保2562	有限会社雪野緑香園	福岡県知事 ⑵19170	代表取締役 雪野哲司	福岡県大牟田市上白川町２－232－２	〃
令08全保2563	合同会社ＳＨＡＲＫ	福岡県知事 ⑵19588	代表社員 王友慶	福岡県福岡市中央区舞鶴３－２－４福岡舞鶴ビル５Ｆ－Ｂ	〃
令08全保2564	ムタはうす株式会社	福岡県知事 ⑴20461	代表取締役 牟田倖大	福岡県福岡市東区多の津１－14－１－820	〃
令08全保2565	有限会社千代田土地開発	佐賀県知事 ⑻1805	代表取締役 緒方正幸	佐賀県神埼市千代田町境原1769	〃
令08全保2566	オフィス福井	長崎県知事 ⑸3505	福井薫	長崎県長崎市本原町27－２	〃
令08全保2567	塩塚綜合事務所	長崎県知事 ⑵4089	塩塚顕	長崎県諫早市東小路町11－１	〃
令08全保2568	オタニ不動産	宮崎県知事 ⑿2454	小谷公鴻	宮崎県北諸県郡三股町樺山1900－２	〃
令08全保2569	丸興不動産	宮崎県知事 ⑼3469	甲斐洋一郎	宮崎県日向市大字財光寺沖町77－６	〃
令08全保2570	有限会社山内洋品店	鹿児島県知事 ⑭327	取締役 山内康二	鹿児島県薩摩川内市東向田町３－１	〃
令08全保2571	有限会社宮田商事	鹿児島県知事 ⑻3727	取締役 池田守	鹿児島県霧島市国分上小川763－３	〃
令08全保2572	株式会社Ｓｉｎ工房	鹿児島県知事 ⑷5482	代表取締役 田口慎一	鹿児島県鹿児島市星ケ峯６－22－12	〃
令08全保2573	ＪＭ企画	鹿児島県知事 ⑶5768	元吉穣治	鹿児島県鹿児島市吉野町5560	〃
令08全保2574	株式会社ティーワンホーム	鹿児島県知事 ⑵6214	代表取締役 宮城智一	鹿児島県鹿児島市荒田２－31－６	〃
令08全保2575	沖電開発株式会社	沖縄県知事 ⑼2251	代表取締役 仲村直将	沖縄県浦添市牧港４－11－３	〃
令08全保2576	有限会社ライト住研	沖縄県知事 ⑻2454	代表取締役 比嘉靖	沖縄県沖縄市美原２－16－12－２階Ａ－１	〃
令08全保2577	有限会社クリエイトハウジング	沖縄県知事 ⑸3420	代表取締役 福元正勇	沖縄県那覇市古波蔵３－18－27	〃
令08全保2578	株式会社ＭａｒｉｎＦｒｏｎｔｉｅｒ	沖縄県知事 ⑴5276	代表取締役 柳瀬朝美	沖縄県浦添市牧港２－36－３－201	〃
令08全保2579	株式会社エーステクノ	沖縄県知事 ⑴5483	代表取締役 浜元幸弘	沖縄県中頭郡北谷町桑江499－１－101号	〃
令08全保2580	有限会社白銀橋	沖縄県知事 ⑴5765	代表取締役 金城邦雄	沖縄県浦添市西原２－17－14	〃
令08全保2581	ホワイトハウス	沖縄県知事 ⑴5886	下地健二郎	沖縄県豊見城市豊崎１－415－403	〃

第16期決算公告

令和８年11月11日
東京都渋谷区神宮前二丁目25番５号
別所ビル３階
株式会社Ｊクレアヴル
代表取締役　碇谷　俊

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	29,426
	資産合計	29,426
負債及び純資産の部	流動負債	26,899
	株主資本	2,527
	資本金	500
	利益剰余金	2,027
	その他利益剰余金	2,027
	（うち当期純損失）	(211)
	負債・純資産合計	29,426

第19期決算公告

令和８年９月29日
東京都港区赤坂２－４－６
株式会社グッドパートナーズ
代表取締役　鈴木　敦士

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	610
	固定資産	175
	資産合計	785
負債及び純資産の部	流動負債	309
	固定負債	110
	負債合計	419
	株主資本	366
	資本金	20
	利益剰余金	346
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	341
	（うち当期純利益）	(91)
	純資産合計	366
	負債・純資産合計	785

第11期決算公告

令和８年11月11日
山形県山形市くぬぎざわ西２番１
株式会社レボソフトウエア・ジャパン
代表取締役　松田　正利

貸借対照表の要旨
（令和８年５月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	80
	固定資産	316
	資産合計	396
負債及び純資産の部	流動負債	396
	株主資本	0
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	△1,000,000
	その他利益剰余金	△1,000,000
	（うち当期純利益）	(0)
	負債・純資産合計	396

第23期決算公告

令和８年９月29日
大阪市北区中之島三丁目６番32号
株式会社ライク
代表取締役　横山　滋樹

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	982
	固定資産	1,302
	資産合計	2,284
負債及び純資産の部	流動負債	345
	固定負債	5
	負債合計	351
	株主資本	1,933
	資本金	50
	利益剰余金	1,883
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	1,871
	（うち当期純利益）	(312)
	純資産合計	1,933
	負債・純資産合計	2,284

第3期決算公告

令和８年11月11日
静岡県掛川市淡陽18番地の１
ランベルジャパン株式会社
代表取締役　早戸　一真

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	108,803
	固定資産	36,046
	無形固定資産	24,562
	投資その他の資産	11,483
	繰延資産	146
	資産合計	144,996
負債及び純資産の部	流動負債	32,983
	固定負債	108,159
	株主資本	3,854
	資本金	10,000
	利益剰余金	△6,145
	その他利益剰余金	△6,145
	（うち当期純利益）	(22,217)
	負債・純資産合計	144,996

第24期決算公告

令和８年11月11日
静岡県袋井市鷲巣西ノ谷15番地の１
株式会社オフィスサプライズ
代表取締役　西上　節也

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	255,642
	固定資産	5,260
	有形固定資産	0
	無形固定資産	51
	投資その他の資産	5,208
	資産合計	260,903
負債及び純資産の部	流動負債	26,369
	株主資本	234,534
	資本金	10,000
	利益剰余金	224,534
	利益準備金	1,926
	その他利益剰余金	222,608
	（うち当期純利益）	(9,067)
	負債・純資産合計	260,903

第20期決算公告

令和８年８月28日
福岡県福岡市南区那の川一丁目６番14号
ライジングゼファーフクオカ株式会社
代表取締役　髙木　潔

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	140,884
	固定資産	30,224
	繰延資産	427
	資産合計	171,535
負債及び純資産の部	流動負債	163,586
	固定負債	3,457
	株主資本	4,492
	資本金	218,000
	利益剰余金	△213,507
	その他利益剰余金	△213,507
	（うち当期純損失）	(11,755)
	負債・純資産合計	171,535

第10期決算公告

令和８年９月30日
山口県下関市後田町四丁目29番16号
株式会社岡田電設
代表取締役　岡田　宣彦

貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	8,299
	固定資産	1,686
	繰延資産	0
	資産合計	9,985
負債及び純資産の部	流動負債	788
	固定負債	5,234
	株主資本	3,962
	資本金	3,000
	利益剰余金	962
	その他利益剰余金	962
	（うち当期純損失）	(10,536)
	負債・純資産合計	9,985

第3期決算公告

令和８年９月29日
大阪市北区中之島三丁目６番32号
チャームシニアリビング株式会社
代表取締役　日野　謙二

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	37
	固定資産	1
	資産合計	38
負債及び純資産の部	流動負債	34
	負債合計	34
	株主資本	4
	資本金	5
	利益剰余金	△ 0
	その他利益剰余金	△ 0
	（うち当期純損失）	(1)
	純資産合計	4
	負債・純資産合計	38

第47期決算公告

令和８年11月11日
愛知県豊田市広久手町四丁目14番地
株式会社三ツ矢鉄工所
代表取締役社長　橋本　悟

貸借対照表の要旨　（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	519,027	流動負債	227,596
固定資産	230,704	株主資本	499,028
		資本金	50,900
		資本剰余金	40,900
		資本準備金	40,900
		利益剰余金	407,228
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	404,728
		（うち当期純利益）	(81,788)
		評価・換算差額等	23,106
		その他有価証券評価差額金	23,106
資産合計	749,731	負債・純資産合計	749,731

第83期決算公告

令和８年11月11日　浜松市中央区住吉五丁目22番１号
株式会社中村組
取締役社長　中村　嘉宏

貸借対照表の要旨　（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	17,625,619	流動負債	6,673,981
固定資産	2,347,698	固定負債	1,024,348
有形固定資産	1,479,957	株主資本	12,274,988
無形固定資産	34,340	資本金	155,000
投資その他の資産	833,400	資本剰余金	35,000
		資本準備金	35,000
		利益剰余金	12,135,738
		利益準備金	38,750
		その他利益剰余金	12,096,988
		（うち当期純利益）	(796,654)
		自己株式	△ 50,750
資産合計	19,973,317	負債・純資産合計	19,973,317

第 51 期 決 算 公 告

令和８年 11 月 11 日

大阪府八尾市渋川町一丁目２番74号
株式会社万福
代表取締役　鳩山　誠志

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	528,854	流動負債	454,627
固定資産	2,057,120	（賞与引当金）	(8,075)
		固定負債	848,691
		（退職給付引当金）	(17,133)
		（役員退職慰労引当金）	(234,050)
		株主資本	1,282,656
		資本金	10,000
		利益剰余金	1,272,656
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	1,270,156
		（うち当期純利益）	(139,489)
資産合計	2,585,974	負債・純資産合計	2,585,974

第 15 期 決 算 公 告

令和８年９月 30 日

大阪市阿倍野区阿倍野筋１丁目１－43あべのハルカス
株式会社ユニソンプラネット
代表取締役社長　金本　相揮

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	743,221	流動負債	185,928
固定資産	465,783	固定負債	803,289
		株主資本	219,787
		資本金	10,000
		資本剰余金	830
		資本準備金	4
		その他資本剰余金	826
		利益剰余金	208,957
		利益準備金	2,496
		その他利益剰余金	206,461
		（うち当期純利益）	(55,576)
資産合計	1,209,004	負債・純資産合計	1,209,004

第 17 期 決 算 公 告

令和８年 11 月 11 日

東京都品川区西五反田七丁目13番５号
ＤＫ五反田ビル８階
株式会社グッドフェローズ
代表取締役　加藤　泰広

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	877,682,221
	固定資産	213,059,966
	資産合計	1,090,742,187
負純資産の及び部	流動負債	455,534,527
	固定負債	442,542,000
	株主資本	192,665,660
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	182,665,660
	その他利益剰余金	182,665,660
	（うち当期純利益）	(91,117,300)
	負債・純資産合計	1,090,742,187

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十一月十一日

東京都品川区西五反田七丁目一三番五号
ＤＫ五反田ビル八階
（甲）株式会社グッドフェローズ
代表取締役　加藤　泰広

東京都品川区西五反田七丁目一三番五号
ＤＫ五反田ビル八階
（乙）ＧＦＤ合同会社
代表社員　株式会社グッドフェローズ
職務執行者　加藤　泰広

第 10 期決算公告　令和８年10月27日

佐賀県佐賀市高木瀬町長瀬1225番地４
アグリジャパン株式会社
代表取締役　坂本　伸也

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	88,171
	固定資産	1,096,077
	繰延資産	2,254
	資産合計	1,186,503
負純資産の及び部	流動負債	183,985
	固定負債	1,018,245
	株主資本	△ 15,726
	資本金	4,494
	資本剰余金	1,494
	資本準備金	1,494
	利益剰余金	△ 21,714
	その他利益剰余金	△ 21,714
	（うち当期純損失）	(1,702)
	負債・純資産合計	1,186,503

第５期決算公告　令和８年11月11日

東京都世田谷区等々力五丁目20番８号
株式会社ナノエステート
代表取締役　山本　裕次

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	29,970,401
	固定資産	1,085,843,542
	合計	1,115,813,943
負純資産の及び部	流動負債	41,137,246
	固定負債	997,299,853
	負債の部合計	1,038,437,099
	株主資本	77,376,844
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	76,376,844
	その他利益剰余金	76,376,844
	（うち当期純利益）	(22,747,647)
	純資産の部合計	77,376,844
	合計	1,115,813,943

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表は左記のとおりです。

令和八年十一月十一日

東京都世田谷区等々力五丁目二〇番八号
株式会社ナノエステート
代表取締役　山本　裕次

第７期決算公告　2026年11月11日

熊本県山鹿市鍋田178番地１
株式会社リブサービス
代表取締役社長　難家　嘉之

貸借対照表の要旨（2026年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	89,964
	固定資産	3,726
	合計	93,690
負純資産の及び部	流動負債	28,183
	固定負債	3,333
	株主資本	62,174
	資本金	15,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	42,174
	その他利益剰余金	42,174
	（うち当期純利益）	(27,424)
	合計	93,690

第 5 期 決 算 公 告

令和８年 11 月 11 日

東京都品川区西五反田二丁目24番４号
ＴＨＥＣＲＯＳＳＧＯＴＡＮＤＡ６階
ＡｎｏｔｈｅｒＢａｌｌ株式会社
代表取締役　大湯　俊介

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	168,204
	固定資産	21,191
	資産合計	189,395
負純資産の及び部	流動負債	19,429
	固定負債	421,917
	株主資本	△251,950
	資本金	9,000
	利益剰余金	△260,950
	その他利益剰余金	△260,950
	（うち当期純損失）	(118,374)
	負債・純資産合計	189,395

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億円、資本準備金の額を二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十一日

東京都品川区西五反田二丁目二四番四号ＴＨＥＣＲＯＳＳＧＯＴＡＮＤＡ六階　ＡｎｏｔｈｅｒＢａｌｌ株式会社
代表取締役　大湯　俊介

第 26 期 決 算 公 告

令和８年 11 月 11 日

東京都目黒区下目黒一丁目８番１号
日本ラドウェア株式会社
代表取締役　ギル・ギヴォリー

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	346,319
	固定資産	4,960
	合計	351,280
負純資産の及び部	流動負債	26,072
	（その他の引当金）	(2,963)
	株主資本	325,207
	資本金	100,000
	利益剰余金	225,207
	その他利益剰余金	225,207
	（うち当期純利益）	(3,987)
	合計	351,280

第 39 期 決 算 公 告

令和８年11月11日

東京都新宿区高田馬場１丁目４番15号

株式会社日本文化センター友の会

代表取締役　品川　博美

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,660
	固定資産	704,796
	合計	706,456
負純資産債及のび部	流動負債	397,287
	株主資本	309,169
	資本金	20,000
	利益剰余金	289,169
	その他利益剰余金	289,169
	（うち当期純損失）	(1,529)
	合計	706,456

第 54 期 決 算 公 告

令和８年11月11日

愛知県豊田市大沼町切山８番地１

株式会社ロイヤルフレンドシップ

代表取締役　中村福太郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	155,805
	固定資産	5,879,258
	合計	6,035,063
負純資産債及のび部	流動負債	193,288
	固定負債	4,962,322
	株主資本	879,453
	資本金	100,000
	資本剰余金	395,000
	利益剰余金	384,453
	利益準備金	50,000
	その他利益剰余金	334,453
	（うち当期純利益）	(11,704)
	合計	6,035,063

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千八百万円減少し一億円とし、資本準備金の額を一億九千八百万円減少し０円とし、それぞれ減少額全額をその他資本剰余金に振り替えることにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月二十一日であり、株主総会の決議は令和八年十一月五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十一日

愛知県豊田市大沼町切山八番地一

株式会社ロイヤルフレンドシップ

代表取締役　中村福太郎

第 30 期 決 算 公 告

令和８年11月11日

東京都千代田区丸の内二丁目２番３号

丸の内仲通りビル６階

CapitaRetail NS 特定目的会社

取締役　東　義之

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	172,901
	資産合計	172,901
負純資産債及のび部	流動負債	2,275
	負債合計	2,275
	社員資本	170,625
	特定資本金	183,198
	剰余金	△12,573
	当期未処理損失	12,573
	（うち当期純損失）	(4,536)
	純資産合計	170,625
	負債・純資産合計	172,901

第72期決算公告　令和８年11月11日

京都市上京区大宮通今出川上る観世町113番地

株式会社酵研

代表取締役　木村　浩子

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	63,941
	固定資産	20,124
	合計	84,066
負純資産債及のび部	流動負債	10,705
	株主資本	73,360
	資本金	14,000
	利益剰余金	64,220
	利益準備金	3,500
	その他利益剰余金	60,720
	（うち当期純損失）	(11,376)
	自己株式	△4,860
	合計	84,066

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十一日

京都市上京区大宮通今出川上る観世町一一三番地

株式会社酵研

代表取締役　木村　浩子

第 11 期決算公告　令和８年10月16日

東京都中央区日本橋本町二丁目３番４号

日本材料技研株式会社

代表取締役　浦田　興優

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	339
	固定資産	878
	合計	1,218
負純資産債及のび部	流動負債	53
	固定負債	656
	株主資本	509
	資本金	100
	資本剰余金	300
	資本準備金	100
	その他資本剰余金	200
	利益剰余金	109
	その他利益剰余金	109
	（うち当期純利益）	(14)
	合計	1,218

決算公告　令和８年11月11日

大阪市中央区西心斎橋二丁目２番７号

株式会社ヴルーメン

代表取締役　江口　正峰

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	50,073
	固定資産	109,391
	有形固定資産	92,698
	無形固定資産	3,601
	投資その他の資産	13,091
	合計	159,465
負純資産債及のび部	流動負債	27,604
	固定負債	30,000
	株主資本	101,860
	資本金	30,000
	利益剰余金	71,860
	その他利益剰余金	71,860
	（うち当期純利益）	(14,143)
	合計	159,465

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十一日

大阪市中央区西心斎橋二丁目二番七号

株式会社ヴルーメン

代表取締役　江口　正峰

第 33 期決算公告　令和８年９月29日

東京都中央区日本橋本町二丁目３番４号

株式会社エムアンドシー

代表取締役　浦田　興優

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	145,208
	固定資産	14,558
	合計	159,766
負純資産債及のび部	流動負債	70,939
	固定負債	14,167
	株主資本	74,660
	資本金	35,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	14,660
	その他利益剰余金	14,660
	（うち当期純利益）	(9,208)
	合計	159,766

第 47 期 決 算 公 告

令和８年11月11日

広島県東広島市安芸津町風早10579番地

株式会社新川

代表取締役　新川　貴志

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	45,543
	固定資産	52,550
	合計	98,094
負純資産債及のび部	流動負債	49,429
	固定負債	40,204
	株主資本	8,460
	資本金	15,000
	利益剰余金	△ 6,539
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	△ 7,289
	（うち当期純損失）	(1,100)
	合計	98,094

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月十五日であり、株主総会の決議は、令和八年十月十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十一日

広島県東広島市安芸津町風早一〇五七九番地

株式会社新川

代表取締役　新川　貴志

第52期決算公告

令和８年11月11日

福岡県古賀市筵内1335番地５

株式会社阿部建設

代表取締役　阿部　淳子

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	30,047,005
	固定資産	31,945,468
	資産合計	61,992,473
負債及び純資産の部	流動負債	208,500
	株主資本	61,783,973
	資本金	22,000,000
	利益剰余金	39,783,973
	利益準備金	512,000
	その他利益剰余金	39,271,973
	（うち当期純利益）	(4,240,198)
	負債・純資産合計	61,992,473

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千二百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十一日

福岡県古賀市筵内一三三五番地五

株式会社阿部建設

代表取締役　阿部　淳子

第38期決算公告

令和８年９月29日

東京都千代田区内神田二丁目14番４号

株式会社電気化学システムズ

代表取締役　浦田　興優

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	87,817
	固定資産	5,479
	合計	93,296
負債及び純資産の部	流動負債	14,660
	固定負債	5,224
	株主資本	73,411
	資本金	20,000
	利益剰余金	113,411
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	108,411
	（うち当期純利益）	(3,391)
	自己株式	△60,000
	合計	93,296

公　告

令和８年11月11日

大阪市中央区難波５―１―60

なんばスカイオ27階

株式会社アグレイド

代表取締役　香西　洋平

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	591,585,874
	固定資産	25,787,891
	資産合計	617,373,765
負債及び純資産の部	流動負債	143,211,602
	固定負債	168,095,000
	株主資本	306,067,163
	資本金	9,900,000
	利益剰余金	296,167,163
	その他利益剰余金	296,167,163
	（うち当期純利益）	(80,782,520)
	負債・純資産合計	617,373,765

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は、解散することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲は、確定した事業年度はありません。乙の最終の貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十一日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号

株式会社赤坂国際会計内

（甲）株式会社アグレイド

代表取締役　小野　俊法

大阪市中央区難波五―一―六〇なんばスカイオ二七階

（乙）株式会社アグレイド

代表取締役　香西　洋平

第26期決算公告

令和８年９月29日

神奈川県相模原市中央区上溝2179番地２

株式会社エイエルエステクノロジー

代表取締役　浦田　興優

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	368,882
	固定資産	20,450
	繰延資産	100
	合計	389,433
負債及び純資産の部	流動負債	90,355
	固定負債	29,000
	株主資本	270,077
	資本金	20,000
	利益剰余金	317,077
	その他利益剰余金	317,077
	（うち当期純利益）	(30,100)
	自己株式	△67,000
	合計	389,433

第１期決算公告

令和８年11月11日

東京都港区赤坂三丁目17番３号

Ｈ１０赤坂904号

ＡＩトリックス株式会社

代表取締役　渡辺　辰裕

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,782
	固定資産	5
	資産合計	4,787
負債及び純資産の部	流動負債	2,983
	負債合計	2,983
	株主資本	1,803
	資本金	5,000
	利益剰余金	△3,196
	その他利益剰余金	△3,196
	（うち当期純損失）	(3,196)
	純資産合計	1,803
	負債・純資産合計	4,787

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千五百万円減少し、三千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十一月十一日

東京都港区赤坂三丁目一七番三号

Ｈ１０赤坂九〇四号

ＡＩトリックス株式会社

代表取締役　渡辺　辰裕

第２期決算公告

令和８年９月10日

東京都中央区築地二丁目15番15号

一般社団法人ＧＣＬジャパン品質評価機構

代表理事　小窪　京

貸借対照表の要旨

（令和８年８月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	13,992,922
	固定資産	8,055,480
	資産合計	22,048,402
負債及び純資産の部	流動負債	11,198,255
	固定負債	7,743,844
	負債合計	18,942,099
	剰余金	3,106,303
	（うち当期純利益）	(671,538)
	純資産合計	3,106,303
	負債・純資産合計	22,048,402

第74期決算公告

令和８年11月11日

東京都板橋区志村三丁目２番８号

司精機株式会社

代表取締役　栽松壮一郎

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	682,470
	固定資産	329,451
	合計	1,011,921
負債及び純資産の部	流動負債	225,667
	固定負債	478,655
	株主資本	307,598
	資本金	10,000
	利益剰余金	297,598
	利益準備金	6,000
	その他利益剰余金	291,598
	（うち当期純利益）	(69,736)
	合計	1,011,921

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＵＴＳ株式会社（住所東京都練馬区春日町六丁目八番三八号）に対して当社の不動産賃貸及び投資に係る事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十一日

東京都板橋区志村三丁目二番八号

司精機株式会社

代表取締役　栽松壮一郎

第79期決算公告

令和８年11月11日

東京都千代田区内神田三丁目４番６号

冨士エレベーター工業株式会社

代表取締役　篠田　一喜

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	981
	固定資産	351
	合計	1,332
負債及び純資産の部	流動負債	372
	固定負債	195
	退職給与引当金	24
	株主資本	764
	資本金	10
	利益剰余金	754
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	752
	（うち当期純利益）	(85)
	自己株式	△0
	合計	1,332

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十一日

兵庫県明石市魚住町西岡二三四三番地
プレステージ明石魚住アルカンシェル七〇三号
株式会社ＳＨＩＮＷＡ
代表取締役　長谷川佳祐

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	29,056
	固定資産	212
	合計	29,269
負純資産の債及び部	流動負債	3,261
	固定負債	10,279
	株主資本	15,729
	資本金	20,000
	利益剰余金	△4,270
	繰越利益剰余金	△4,270
	（うち当期純利益）	(330)
	合計	29,269

第19期決算公告

令和８年11月11日
東京都新宿区西新宿一丁目26番２号
新宿野村ビル32階
VAC Magnetic Japan株式会社
代表取締役　ハーバート・メイル

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	25,915
	固定資産	12,761
	合計	38,676
負純資産の債及び部	流動負債	2,740
	（賞与引当金）	(2,740)
	固定負債	541
	（有給休暇引当金）	(541)
	株主資本	35,394
	資本金	1,000
	利益剰余金	34,394
	その他利益剰余金	34,394
	（うち当期純利益）	(1,673)
	合計	38,676

第52期決算公告

令和８年11月11日
富山市太郎丸本町一丁目７番地の６
株式会社越州
代表取締役　古河　徳

貸借対照表の要旨
（令和８年７月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	82,057
	固定資産	739,102
	合計	821,160
負純資産の債及び部	流動負債	75,071
	固定負債	919,610
	株主資本	△173,521
	資本金	37,500
	利益剰余金	△199,021
	その他利益剰余金	△199,021
	（うち当期純損失）	(86,743)
	自己株式	△12,000
	合計	821,160

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億十万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十一日

東京都大田区東蒲田二丁目一―一五
株式会社グーテンベルク
代表取締役　李　丞　株

第５期決算公告

令和８年11月11日
東京都大田区東蒲田二丁目１―15
株式会社グーテンベルク
代表取締役　李　丞　株

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	140,570
	固定資産	176,163
	合計	316,733
負純資産の債及び部	流動負債	29,957
	固定負債	330,210
	株主資本	△43,434
	資本金	10,000
	資本剰余金	232,200
	資本準備金	232,200
	利益剰余金	△285,634
	その他利益剰余金	△285,634
	（うち当期純損失）	(113,244)
	合計	316,733

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出くださ い。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内
Starhill Global REIT One特定目的会社
取締役　森田　威

第35期決算公告

令和８年11月11日
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
東京共同会計事務所内
Starhill Global REIT One特定目的会社
取締役　森田　威

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産の部		流動負債	42,570
固定資産	5,431,999	固定負債	625,455
特定資産合計	5,431,999	負債合計	668,025
その他の資産の部		社員資本	5,329,264
流動資産	545,380	特定資本金	1,272,450
繰延資産	19,909	優先資本金	4,594,750
		剰余金	△537,935
		当期未処理損失	537,935
その他の資産合計	565,290	純資産合計	5,329,264
資産合計	5,997,289	負債・純資産合計	5,997,289

損益計算書の要旨
（自　令和７年７月１日　至　令和８年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	184,996
営業費用	103,035
営業利益	81,961
営業外収益	1,121
経常利益	83,082
税引前当期純利益	83,082
法人税等	14,554
当期純利益	68,528

第22期決算公告

令和８年11月11日
熊本県上天草市松島町今泉4289番地１
株式会社天草・リサイクルセンター
代表取締役　松本　仁

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	55,470,516
	固定資産	54,205,494
	資産合計	109,676,010
負純資産の債及び部	流動負債	19,358,489
	固定負債	30,597,000
	負債合計	49,955,489
	株主資本	59,720,521
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	49,720,521
	その他利益剰余金	49,720,521
	（うち当期純損失）	(10,872,594)
	純資産合計	59,720,521
	負債・純資産合計	109,676,010

第54期決算公告

令和８年11月11日
熊本県上天草市松島町今泉4289番地
天栄工業株式会社
代表取締役　松本　仁

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	131,969,557
	固定資産	144,640,213
	繰延資産	150,000
	資産合計	276,759,770
負純資産の債及び部	流動負債	62,712,572
	固定負債	43,548,640
	負債合計	106,261,212
	株主資本	170,498,558
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	150,498,558
	その他利益剰余金	150,498,558
	（うち当期純利益）	(30,367,153)
	純資産合計	170,498,558
	負債・純資産合計	276,759,770

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十一日

熊本県上天草市松島町今泉四二八九番地
（甲）天栄工業株式会社
代表取締役　松本　仁
熊本県上天草市松島町今泉四二八九番地一
（乙）株式会社天草・リサイクルセンター
代表取締役　松本　仁

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月一日

掲載頁　九十頁（号外第七十八号）

令和八年十一月十一日

鹿児島市西田二丁目一二番二四号一階

（甲）不動産相続あんしんサポート株式会社

代表取締役　元　佑也

鹿児島市西田二丁目一一番一一―二〇三号

（乙）土地所有者等救済支援業務センター株式会社

代表取締役　清正壮太郎

第２期決算公告

令和８年11月11日

鹿児島市西田二丁目12番24号１階

不動産相続あんしんサポート株式会社

代表取締役　元　佑也

貸借対照表の要旨

（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	40,214
	固定資産	14,664
	繰延資産	880
	合計	55,759
負債及び純資産の部	流動負債	27,168
	固定負債	21,735
	株主資本	6,855
	資本金	1,500
	利益剰余金	5,355
	その他利益剰余金	5,355
	（うち当期純利益）	(5,957)
	合計	55,759

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千四百六十一万二千六百二十三円減少し七千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月二十三日であり、株主総会の決議は、令和八年十月二十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十一日

東京都墨田区本所四丁目一九番三号本所吾妻橋ＤＪビル　株式会社ＪＳＩ

代表取締役　内田　泰祐

第19期決算公告

令和８年11月11日

東京都墨田区本所四丁目19番３号本所吾妻橋ＤＪビル

株式会社ＪＳＩ

代表取締役　内田　泰祐

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	73,571	流動負債	87,022
固定資産	502,320	固定負債	282,189
繰延資産	16,873	株主資本	223,553
		資本金	60,613
		資本剰余金	327,055
		資本準備金	50,613
		その他資本剰余金	276,442
		利益剰余金	△164,114
		その他利益剰余金	△164,114
		（うち当期純損失）	(31,625)
資産合計	592,764	負債・純資産合計	592,764

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十一月十一日

愛知県豊田市駒新町坂上一五八番一

（甲）株式会社ヨコヤマ精工

代表取締役　守谷　公男

長野県上伊那郡宮田村六一一一番一一

（乙）株式会社ミヤタ

代表取締役　守谷　公男

愛知県豊明市新田長森西三一番地一

（丙）株式会社村松製作所

代表取締役　守谷　公男

決算公告

令和８年11月11日

愛知県豊田市駒新町坂上158番１

株式会社ヨコヤマ精工

代表取締役　守谷　公男

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,507,927
	固定資産	1,366,770
	繰延資産	836
	合計	3,875,535
負債及び純資産の部	流動負債	1,300,008
	固定負債	190,905
	株主資本	2,384,621
	資本金	50,453
	利益剰余金	2,336,868
	利益準備金	11,461
	その他利益剰余金	2,325,406
	（うち当期純利益）	(570,998)
	自己株式	△2,700
	合計	3,875,535

決算公告

令和８年11月11日

長野県上伊那郡宮田村6111番11

株式会社ミヤタ

代表取締役　守谷　公男

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	468,505
	固定資産	171,065
	合計	639,570
負債及び純資産の部	流動負債	197,835
	固定負債	19,735
	退職給付引当金	19,735
	株主資本	422,000
	資本金	85,000
	資本剰余金	75,000
	資本準備金	75,000
	利益剰余金	262,000
	その他利益剰余金	262,000
	（うち当期純利益）	(101,687)
	合計	639,570

決算公告

令和８年11月11日　　愛知県豊明市新田長森西31番地１

株式会社村松製作所

代表取締役　守谷　公男

貸借対照表の要旨　（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	530,473	流動負債	39,502
固定資産	504,849	賞与引当金	4,550
		固定負債	25,047
		株主資本	970,773
		資本金	20,000
		資本剰余金	198,500
		資本準備金	198,500
		利益剰余金	752,273
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	747,273
		（うち当期純利益）	(66,467)
合計	1,035,323	合計	1,035,323

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十一月十一日

東京都品川区上大崎三丁目一三番一八号

（甲）A－OPERATION株式会社

代表取締役　横田　晃洋

東京都品川区上大崎三丁目一三番一八号

（乙）ポンツーン株式会社

代表取締役　横田　晃洋

第9期決算公告

令和8年11月11日

東京都品川区上大崎三丁目13番18号

A－OPERATION株式会社

代表取締役　横田　晃洋

貸借対照表の要旨

（令和8年2月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	21,770
	固定資産	392,337
	合計	414,108
負純資産債及の部	流動負債	2,360
	固定負債	392,426
	株主資本	19,321
	資本金	1,000
	利益剰余金	18,321
	その他利益剰余金	18,321
	（うち当期純利益）	(4,721)
	合計	414,108

第10期決算公告

令和8年11月11日

東京都品川区上大崎三丁目13番18号

ポンツーン株式会社

代表取締役　横田　晃洋

貸借対照表の要旨

（令和8年2月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	33
	固定資産	115,102
	合計	115,135
負純資産債及の部	流動負債	14,681
	固定負債	74,030
	株主資本	26,423
	資本金	1,000
	利益剰余金	25,423
	その他利益剰余金	25,423
	（うち当期純利益）	(26,032)
	合計	115,135

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。効力発生日は令和九年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年十月十六日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十一月十一日

東京都渋谷区神南一丁目五番六号

（甲）H2O Japan Field Management株式会社

代表取締役　岩崎　一樹

東京都渋谷区神南一丁目五番六号

（乙）H2O Japan Management株式会社

代表取締役　ゴン　ヨンジン

第12期決算公告

令和8年11月11日

東京都渋谷区神南一丁目5番6号

H2O Japan Field Management株式会社

代表取締役　岩崎　一樹

貸借対照表の要旨（令和7年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	52,891
	固定資産	3,200
	資産合計	56,091
負純資産債及の部	流動負債	2,507
	固定負債	290,000
	株主資本	△236,416
	資本金	60,911
	資本剰余金	50,102
	資本準備金	50,102
	利益剰余金	△347,429
	その他利益剰余金	△347,429
	（うち当期純損失）	(461)
	負債・純資産合計	56,091

第9期決算公告

令和8年11月11日

東京都渋谷区神南一丁目5番6号

H2O Japan Management株式会社

代表取締役　ゴン　ヨンジン

貸借対照表の要旨（令和7年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	183,081
	固定資産	770
	資産合計	183,851
負純資産債及の部	流動負債	59,096
	固定負債	100,000
	株主資本	24,755
	資本金	96,000
	資本剰余金	95,000
	資本準備金	95,000
	利益剰余金	△166,245
	その他利益剰余金	△166,245
	（うち当期純利益）	(112,232)
	負債・純資産合計	183,851

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はASUS　JAPAN合同会社とします。

効力発生日は令和八年十二月二十一日であり、当社の総株主の同意の取得は令和八年十二月十八日に予定しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十一日

東京都千代田区九段北四丁目一番七号

ASUS JAPAN株式会社

代表取締役　陳　青禾

第18期決算公告

令和8年11月11日

東京都千代田区九段北4丁目1番7号

ASUS　JAPAN株式会社

代表取締役　陳　青禾

貸借対照表の要旨（令和7年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	20,663	流動負債	17,375
固定資産	140	賞与引当金	93
繰延資産	—	その他の引当金	43
		固定負債	—
		負債合計	17,375
		株主資本	3,429
		資本金	205
		利益剰余金	3,224
		利益準備金	—
		繰越利益剰余金	3,224
		純資産合計	3,429
資産合計	20,803	負債・純資産合計	20,803

損益計算書の要旨

（自　令和7年1月1日　至　令和7年12月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	84,088
売上原価	80,770
売上総利益	3,318
販売費及び一般管理費	2,189
営業利益	1,130
営業外収益	8
営業外費用	1
経常利益	1,136
特別利益	—
特別損失	—
税引前当期純利益	1,136
法人税、住民税及び事業税	425
法人税等調整額	△82
当期純利益	792

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十一日

神戸市東灘区本山中町三丁目五番三号

（甲）アトム電子株式会社

代表取締役　山下　猛

神戸市東灘区本山中町三丁目五番三号

（乙）アトムモバイル株式会社

代表取締役　山下　朱美

第20期決算公告

令和8年11月11日

神戸市東灘区本山中町3丁目5番3号

アトム電子株式会社

代表取締役　山下　猛

貸借対照表の要旨

（令和7年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	161,119
	固定資産	701,858
	合計	862,978
負純資産債及の部	流動負債	63,080
	固定負債	183,843
	株主資本	616,054
	資本金	15,000
	利益剰余金	601,054
	その他利益剰余金	601,054
	（うち当期純損失）	(81,486)
	合計	862,978

第16期決算公告

令和8年11月11日

神戸市東灘区本山中町3丁目5番3号

アトムモバイル株式会社

代表取締役　山下　朱美

貸借対照表の要旨

（令和7年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	76,711
	固定資産	240,087
	合計	316,799
負純資産債及の部	流動負債	21,374
	固定負債	36,186
	株主資本	259,238
	資本金	20,000
	利益剰余金	239,238
	その他利益剰余金	239,238
	（うち当期純損失）	(28,507)
	合計	316,799

第57期決算公告

令和８年11月11日

大阪府枚方市大垣内町二丁目10番４号

株式会社柴野工務店

代表取締役　柴野　裕文

貸借対照表の要旨

（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,118,154
	固定資産	454,206
	繰延資産	2,627
	資産合計	**2,574,988**
負債及び純資産の部	流動負債	276,660
	固定負債	46,326
	負債合計	**322,986**
	株主資本	2,252,001
	資本金	50,000
	資本剰余金	38,292
	資本準備金	31,340
	その他資本剰余金	6,952
	利益剰余金	2,181,203
	利益準備金	16,920
	その他利益剰余金	2,164,283
	（うち当期純損失）	（407,148）
	自己株式	△　17,494
	純資産合計	**2,252,001**
	負債・純資産合計	**2,574,988**

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十一月十一日

大阪府枚方市大垣内町二丁目一〇番四号

（甲）株式会社柴野興産

代表取締役　柴野　裕文

大阪府枚方市大垣内町二丁目一〇番四号

（乙）株式会社柴野工務店

代表取締役　柴野　裕文

第37期決算公告

令和８年11月11日

大阪府枚方市大垣内町二丁目10番４号

株式会社柴野興産

代表取締役　柴野　裕文

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	203,298
	固定資産	78,305
	資産合計	**281,604**
負債及び純資産の部	流動負債	4,765
	固定負債	17,837
	負債合計	**22,602**
	株主資本	259,001
	資本金	9,890
	利益剰余金	249,111
	利益準備金	1,500
	その他利益剰余金	247,611
	（うち当期純損失）	（6,288）
	純資産合計	**259,001**
	負債・純資産合計	**281,604**

第33期決算公告

令和８年11月11日

富山市今泉197番地

株式会社越州石材商行

代表取締役　古河　徳

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	462,016
	固定資産	377,308
	合計	**839,324**
負債及び純資産の部	流動負債	75,965
	固定負債	634,544
	株主資本	128,814
	資本金	10,000
	利益剰余金	119,314
	その他利益剰余金	119,314
	（うち当期純利益）	（50,020）
	自己株式	△500
	合計	**839,324**

第21期決算公告

令和８年11月11日

名古屋市千種区今池二丁目１番16号

株式会社マザーリップ

代表取締役　米本　律男

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	39,023
	固定資産	1,273
	資産合計	**40,297**
負債及び純資産の部	流動負債	6,028
	固定負債	40,000
	負債合計	**46,028**
	株主資本	△5,730
	資本金	9,990
	利益剰余金	△15,720
	その他利益剰余金	△15,720
	（うち当期純損失）	（5,477）
	純資産合計	**△5,730**
	負債・純資産合計	**40,297**

第22期決算公告

令和８年11月11日

東京都港区虎ノ門四丁目１番40号

江戸見坂森ビル

株式会社ＭＳＳ

代表取締役　藤田　圭介

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	192,025
	固定資産	32,954
	資産合計	**224,979**
負債及び純資産の部	流動負債	129,991
	固定負債	34,100
	退職給付引当金	23,100
	その他	11,000
	株主資本	60,888
	資本金	10,000
	資本剰余金	33,422
	資本準備金	33,422
	利益剰余金	17,466
	利益準備金	7,000
	その他利益剰余金	10,466
	（うち当期純利益）	（10,760）
	負債・純資産合計	**224,979**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十一月十一日

東京都港区虎ノ門四丁目一番四〇号江戸見坂森ビル

（甲）株式会社ＭＳＳ

代表取締役　藤田　圭介

東京都品川区西五反田一丁目三番八号五反田ＰＬＡＣＥ八階

（乙）ソリッドインテリジェンス株式会社

代表取締役　大川　絢也

第13期決算公告

令和８年11月11日

東京都品川区西五反田一丁目３番８号五反田ＰＬＡＣＥ８階

ソリッドインテリジェンス株式会社

代表取締役　大川　絢也

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	174,971
	固定資産	1,695
	資産合計	**176,667**
負債及び純資産の部	流動負債	31,696
	株主資本	144,970
	資本金	18,260
	資本剰余金	18,260
	資本準備金	18,260
	利益剰余金	108,449
	その他利益剰余金	108,449
	（うち当期純利益）	（22,052）
	負債・純資産合計	**176,667**

第41期決算公告

2026年11月11日

京都府久世郡久御山町大橋辺堤外縁23番地

株式会社日研生物ＧＩ

代表取締役　金子　常雄

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	151,595
	固定資産	190,638
	合計	**342,233**
負債及び純資産の部	流動負債	69,822
	固定負債	90,000
	株主資本	182,411
	資本金	3,000
	利益剰余金	179,411
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	176,911
	（うち当期純損失）	（1,998）
	合計	**342,233**

第17期決算公告

令和８年11月11日

東京都新宿区西新宿六丁目20番12号山口ビル８階

一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構

代表理事　金谷　京子

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	260,901
	固定資産	6,099
	合計	**267,000**
負味債財及産びの正部	流動負債	93,551
	負債合計	**93,551**
	一般正味財産	173,449
	正味財産合計	**173,449**
	合計	**267,000**